

第6次原村総合計画

地区の特色

第3期 原村地域創生総合戦略 土地利用構想

令和7年4月

第6次原村総合計画

第1部 序論.....	2
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 村を取り巻く状況.....	5
5. 村にとって大切なこと.....	7
6. 村の将来像と基本理念の方向.....	8
第2部 基本構想.....	9
第1章 村の将来像.....	9
第2章 基本理念.....	10
第3章 将来人口の目標.....	11
第3部 基本計画.....	12
第1章 SDGsへの取組.....	12
第2章 基本計画の体系.....	13
第3章 基本目標と基本計画.....	14
第4章 基本計画の見方.....	19
第5章 基本計画.....	20
基本目標1 自然と共生し、人を大切にする住みよい村づくり.....	20
基本目標2 互いを認め合い、育ちあい、人のつながりを活かした村づくり.....	40
基本目標3 誰もがいきいきと、自分らしく暮らせる村づくり.....	56
基本目標4 特色を活かした産業で、夢と活力のある村づくり.....	72
基本目標5 住民一人ひとりが主役となって、自立する村づくり.....	82
第4部 資料編.....	92
1. 基本目標と基本計画の一覧.....	92
2. 策定経過.....	94
3. 原村総合計画審議会.....	96

地区の特色

大久保.....	100
柳沢.....	102
八ッ手.....	104
払沢.....	106
柏木.....	108
菖蒲沢.....	110
室内.....	112

中新田.....	114
南原	116
判之木.....	118
上里	120
農場	122
やつがね	124
ペンション	126
原山	128

第3期 原村地域創生総合戦略

第1章 原村人口ビジョン	131
1. 人口ビジョン策定の趣旨	131
2. 人口ビジョンの位置づけ	131
3. 人口ビジョンの目標期間	131
4. 人口の推移と将来推計 ～人口減少における本村の特性・課題～	131
5. 自然動態に関する分析	137
6. 社会動態の分析	140
第2章 総合戦略	146
1. 基本的な考え方	146
2. 総合戦略の位置づけ	147
3. 基本目標	148

土地利用構想

第1章 土地利用の基本的な考え方	152
1. 土地利用の基本方針	152
2. 村土利用のゾーニング（地域類型別）.....	153
3. 利用区分別の村土利用の基本方向	154
第2章 土地利用構想	156
1. ゾーン別の土地利用	156
2. ゾーン別の整備の方向	156
3. 移住・定住促進に向けたランドデザインの検討	158

第6次 原村総合計画

第1部 序論

1. 計画策定の趣旨

本村では、平成28年度に「人と自然と文化が息づく美しい村」を将来像とした第5次原村総合計画を策定し、様々な施策に取り組んできました。

この間、人口減少、少子高齢化、大規模災害、新たな感染症の流行、戦争など、社会情勢は著しく変化し、景観や環境保全及び防災意識の高まりなど、行政に求められる住民のニーズも多様化してきました。一方、国・地方自治体ともに財政状況は厳しい状況が続いています。

社会は人口減少時代を迎え、首都一極集中が進む中、これまで以上に地域間競争が激化することが懸念されます。

しかし、その中でも誇りと自信を持ちながら自立した村づくりを進めていくためには、先人が守り、育んできた自然や歴史・文化などの「魅力」、地域住民の力を結集した「地域力」、行政組織及び職員が連携した確かな「行政力」などを活かした新たな村づくりが必要となっています。

「第6次原村総合計画」は、令和7年度を初年度とし、住民と行政が協働により、これまでの取り組みを振り返りながら、将来に向けた本村のあるべき姿（将来像）を掲げ、その実現に向けた総合的な指針・戦略としてまとめたものです。この計画を基に今後5年間、各分野において様々な施策・事業を展開してまいります。

2. 計画の位置づけ

(1) 最上位計画

本村のすべての計画の最上位計画として位置付けます。

(2) 第5次原村総合計画の基本構想を引き継ぐ計画

第6次原村総合計画については、全ての取り組みを刷新するのではなく、これまで取り組んできた第5次原村総合計画の達成状況、本村を取り巻く社会情勢の変化、将来予測等を踏まえ、新たな視点を加えつつ、引き継ぐべきものは継続してゆく計画とします。

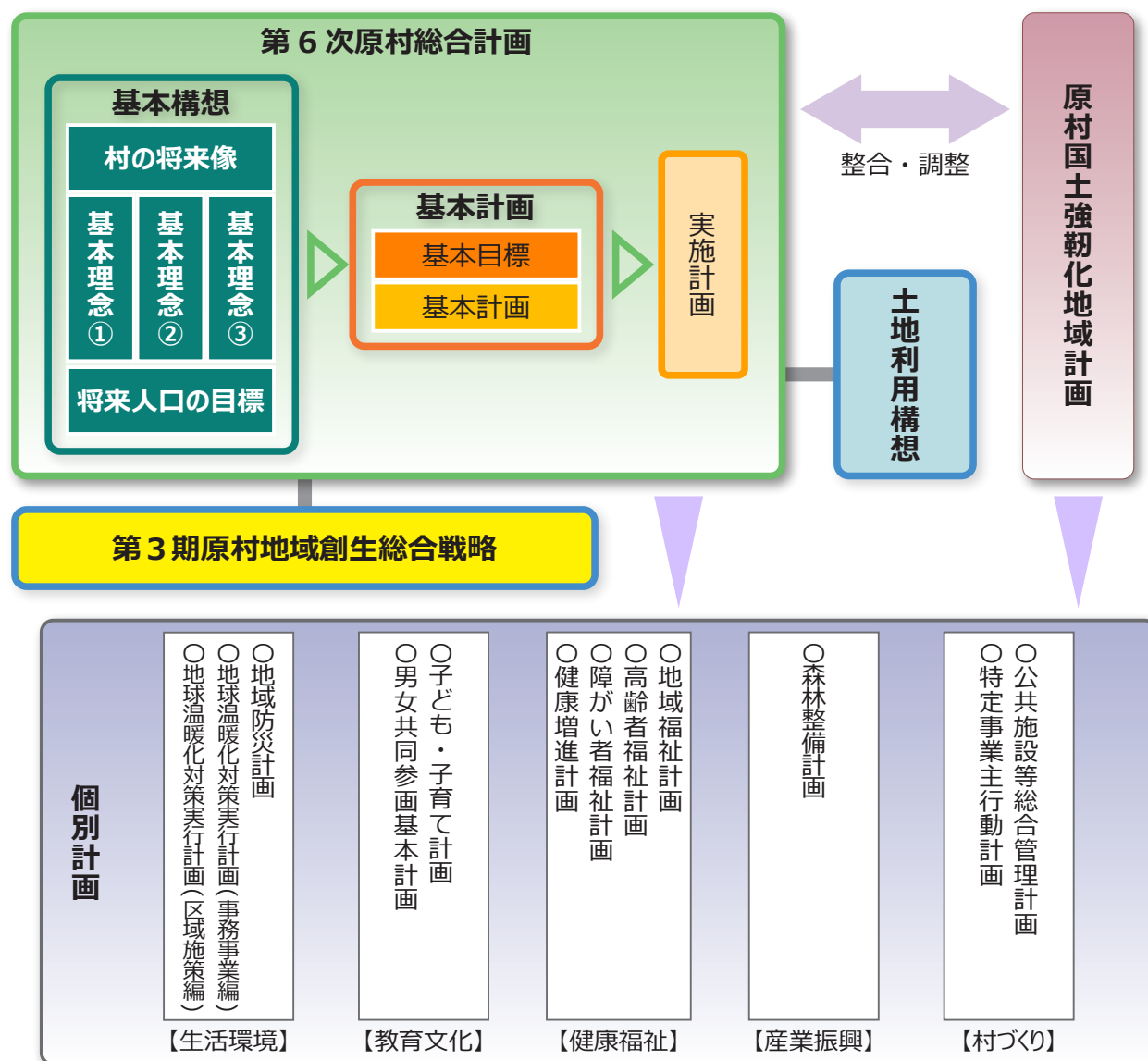
(3) 総合計画の基本構想の法的な位置付け

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が施行され、総合計画基本構想の策定はそれぞれの地方公共団体の任意事務となりましたが、本村においては、総合的かつ計画的な「村づくりの基本となる指針」として、「総合計画基本構想」は議会の議決を得て決定するものとします。

(4) 行政計画と整合のとれた計画づくり

第6次原村総合計画の策定にあたっては、分野別計画、個別計画、関連計画などと整合を図ります。

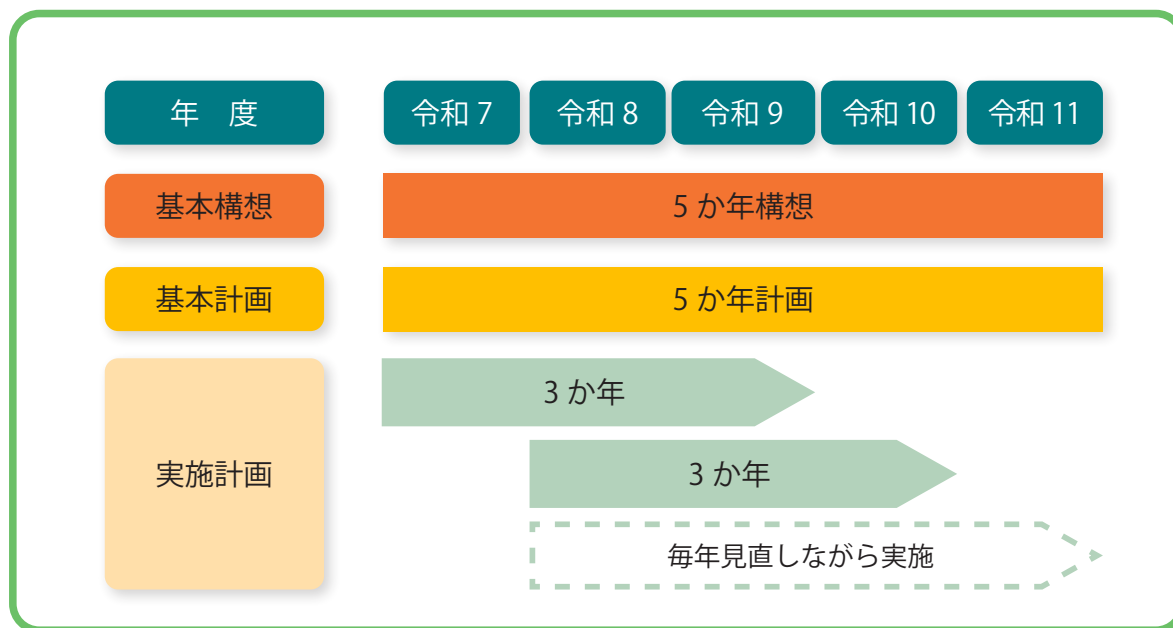
総合計画と各種計画の位置づけ



3. 計画の期間

近年の様々な要因により大きく変化する社会の動きに対応し、時代に合った村政運営を行うため、第6次原村総合計画及び第3期原村地域創生総合戦略は令和7年度を初年度、令和11年度を目標年度とする5年間の計画とします。

【総合計画の期間】



4. 村を取り巻く状況

(ア) 人口減少社会の中の原村

我が国は、本格的な人口減少時代に突入し、10年前とは異なり、私たちの身近な問題として認識されるようになっていきます。また超高齢化社会や経済の需要と投資の減退から始まる縮小スパイラルなどの危険性も高まっています。

令和6年4月に、民間有識者で構成される「人口戦略会議」から『令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート（令和6年4月24日）』が公表されました。これによると、全国1,729の自治体のうち、2020年から2050年までの若年女性（20～39歳）人口減少率が50%以上の「消滅可能性自治体」が全体の約43%にあたる744にのぼると推測されています。

幸い本村は、全国で65自治体と数少ない「自立持続可能性自治体」のひとつとして、若年女性人口減少率が20%未満となっていますが、我が国全体が少子高齢化を要因とする様々な課題に直面するなか、自治体間の競争は激化しています。本村も例外ではなく、近隣自治体ばかりではなく、全国の自治体と差別化を図ることが重要です。さらに、今まで以上に住民の満足度や幸福度の向上を図るとともに、移住希望者に住みたいと思ってもらえる村を目指すことが求められます。

自治体の人口特性格別9分類（自然減対策と社会減対策）			
A 自立持続可能性自治体：65 B ブラックホール型自治体：25（B-①:18、B-②:7） C 消滅可能性自治体：744（C-①:176、C-②:545、C-③:23） D その他の自治体：895（D-①:121、D-②:260、D-③:514）			
封鎖人口 移動仮定	減少率20%未満	減少率20～50%未満	減少率50%以上
減少率20%未満	A 自立持続可能性	D-① 自然減対策が必要	B-① 自然減対策が極めて必要
減少率20～50%未満	D-② 社会減対策が必要	D-③ 自然減対策が必要 社会減対策が必要	B-② 自然減対策が極めて必要 社会減対策が必要
減少率50%以上	C-① 社会減対策が極めて必要	C-② 自然減対策が必要 社会減対策が極めて必要	C-③ 自然減対策が極めて必要 社会減対策が極めて必要

（注）縦軸及び横軸の「減少率」は、若年女性人口（20～30歳）の減少率

（図）令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート（人口戦略会議，令和6年4月24日）

(イ) 異常気象の影響や災害リスクの増大

世界の195の国と地域が参加（2021年8月時点）するIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次報告書（令和4年2月）では、「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている。」としています。生態系への影響のほか、水不足や食糧生産への影響が世界各地で発生しています。

本村では、主要産業である農業への影響が、農業者へのアンケートでも懸念されています。

特に高原野菜や花きなど村の特色である作物への影響は大きく、今後の事業の継続にも関係性の深い課題となっています。

また、村内では近年、大きな自然災害は発生していないものの、倒木等による停電や道路の不通は毎年のように発生しています。全国的には自然災害は激甚化・頻発化しており、土砂災害や地震への対応も考慮することが必要です。

(ウ) 産業構造と働き方の変化

第4次産業革命と言われる時代に突入し、ビッグデータやI o T、A I、ロボットなどの技術革新は産業の壁を越えた競争が始まっています。この波は業種を問わず、また都市部からの距離などの地理的な条件にも影響されずに広がろうとしています。

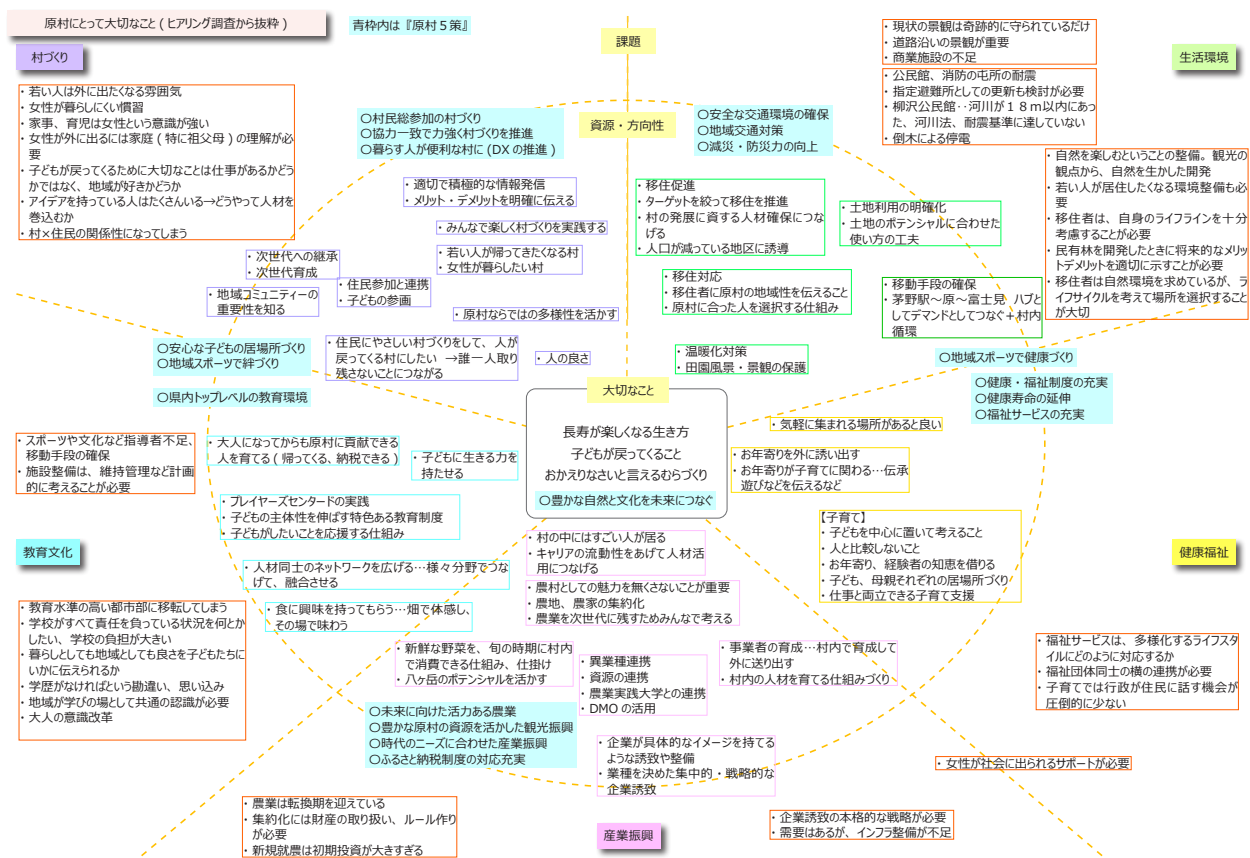
更に、国内では働き方改革によってさまざまな働き方を選択することが可能となり、働く場所を問わない仕事も増えています。

このことは、自然環境が豊富で災害リスクの低い本村にとっては大きな可能性であると考えられます。また、村内には村出身の人的資源はもとより、移住された方も多く、多彩な人材が豊富で、さらに農業や観光など特色ある産業も根付いているため、これらの多様な資源を有機的に結合することが新たな時代への発展には必要となっています。

5. 村にとって大切なこと

事前に実施した様々な分野のキーパーソンへのヒアリングでは、村が将来に向け大切にしなければならない事柄をご意見としていただきました。

- 子どもが戻ってきたく村であること
- 長寿が楽しくなる生き方のできる村であること
- ターゲットを絞った移住を促進し、村の発展に資する人材確保にもつなげる
- 子どもを中心に子育てを考えることが大切
- 子どもも大人も生きる力を育てること
- 農村としての魅力をなくさないことが必要
- 異業種連携、人材や特産品などの地域資源の連携
- 村ならではの多様性を活かすこと



原村にとって大切なこと (ヒアリング調査結果の抜粋)

6. 村の将来像と基本理念の方向

本計画の策定に際し、村内の住民、事業者、農業者、子ども（小学5年生から中学2年生）にアンケート調査を実施し、さらに、生活環境、教育文化、健康福祉、産業振興、村づくりの5つの分野での専門部会を開催し、今後の村の方向性についてご意見を頂きました。その結果をもとに、村の将来像と基本理念に関する事項を整理しました。

（ア）アンケートによる第5次計画の重要度と満足度及び基本理念の方向

満足度と今後の重要度	第6次に向けた基本理念の方向
○今後も本村に暮らしたいと考えている方が77.4%にのぼり、そのうちの68.1%が〔自然環境や景観〕をその理由としてあげており、豊かな自然と景観は村にとって欠かせない資源である ○循環型社会の形成はある程度の満足度が得られているものの、地球温暖化への対応や、自然と調和した居住空間の整備は不足しているとの評価となっている	◇豊かで美しい自然と景観を今後も守り育てながら活用する ◇環境に配慮した社会の形成 ◇整備に際しては自然との調和を重視する
○高齢者福祉の満足度は平均値以上の評価となっているが、本村への若い人の流れづくりは不足している ○今後村外に移住したいと回答している方が多く、交通の不便さをその理由に挙げており、道路とネットワークの整備の評価として、重要度は高いが満足度は低い結果に表れている	◇高齢者福祉の継続 ◇若い人の本村への流れづくり ◇障がい者福祉の促進 ◇道路を中心としたインフラ整備の充実
○本村の特色を活かした農林業振興以外の産業振興については、重要度として平均以下の評価となっているが、産業振興に関する満足度は総じて低く評価されている ○特に雇用・勤労者対策や、観光を中心とした各産業間の連携などが低く、広域連携による観光振興、工業振興と企業誘致、商業・サービス業の振興はすべて3.0未満の満足度であり、産業全体における満足度評価が低い傾向にある	◇本村の特色を活かした農林業振興 ◇農業を中心とした産業間の連携 ◇全ての産業の振興
○住民の活躍の度合いは、満足度から見て低い傾向となっており、村づくりに住民一人ひとりが主体的に関わる状況になっていない ○協働の機会や参加も十分ではないと推測されるが、重要度は平均以下の評価となっている	◇住民一人ひとりが主役となって活躍する機会や場の充実 ◇住民、地域、事業者など多様な主体との交流促進

（イ）専門分野を通じて導き出された村の方向性

- 村の美しさは自然環境だけでなく、人々が作り出してきたものであることを考慮する
- 既に美しい村であることを大切にし、美しさを村づくりに活かす
- 縄文から続く長い歴史と、開拓や移住によって新しく積み上げられた歴史を大切にする
- 村の大きな特長である多様な人々の共存を最大限に活かす
- 多様性を認め合う視点を計画のすべてにおいて考慮する
- 様々な取り組みを通じた結果として、住み続けたい村の姿を目指す
- 村の特色を活かした産業振興とする

第2部 基本構想

基本構想とは、村の将来像や村づくりの目標を定めるものです。

第6次原村総合計画では、『村の将来像』（第2部第1章）と将来像実現に向けた取り組みの方向性を示す3つの『基本理念』（第2部第2章）及び、『将来人口の目標』（第2部第3章）を基本構想としています。

第1章 村の将来像

豊かな自然と文化のもとに 多彩な個性が集う 魅力ある村

村の将来像は、アンケート調査や各分野で中心的に活動されている方へのヒアリングなどの情報と、住民と村職員が一緒になって検討した分野別の専門部会でのご意見等に基づいて整理しました。

村の多くの方から伝わってくる誇りとしての「豊かな自然」には八ヶ岳のふもとに広がる自然と農地が織りなす美しい景観を、「文化」には縄文から続く長い歴史の上に約400年前に開墾が始まり、明治8年(1875年)に開村して現在まで続く村の中で、住民が育んできた知恵や伝統があることを表現しています。

また、本村は標高約900mから八ヶ岳連峰の一座である阿弥陀岳(標高2,805m)に至るなだらかな傾斜地に位置し、標高約1,600mまでの高原地帯に歴史や特色が異なる地区が形成され、多様な暮らしが営まれています。

本村は過去から現在まで多様な人々が交流し、支え合いによって作られてきました。「多彩な個性が集う」という表現には、多様な知恵や知識、考え方やニーズを持つ人達が集まり、交流し、融合する村のあり方を将来につなぎ、更なる発展へと向かう願いを込めています。

豊かな自然と文化のある地盤の上に多彩な個性が集い、交流して地域資源を活かすことで、住民が住み続けたい村、進学や就職で村を離れた住民が戻りたくなる村、移住したい村として、他にはない魅力を感じられる村を目指したいと考えています。

第2章 基本理念

基本理念とは、将来像を実現するための基本的な考え方を示すものです。

第6次原村総合計画では、第5次原村総合計画の考え方を引き継ぎつつ、3つの基本理念としてあらためて整理した基本的な考えを示し、取り組むこととします。

基本理念①

豊かな自然と文化が息づく村

四季折々に違う姿を見せる八ヶ岳などの山々と農地が織りなす美しい景観のもとに、縄文時代から続く長い歴史と、開拓や移住によって生み出された新たな歴史が、それぞれの良さを活かして融合し、多彩な個性が共生する文化や暮らし方が息づく村を目指します。

基本理念②

誰もが安心して、健やかに暮らせる村

生い立ちや年齢、性別、健康状態、働き方、暮らし方などに関わらず、多彩な個性が集い、交流しあい、誰もが誇りを持って、一人ひとりが望む生き方を実現しながら、安心して、健やかな暮らしのできる村を目指します。

基本理念③

村の特色が地域と産業に活きる村

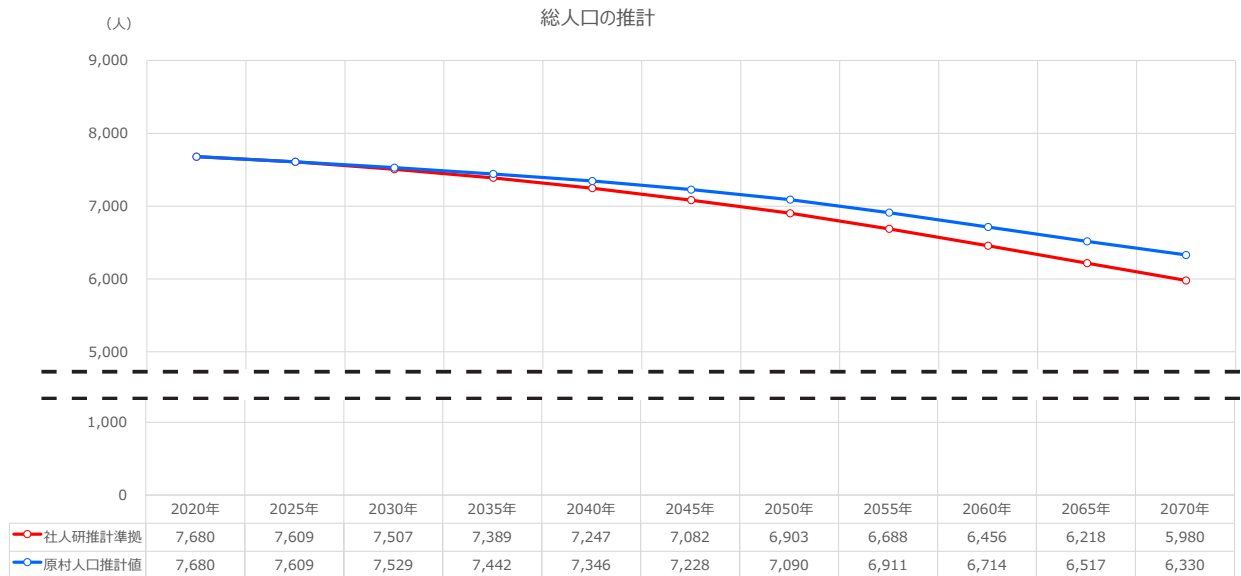
村の特色ある資源と多彩な個性が、その力を十分に発揮し、地域づくりや産業に活かすことのできる、活力ある村を目指します。

また、住民生活を支える適切な行財政運営で、持続可能な村を目指します。

第3章 将来人口の目標

本村は、移住・定住や子育て・福祉政策の充実に継続して取り組み、その結果として近年の村の人口はゆるやかに増加してきました。

しかし、全国的には本格的な人口減少、少子高齢化の時代を迎えており、本村の人口も今後は減少に転じていくと予想されます。



2020年は
実績値

将来人口の推計は、合計特殊出生率を国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計に準拠して2025年の値を設定し、「長野県少子化・人口減少対策戦略方針（案）（長野県（令和6年2月））」と整合を図り、2040年に2.07（人口置換水準）を達成するため、2030年、2035年の上げ幅を設定（約0.0946ずつ上昇）しています。

また、社会移動は前期人口ビジョンの推計方法に準じて、純移動率を社人研の推計値（2050年以降一定）にプラス5%としています。

このような背景のもと、従来取り組んできた各種施策をさらに向上させ、村の活性化、人口維持に取り組み、若い人たちが夢や希望を叶えられる村づくりを進め、2030年（令和12年）の人口目標を2020年（令和2年）から現状維持の7,680人と設定します。

原村の人口目標値
（国勢調査 毎月人口異動調査）

2030年（令和12年）の原村の人口 7,680人（現状維持）

第3部 基本計画

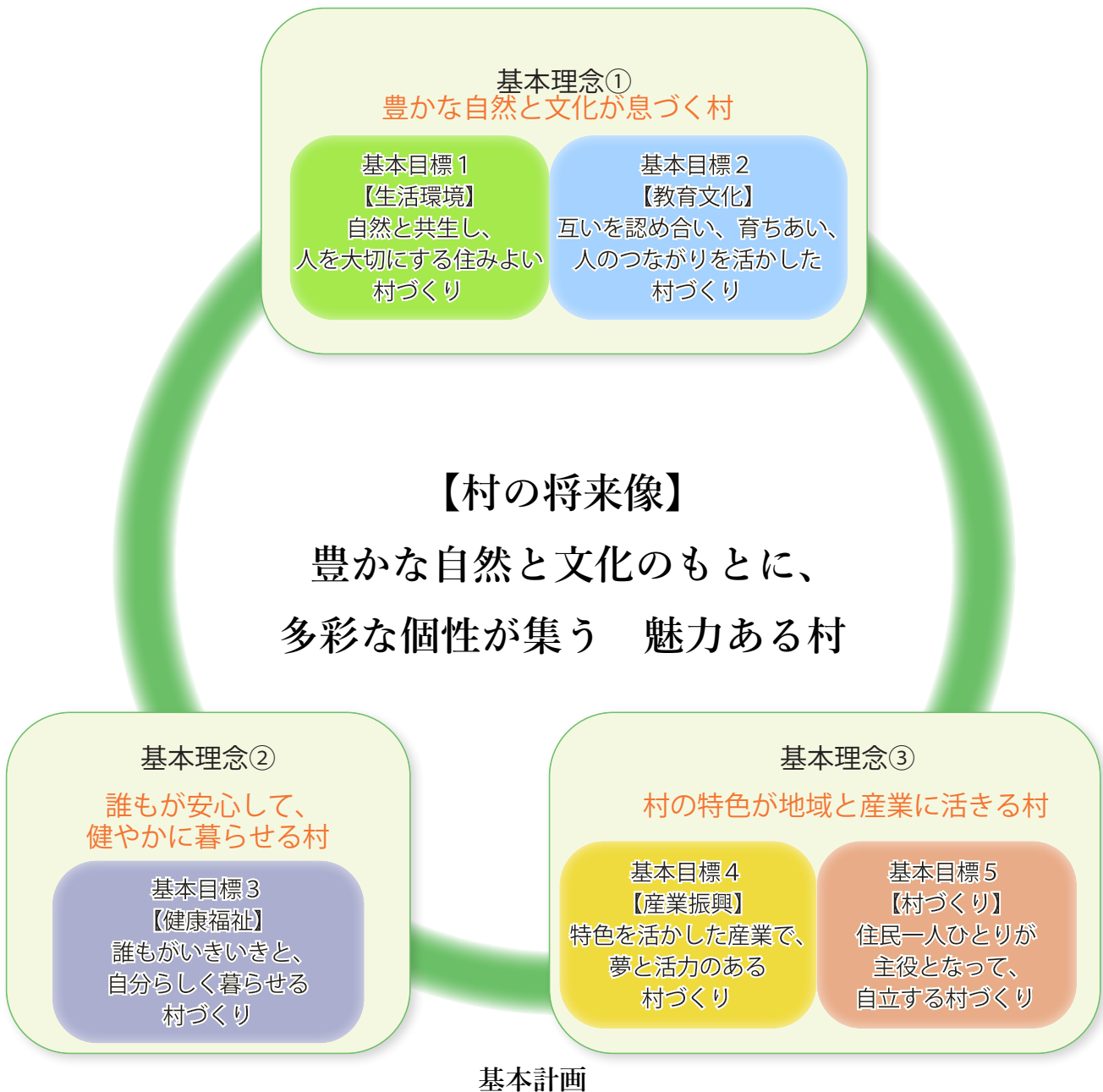
第1章 SDGsへの取組

「第6次原村総合計画」では、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を取り入れた、持続可能なまちづくりを進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう 	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
2 飢餓をゼロに 	飢餓をゼロに	8 働きがいも経済成長も 	すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する	14 海の豊かさを守ろう 	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	15 陸の豊かさも守ろう 	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	10 人や国の不平等をなくそう 	国内および国家間の不平等を是正する	16 平和と公正をすべての人に 	公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	11 住み続けられるまちづくりを 	都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する	12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な消費と生産のパターンを確保する		

第2章 基本計画の体系



生活環境

- 1-1 美しい景観と環境の保全
- 1-2 資源の有効活用と循環型社会の構築
- 1-3 特色を活かした土地利用とインフラ整備
- 1-4 地区に合わせた移住・定住の促進
- 1-5 安全に暮らすための生活環境の維持・向上

教育文化

- 2-1 子どもの可能性を高める環境づくり
- 2-2 多様性を理解する機会の充実
- 2-3 人のつながりを活かした人づくり
- 2-4 スポーツと文化活動の活用と推進
- 2-5 適切な施設整備と活用

健康福祉

- 3-1 人のつながりを通じた心豊かな暮らしの実現
- 3-2 子どもが幸せになる子育て支援
- 3-3 安心して安全に暮らすための環境づくり
- 3-4 健やかに暮らせる環境づくり

産業振興

- 4-1 村の特色を活かした農林業振興
- 4-2 産業と地域資源の連携
- 4-3 時代のニーズに合わせた産業振興
- 4-4 起業支援と担い手育成

村づくり

- 5-1 人と地域のつながりづくり
- 5-2 住民の活躍を支える適切な情報管理
- 5-3 効率的な行政運営
- 5-4 健全な財政運営

第3章 基本目標と基本計画

基本目標

1

自然と共生し、人を大切にする住みよい村づくり

村の誇りである美しい景観は、縄文時代から続く長い歴史の上に、先人や現在の住民が新たな歴史を積み上げてきた本村ならではの景観です。開拓によってつくられた地区や、移住される方が多いのも村の特色であり、地域性や住民も多様性に富んでいます。

未来に向け、村を継続して発展させていくために、多彩な個性が融合した新たな文化を村独自の文化として育てます。また、そのための基盤となる豊かな自然と安全な生活環境を守ります。

1-1 美しい景観と環境の保全

- 1-1-1 生活環境としての自然と景観の保全
- 1-1-2 美化運動の推進
- 1-1-3 環境に配慮した公共事業の実施
- 1-1-4 公害対策

1-2 資源の有効活用と循環型社会の構築

- 1-2-1 ごみの排出抑制と処理体制の広域化
- 1-2-2 地球温暖化対策の推進

1-3 特色を活かした土地利用とインフラ整備

- 1-3-1 地区の特色に合わせた土地利用
- 1-3-2 自然と調和した居住環境
- 1-3-3 安全で円滑な道路ネットワーク
- 1-3-4 公共交通の充実
- 1-3-5 治山事業と河川改修の推進

1-4 地区に合わせた移住・定住の促進

- 1-4-1 若い人の流れをつくる移住・定住促進
- 1-4-2 ライフスタイルと地区の特性に配慮した移住・定住促進

1-5 安全に暮らすための生活環境の維持・向上

- 1-5-1 安全な水資源の確保
- 1-5-2 水質保全と生活排水浄化施設の整備
- 1-5-3 下水道事業の運営管理
- 1-5-4 消防力の強化
- 1-5-5 防災体制・対策強化
- 1-5-6 治安の維持
- 1-5-7 消費生活の安全と住民相談の充実

基本目標

2

互いを認め合い、育ちあい、人のつながりを活かした村づくり

一人ひとりの個性を活かすためには、その個性を周りが理解し、認め合うことが欠かせません。また、失敗を許容する寛容さも大切です。そのため、年齢に関わらず学びあう機会を充実させ、人がともに育ちあう村をつくります。

また、地域活動やスポーツ、文化活動などの様々な場面で人をつなげ、多彩な大人たちが持つ様々な知恵を子どもたちや地域に伝えることで、人のつながりを活かした村づくりを実践します。

2-1 子どもの可能性を高める環境づくり

- 2-1-1 教育内容・方法の改善充実
- 2-1-2 幼保小連携・小中一貫教育の強化
- 2-1-3 子どもの居場所づくりの充実

2-2 多様性を理解する機会の充実

- 2-2-1 学校以外の教育機会の充実
- 2-2-2 生涯学習機会の提供と支援
- 2-2-3 社会教育関係団体の支援・育成
- 2-2-4 参画推進体制の整備
- 2-2-5 地域間交流・国際交流の推進

2-3 人のつながりを活かした人づくり

- 2-3-1 地域社会との連携による教育・学習機会の充実
- 2-3-2 村づくりを担う人材の育成

2-4 スポーツと文化活動の活用と推進

- 2-4-1 芸術・文化活動の充実
- 2-4-2 スポーツによる体づくりと絆づくり
- 2-4-3 遺跡の保存・整備と活用
- 2-4-4 文化財の保存と活用

2-5 適切な施設整備と活用

- 2-5-1 学校施設の充実
- 2-5-2 図書館施設の充実
- 2-5-3 公民館施設の充実
- 2-5-4 社会体育施設の充実
- 2-5-5 公園や広場の有効活用
- 2-5-6 教育関連情報の発信

誰もがいきいきと、自分らしく暮らせる村づくり

人と人のつながりや地域のつながりを大切にし、誰もが安全に、安心して、年齢に関わらず自分らしく健やかに暮らせる村をつくります。

また、何よりも子どもを中心に、保護者も含めた幸せを考える子育て支援を行います。

3-1 人のつながりを通じた心豊かな暮らしの実現

- 3-1-1 地域のつながりの促進
- 3-1-2 交流や連携の促進
- 3-1-3 ボランティア活動の推進

3-2 子どもが幸せになる子育て支援

- 3-2-1 子ども・子育て支援
- 3-2-2 妊娠・出産・育児の切れ目のない子育て支援
- 3-2-3 子育てがしやすい環境づくり

3-3 安心して安全に暮らすための環境づくり

- 3-3-1 困っている人に寄り添う仕組みづくり
- 3-3-2 地域医療の充実
- 3-3-3 在宅生活を継続するための支援
- 3-3-4 結婚活動のサポート
- 3-3-5 災害時における避難行動の徹底

3-4 健やかに暮らせる環境づくり

- 3-4-1 健康づくりの推進
- 3-4-2 高齢者への支援
- 3-4-3 障がい者への支援

基本目標

4

特色を活かした産業で、夢と活力のある村づくり

村の基幹産業である農業の継続的な振興をはじめ、村を支える様々な産業の特色を活かしながら、異業種連携や人材交流などを通じて村の活力につなげます。

また、企業の事業継続支援や、魅力ある企業の誘致、起業支援等により、次世代を担う子どもたちが夢を持って働ける場所の確保を目指します。

4-1 村の特色を活かした農林業振興

- 4-1-1 農業の持続的な発展
- 4-1-2 農村の振興
- 4-1-3 森林の育成・有効活用

4-2 産業と地域資源の連携

- 4-2-1 観光地域づくり推進体制の充実
- 4-2-2 多種多様な事業者と連携した観光振興
- 4-2-3 森林を活用した観光振興

4-3 時代のニーズに合わせた産業振興

- 4-3-1 工業振興
- 4-3-2 商業とサービス業の支援
- 4-3-3 優良企業の立地促進

4-4 起業支援と担い手育成

- 4-4-1 起業支援
- 4-4-2 担い手の育成
- 4-4-3 雇用対策の充実

住民一人ひとりが主役となって、自立する村づくり

多様な個性が協力し合い、一人ひとりが主役となってそれぞれの力を発揮することが、村の自立につながる村づくりを実践します。そのための情報と活躍の場を整えるため、適時適切な情報公開と効率的な行政運営、健全な財政運営を行い、村の持続可能性を高めます。

5-1 人と地域のつながりづくり

- 5-1-1 住民参加の推進
- 5-1-2 自治組織の支援
- 5-1-3 広域連携による地域の活性化

5-2 住民の活躍を支える適切な情報管理

- 5-2-1 情報の共有と適正な運用
- 5-2-2 適正な情報提供機会の充実

5-3 効率的な行政運営

- 5-3-1 D X の推進
- 5-3-2 広域行政による効率化と活性化
- 5-3-3 機能的な組織体制
- 5-3-4 事務内容の効率化

5-4 健全な財政運営

- 5-4-1 財政の基盤強化と効率的な財政運営の推進
- 5-4-2 財政健全化の取組

第4章 基本計画の見方

第5章 基本計画

第6次 原村総合計画

原村総合計画 基本計画

基本目標1 自然と共生し、人を大切にする住みよい村づくり

現状	課題と目指す姿
●村の景観保全と創出について、景観景観条例による八ヶ岳山麓景観育成重点地域の指定や、ズームライン及びエコライン沿線の屋外広告物の規制が設けられています。また、八ヶ岳山麓を望む眺望の保全、沿道景観の保護に努めています。 ●ズームライン沿線の地権者により景観形成住民協定が締結され八ヶ岳を背景とした広大な田園地帯の景観を保持しています。また、ボランティア等によりランペータや環境美化運動を実施しています。 ●本村の景観は、広大な八ヶ岳や南アルプスなどの東西の山並みと裾野に広がる自然が織りなす美しさが大きな特色となっています。	●移住者等をはじめ地域住民による新たな住宅建築等の開発に際し、地区の特色や自然景観への調和に十分留意することが必要です。 ●住民参加による環境保全対策をより促進し、自然と共生しつつ、現在の生活環境の維持・向上を図ることが必要です。 ●すばらしい自然や景観は住民共通の資産として捉え、美しい景観の村づくりを村全体で取り組むことが必要です。 ●良好な風景・景観を創出・育成するには、住民や事業者の理解・協力が不可欠です。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
1-1-1 生活環境としての自然と景観の保全	①環境保全に関する広報活動 ○広報誌、有線放送、ホームページなどを活用し、環境保全に関する啓発を行います。 ○原村環境保全条例・規則及び開発指導基準の周知徹底を行うとともに、見直しを行います。	広報誌の掲載 ▶年1回 (R6)	環境係
1-1-2 美化運動の推進	②景観形成基本方針の周知 ○景観形成基本方針を住民に周知し、地域にふさわしい景観重点整備等美しい景観の保全・創出を進めます。	景観形成基本方針に基づいた制度や計画の策定 ▶未策定 (R5)	環境係
	③管理や手入れに対する住民の参画 ○広報誌、有線放送、新聞等で住民の参画を呼びかけます。 ○住民参加による花等の植栽の趣旨を啓発し、多様な参加者の増加を図ります。 ○景観形成基本方針に基づいて、目的に応じた活動組織等の必要性や取り組みについて検討する機会を設けていきます。	住民参加による花等の植栽 ▶6か所 (R5) ▶8か所	環境係
	④清掃活動のPRと住民参加 ○広報誌、有線放送、ホームページなどを活用し、環境美化に対する啓発活動を行います。 ○環境衛生自治推進協議会と協働で健康&環境ウォークなどを開催し、環境美化活動への住民参加を促進します。	環境美化活動の推進 ▶年2回 (R5) ▶年2回	建設係
	⑤環境維持事業 ○各区と連携して、河川等の環境維持を図ります。		建設係

左ページ A：基本目標

B：基本計画の大項目

C：現状

○村の現状や現在までの取り組みについて、基本計画の項目ごとに記載しています。

D：課題と目指す姿

○基本計画の項目ごとの目指す姿、方向性と、現在の課題を記載しています。

右ページ E：基本計画の項目

○施策を内容ごとにまとめ、基本計画の項目として示しています。

F：SDGs

○基本計画の項目に該当する SDGs の目標をアイコンで示しています。

G：施策

○基本計画を実現するための具体的な取り組み内容です。

H：指標

○取り組みを通じて実現すべき目標を掲げ、現状値を「■」、目標値を「▶」で表しています。

I：担当部門

重 重点施策…将来像実現のために、横断的・優先的に取り組む施策**創** 地域創生総合戦略…「まち・ひと・しごと」に係る重点施策

第5章 基本計画

基本目標1 自然と共生し、人を大切にする住みよい村づくり

1-1 美しい景観と環境の保全	
現状	課題と目指す姿
●村の景観保全と創出について、長野県景観条例による八ヶ岳山麓景観育成重点地域の指定や、ズームライン及びエコライン沿線の屋外広告物の規制が設けられています。また、八ヶ岳山麓を望む眺望の保全、沿道景観の保護に努めています。 ●ズームライン沿線の地権者により景観形成住民協定が締結され八ヶ岳を背景とした広大な田園地帯の景観を保持しています。また、ボランティア等によりラベンダーの植栽や環境美化運動を実施しています。 ●本村の景観は、広大な農地と、八ヶ岳や南アルプスなどの東西の山並みと裾野に広がる自然が織りなす美しさが大きな特色となっています。	●移住者等はもとより地域住民による新たな住宅建築等の開発に際し、地区の特色や自然景観への調和に十分留意することが必要です。 ●住民参画による環境保全対策をより促進し、自然と共生しつつ、現在の生活環境の維持・向上を図ることが必要です。 ●すばらしい自然や景観は住民共通の資産として捉え、美しい景観の村づくりを村全体で取り組むことが必要です。 ●良好な風景・景観を維持、育成するには、住民や事業者の理解・協力が不可欠です。
●本村は自然豊かで、地形的にもすばらしい眺望と景観を有しています。 ●人通りの多い幹線道路沿いに風土に適した花や緑を植栽し、来訪者の目を楽ませるほか、住民の郷土愛の育成に取り組んでいます。 ●道路については、老人クラブや観光連盟、建設事業協同組合等各種団体のボランティア活動による道路沿線の花壇づくり、草刈、側溝清掃のほか、各地区の出払い作業により環境美化活動が行われています。また、保健衛生自治推進協議会や各区等の協力を得て、清掃活動や外来種の駆除を実施しています。しかしながら、小規模の区では活動できていません。 ●河川を美しく保つため、大久保区、柳沢区、室内区の河川愛護団体や各地区を中心に、環境美化活動が行われています。 ●地域の生活環境を維持するため、身近な道路・水路等を住民と共同で維持、作業する環境維持事業を実施して、地域の連帯感を養い、共有財産として意識を高めています。	●特定の団体に限られた場所での活動であったことから、広く全村的な取り組みができるよう検討が必要です。 ●住民とともに幹線道路への花等の植栽を行い、管理に愛着を持ってもらい公民協働の村づくりを推進します。 ●村内の幹線道路沿いや河川敷においては、住民と行政が一体となり、身近な管理は地域住民にお願いしながら、ボランティア活動として参加しやすい輪を広げつつ、村内を美しくするための運動を推進します。 ●原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、不法投棄の防止を図ります。 ●住民の活動に対してのインセンティブとしての環境貢献ポイントといった地域通貨導入に向けた検討が必要です。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
重 1-1-1 生活環境 としての自然 と景観の保全	①環境保全に関する広報活動 ○広報誌、有線放送、ホームページなどを活用し、環境保全に関する啓発を行います。 ○原村環境保全条例・規則及び開発指導基準の周知徹底を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。	広報誌への掲載 ■年1回(R6) ▶年4回	環境係
	②景観形成基本方針の理解 ○景観形成基本方針を住民に周知し、地域にふさわしい景観重点整備等美しい景観の保全・創出を進めます。	景観形成基本方針に基づいた制度や計画の策定 ■未策定(R5) ▶策定	
1-1-2 美化運動の 推進	①管理や手入れに対する住民の参画 ○広報誌、有線放送、新聞等で住民の参画を呼びかけます。 ○住民参加による花等の植栽の趣旨を啓発し、多様な参加者の増加を図ります。 ○景観形成基本方針に基づいて、目的に応じた活動組織等の必要性や取り組みについて検討する機会を設けていきます。	住民参加による花等の植栽 ■6か所(R5) ▶8か所	環境係
	②清掃活動のPRと住民参加 ○広報誌、有線放送、ホームページなどを活用し、環境美化に対する啓発活動を行います。 ○環境衛生自治推進協議会と協働で健康&環境ウォークなどを開催し、環境美化活動への住民参加を促進します。 ③ポイ捨て防止のための広報 ○広報誌、有線放送、ホームページなどを通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し住民意識の高揚を図ります。 ④外来種の駆除 ○特定外来植物の駆除を行います。	環境美化活動の推進 ■年2回(R5) ▶年2回	
	⑤環境維持事業 ○各区と連携して、河川等の環境維持を図ります。		建設係

1-1 美しい景観と環境の保全

現状	課題と目指す姿
●本村の景観として、また自然との共生において、河川は重要な資産です。 ●道路の支障木については、通行に支障のある箇所を優先的に伐採しています。	●河川は治水面や農業排水機能だけでなく、自然や生態系に配慮して整備することが必要で、公共事業においても環境への配慮が必要です。
●環境基本法に規定する水質汚濁、騒音、悪臭等の公害で、環境基準を超えるものは村内では確認されていません。 ●道路脇への空き缶等のポイ捨て、家電製品やタイヤなどの不法投棄、農業用ビニールや家庭ごみの不法投棄や屋外焼却は、後を絶たない状況です。 ●意識啓発については、広報活動を中心に実施しています。	●行政、住民、事業者が連携して、公害の未然防止、不法投棄や野外焼却の撲滅を図ります。 ●農業等の生産活動における公害防止とモラルの向上を図るとともに、公害に至らない迷惑行為については、住民相互で防止し、解決する努力も必要であることを啓発します。 ●ペットを持つ飼い主のマナー向上を推進します。 ●ダイオキシンや環境ホルモンなど有害化学物質による環境や人体への影響が懸念されています。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
1-1-3 環境に配慮した公共事業の実施         	①環境にやさしい公共事業 ○公共事業計画段階から自然環境の保全、省資源・省エネルギー対策、環境負担の少ない製品の使用促進等に配慮するとともに、建設副産物の再資源化等を推進します。	温室効果ガス排出量 (地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) ■ 559t(R2) ▶削減率 18%	建設係
	②道路の支障木の伐採 ○台風等により道路脇の立木が倒れ、枝が路上にかけると道路交通に支障が出るため、計画的に支障木の伐採を進めます。	道路の支障木の伐採 ■年 500m(R5) ▶年 1,000m	
1-1-4 公害対策        	①公害に対する監視体制の強化と事業者及び住民への意識啓発 ○河川の水質検査を年2回、定点観測します。 ②ごみの不法投棄、野外焼却の撲滅を目指した住民への意識啓発 ○定期的な巡回を強化し各区・自治会と協力するとともに、広報誌や有線放送、ホームページを活用して住民への意識啓発を行います。 ③公害問題に関する相談窓口の充実 ○県や関係機関と連携を図り、多様化する相談に対応します。 ④ペットのふん害対策 ○広報誌、有線放送、ホームページなどを通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、ふん放置行為禁止に対する住民意識の高揚と飼い主のマナー向上を図ります。	不法投棄物の処理量 ■年 31.5 m ³ (R5) ▶年 30 m ³	環境係

1-2 資源の有効活用と循環型社会の構築

現状	課題と目指す姿
●住民一人が1日に出すごみ（生活系）の排出量は、令和4年度516gで前年度に比べると約5%減となっています。 ●ごみのリサイクル率は令和4年度で15.8%となり、長野県平均22.0%より低い状況です。 ●ごみ排出抑制のため、生ごみを各家庭で自家処理する機器購入者に対する助成を行っています。 ●令和3年度から「空き缶類」を資源物として回収しています。 ●本村のごみ処理は、各地区・自治会で管理するごみ収集ステーション等に出されたものを、行政による委託事業により収集運搬しています。可燃ごみは、諏訪南清掃センターで焼却し、不燃ごみ、粗大ごみ、瓶類については、諏訪南リサイクルセンターで資源化しています。 ●施設の老朽化、最終処分場の問題については今後検討を要する課題となっています。 ●2024年1月に本村・茅野市・富士見町による一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定し、取り組みを進めています。	●ごみ排出に対する住民意識の啓発に努めます。 ●ごみ処理基本計画の目標を達成できるよう、行政、事業者、住民がそれぞれの役割分担を認識し、ごみの発生抑制、再使用、再利用に取り組みます。 ●ごみの排出量を抑制し、焼却ごみゼロを目指すため、3R（発生抑制、再使用、再利用）運動に取り組みます。 ●生ごみの堆肥化を支援する施策を通じて、リサイクル活動を促進します。 ●リサイクルの可能性を研究し、資源の循環を促進します。 ●空き缶類のリサイクル率を向上させる広報啓発の継続が必要です。 ●可燃物の有料化に向けて検討します。 ●ごみの排出区分については、本村・茅野市・富士見町で統一したことにより、さらなる循環型社会の構築を目指します。 ●南諏衛生施設組合のし尿処理施設について、老朽化への対応を検討します。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門	
1-2-1 ごみの排出抑制と処理体制の広域化       	①ごみの分別排出の徹底とごみ排出抑制に対する住民意識の啓発 ○分別の徹底とごみの排出抑制について住民への意識啓発として、リサイクル施設の見学会や、排出品目の確認方法などの工夫を行います。 ②ごみの資源化 ○リサイクルセンターにおいてスチール缶、アルミ缶、スプレー缶の分別収集及び粗大ごみの分別処理を行います。 ③生ごみの自家処理と堆肥化 ○生ごみ自家処理方法について、広報を行うとともに勉強会等を開催し、生ごみ減量に取り組みます。	一般廃棄物処理実態調査結果 ■ 516g(R4) ▶ 2005 年度比 20% 以上削減	環境係	
	④ 3R（発生抑制、再使用、再利用）運動 ○広報誌、有線放送、ホームページなどを通じて、具体的な取り組みを例示しながら住民意識の高揚を図ります。 ⑤不用となった食器の再利用 ○住民団体等が開催する不用食器交換会等を支援し、再利用の促進と意識啓発を図ります。	一般廃棄物処理実態調査結果 ■ 15.8%(R4) ▶ 20% 以上		
	⑥し尿処理施設の検討 ○現在使用している南諏衛生施設組合し尿処理施設の老朽化に伴う対応の検討をします。 ⑦諏訪南清掃センターの検討 ○施設の延命化や今後の更新計画に対する検討をします。 ⑧最終処分場の検討 ○焼却灰処理方法を含めた上で、施設延命化や更新計画に対する検討をします。	老朽化したし尿処理施設への対応 ■ 検討中 (R5) ▶施設延命化のための更新など、処理方法の決定		

1-2 資源の有効活用と循環型社会の構築

現状	課題と目指す姿
●本村の温室効果ガス排出は主に家庭部門と運輸部門が多い状況にあります。世帯数の増加、自動車保有数の増加に伴い、今後も排出量が増加することが懸念されます。 ●地球温暖化対策を図ると同時に地球課題の解決に資するため、「地球温暖化対策推進委員会」を設置し、本村に適した再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策について地域ぐるみで検討しています。 ●令和6年5月に「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、温室効果ガス排出量を2030年度46%削減（2013年度比）、2050年度実質ゼロを目標に取り組んでいます。 ●再生可能エネルギーの分野においては、八ヶ岳西麓の茅野市、富士見町との連携により、屋根置き型太陽光発電設備と蓄電池の普及促進を進めています。 ●環境学習会の開催により環境問題について考える機会を提供することで、住民の環境意識の高揚と自主的な活動の促進に努めています。	●本村の美しい自然を後世に残していくために、住民一人ひとりが現状を理解し、温室効果ガスを削減するための行動を起こしていく必要があります。（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）） ●先人から受け継いだ美しい自然環境と共生しながらも、再生可能エネルギーの導入や省エネ行動を進めていくことで、この美しい村をさらなる未来へと紡いでいきます。（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）） ●地球環境や村の環境保全に寄与する再生可能エネルギーの導入を促進するため、村の森林資源等を活用するとともに、農業生産との連携や再生可能エネルギー利用による新たな産業、雇用の創出を図ります。 ●持続可能な社会の構築を目指し、住民の一人ひとりが環境に配慮した行動ができるよう環境教育、学習機会を充実させ、地球温暖化問題に対する住民意識の高揚を図ります。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
重 1-2-2 地球 温暖化対策 の推進        	①美しい景観と調和した再生可能エネルギーの普及（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）） ○本村の資産である自然環境を保全しながらも、地域のエネルギー自給率を向上させるため、再生可能エネルギーの普及促進を進めます。 1. 屋根置き太陽光発電設備の最大限の普及促進 2. 太陽熱利用の普及促進 3. 森林の保全・活用 4. カーボンニュートラル農業推進のための取組（共通施策）	村内の電力消費量に対する再生可能エネルギー導入率（2030年度） ■ 33.2%(R5) ▶ 37.0%	環境係
	②省エネルギー対策及びエネルギー転換（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）） ○各分野における、省エネルギー対策を推進します。また、主なエネルギー排出源である石油製品から、電気へのエネルギー転換の推進を図ることで、再生可能エネルギーの普及促進のさらなる促進も目指します。 1. 行政における率先行動 2. 次世代自動車への転換 3. 建築物の省エネ化の推進 4. 産業における省エネの推進 5. カーボンニュートラル農業推進のための取組（共通施策）	温室効果ガス排出削減（2030年度／2013年度比） ■ 19.4%(R2) ▶ 46.0%	環境係
	③ゼロカーボン達成に向けた環境づくり・人づくり（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）） ○村全体で地球温暖化対策に取り組んでいくため、その土台となる環境づくり、人づくりに力をいれます。他地域や企業との連携や住民の環境意識の醸成は、長期的には各施策を推進するための原動力となり、ゼロカーボン達成に向けた機運を高めます。 1. 住民の環境意識の醸成 2. 多様なチャネルを活用した情報発信 3. 他自治体・企業との連携推進 4. ごみ減量、再資源化 5. カーボンニュートラル農業推進のための取組（共通施策）		

1-3 特色を活かした土地利用とインフラ整備	
現状	課題と目指す姿
●民間事業者による宅地開発が活発に行われています。 ●原山地区、上里地区は人口が増加しており、八ヶ岳中央高原の森林地帯への転入が顕著です。	●住宅用地の確保は、今後の人口の減少に歯止めをかけ、村の持続性ある発展のため重要な課題です。 ●人口減少対策と少子化防止のため、若い子育て世代の移住・定住促進のための住宅地の確保を推進します。 ●耕作不適地の転用を推進するとともに、住宅用地の需要と民間事業者による住宅用地供給のバランスを見極めながら、住宅用地の確保に努めます。 ●リニア中央新幹線が開通すると、首都圏が通勤圏となり得るため、諏訪南インターチェンジに近い南原・判之木地区を中心に、住宅用地の整備を検討します。
●居住環境の保全については、「長野県景観条例」や「原村環境保全条例」により、開発に関する規制を行い、乱開発の抑制と良質な居住環境の維持に努めています。 ●環境保全条例の見直しに向けた課題等の洗い出しと整理を行っていますが、素案の検討には至っておりません。 ●太陽光発電は自然エネルギーの優れた活用方法ですが、地上設置型の太陽光発電施設については景観や環境への影響を考慮して、「原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」に基づき事業が行われています。	●優れた住宅環境や景観の保全を図るため、新たにきめ細かな開発基準等の整備を行い、統一のとれた制度として推進していきます。また、新たに行われる大規模な宅地開発等においては、自然環境や景観、生活環境に配慮した住宅地の形成を図り、建築協定等を結ぶことを検討します。さらに、住宅の増加等を考慮すると、計画的な土地利用を進め無秩序な開発を防止するため規制等についても検討します。 ●うるおいのある住宅地の形成に向け、建築ガイドラインや住民協定等を検討します。 ●住みやすくうるおいのある住環境を創出するには、住民の弛みない努力が必要であることを啓発します。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
創 1-3-1 地区の特色に合わせた土地利用   	①耕作放棄地等を中心とした住宅用地への転用 ○新たな住宅の確保の一環として、耕作放棄地や耕作不適地の住宅用地への転用を推進します。 ②地区の特色に合わせた土地利用 ○諏訪南インターチェンジから近い南原・判之木地区を中心に、ニーズやインフラ整備等、居住を誘導するエリアとして実現性があるか調査を行います。また、実現可能と判断した場合は、そのエリアの将来像を描くランドデザインを策定します。	居住誘導エリア実現性調査の実施 ■未実施 (R6) ▶実施	企画係
創 1-3-2 自然と調和した居住環境     	①原村環境保全条例に基づく適正な規制と誘導 ○引き続きホームページなどで条例を周知し、居住環境の向上を図ります。 ○事業用の太陽光発電施設等について、「原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」に基づいて、景観や周辺の環境に配慮した施設となるように誘導していきます。 ②自然環境や景観、生活環境に配慮したうるおいのある住宅地の形成 ○原村環境保全条例・規則及び開発指導基準の周知徹底を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。 ○景観計画の策定について再検討するなど景観や生活環境に配慮した住宅地の形成を推進します。 ○景観を損ねる違反広告物が設置されないように努めます。 ③各種条例等の導入に関する検討 ○居住環境の向上に対する住民ニーズを把握したうえで、規制等を検討します。	原村環境保全条例・規則の見直し ■検討中 (R5) ▶実施	環境係

1-3 特色を活かした土地利用とインフラ整備	
現状	課題と目指す姿
●主要地方道・県道は村内の各集落を結び、さらに他市町や諏訪南インターチェンジへも連絡しています。 ●集落内を通過する部分は、2車線化の改良がおおむね完了していますが、集落内を通過する道路の一部に用地買収困難な箇所が残っています。 ●道路法に基づく橋梁の定期点検を実施しています。 ●村道は計画に沿って整備を進めています。 ●安全で快適な交通を確保するため、危険箇所における安全対策、安全設備の整備に努めています。 ●村内の事故件数は2022年が12件で、直近の10年間でも20件を下回り、死亡者もゼロで推移しています。 ●本村は寒冷地で、冬期間は降雪や凍結により、交通上の支障や交通安全上の危険が伴います。	●幹線道路である県道は、一部集落内に未改良区間があり、交通環境の悪化を招いており、諏訪建設事務所等と連携し、住民の理解と協力を得て、拡幅改良や安全施設の整備が必要です。 ●地元住民から切実な要望のある拡幅改良や歩道設置等の事業化を図るため、関係機関と連携し、地権者の理解が得られるよう調整を図ります。また、事業完了までの間は応急的な対策を講じることで、安心・安全な道路利用を図ります。 ●道路管理者である県と情報交換・提供、要望等緊密に連携をとり、住民が安心して利用できる道路環境整備を図ります。 ●国道20号坂室バイパスへの接続の円滑化を図ります。 ●幹線道路の一部に未改良区間があり、今後も取り組む必要があります。 ●諏訪南インターチェンジに直結するズームライン、エコラインなどは大型車の交通量が増加し、道路舗装の損傷等がみられ、早期対策が必要となっています。 ●茅野市から富士見町方面への通勤車両は、一部の時間帯に渋滞箇所が生じており交差点改良等対策が求められています。 ●安全で円滑に走行でき、他地域へのアクセス向上対策を図るため、合理的な整備を検討します。 ●道路構造物の老朽化が進行していますので、早期に現状を把握し、点検・診断・措置・記録によりメンテナンスサイクルの構築を図り、老朽化対策に取り組みます。 ●道路体系の見直しによる交差点改良、交通安全施設の整備に引き続き取り組みます。 ●関係団体や地域住民と連携し、危険箇所の把握や現地に適合した安全施設を整備するとともに関係機関に要望します。 ●交通事故防止については、継続的な普及・啓発活動と、交通安全教育の推進が必要です。 ●冬期間における交通安全を確保するため、道路の除雪・融雪体制の充実を図り、安全な道路環境の整備を推進します。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
重 1-3-3 安全で円滑な道路ネットワーク   	①一般県道・神ノ原青柳停車場線の歩道設置（払沢） ○県と連携を図りながら、早期に歩道設置事業が円滑に進むよう取り組みます。	一般県道・神ノ原青柳停車場線の歩道設置 ■ 0m(R5) ▶ 140m	建設係
	②県道払沢茅野線の代替ルート整備促進 ○茅野市へ接続する幹線道路（緊急輸送路）JR ガード下は交互通行状態であるため、代替えルートの早期完成を関係機関へ要望します。	県道 197 号線道路付替え ■ 10%(R5) ▶ 70%	
	③主要地方道・茅野北杜葦崎線の歩道設置（中新田地区内） ○県と連携を図りながら、歩道設置事業が円滑に進むよう取り組みます。また事業採択延長の拡大も検討します。	県道 17 号歩道設置 ■ 0m(R5) ▶ 100m	
	④村道の計画的な整備 ○道路舗装状況や住民要望等を考慮しながら計画的な修繕、整備を行います。 ⑤道路等の老朽化対策 ○橋梁は5年に一度、近接目視による点検を実施し、舗装、照明等は点検・調査を実施してメンテナンスサイクルの構築を図ります。	橋梁点検、診断の結果に基づく計画的な修繕 ■ 2 橋 (R5) ▶ 12 橋	
	⑥中央道側道の拡幅改良 ○未改良区間を拡幅し交通環境の向上を図ります。 ⑦橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の保全 ○村内の全 122 橋について令和 5 年度に第 3 期目の長寿命化計画を策定しました。計画に基づいて点検し、施設の長寿命化に取り組みます。	舗装道路の整備（舗装率） ■ 56%(R5) ▶ 58%	
	⑧交通安全施設の計画的な整備 ○通学路や歩行者が多い村道で用地的に歩道が設置できない箇所については、ドットライン、歩行者専用のグリーンラインを設置します。 ○交差点については路面標示、歩車分離用ポールを設置、滑り止め舗装工事等の安全施設を整備します。 ⑨安定的・継続的な除雪体制の確保 ○諏訪建設事務所除雪連絡会議と連携し、除雪体制の強化、除雪作業の効率化を図るとともに道路情報の収集と提供に努めます。	年間交通事故発生件数 ■ 12 件 (R5) ▶ 10 件以下	

1-3 特色を活かした土地利用とインフラ整備	
現状	課題と目指す姿
●本村の公共交通は、通学通勤や病院への通院等住民の生活を支えるため、A I 乗合オンデマンド交通（「のらぎあ」）と定時定路線運行（「穴山・原村線」、「通学通勤支援便」）を組み合わせた交通体系となっています。 ●高速バスは、利便性・経済性に優れ多くの方が利用していますが、利用者の多くは高速バス停まで家用車を使用しているため、公共交通が高速バス停までの移動手段として選ばれるような取り組み・広報が必要です。	●令和6年度にこれまでの定時定路線中心の交通体系をオンデマンド方式中心の交通体系へと見直し、ライフラインとしての公共交通の維持確保を図ってきましたが、利用方法の周知について今後も継続して取り組んでいく必要があります。また、住民の利用傾向に基づく見直しも継続していきます。
●村内の保安林は、水源かん養保安林 108ha であり、保安林の大部分は立場川溪谷を保全するものです。 ●治山事業については、災害復旧、災害の未然防止事業を実施しています。 ●本村には、3つの一級河川と16の普通河川があり、そのうち6河川が砂防指定を受けています。ほ場整備事業区域外の場所においては未整備の箇所があり、護岸整備が進められています。 ●各河川は、洪水時には護岸崩壊や沿線の農地等への被害が発生する恐れがあります。河川改修については、国・県等の関係機関との連携を図りながら、河川整備と安全の確保に努めてきました。	●水源のかん養、自然環境、生活環境の保全、山地災害の防止等、森林のもつ公益機能の充実が必要です。 ●地球温暖化が進展し、極端な大雨や強度な台風の頻度の増大、激甚化が懸念されています。危険箇所の把握と河川管理に努めながら、洪水時における災害箇所については、迅速かつ的確に復旧事業に取り組みます。

1-4 地区に合わせた移住・定住の促進	
現状	課題と目指す姿
●本村は、大都市圏からシニア層を中心とした移住が多い傾向にありましたが、近年は子育て世代の移住も増加しています。	●人口減少、少子高齢化対策の総合的な戦略として、本村で育った若者の定住やUターン、他の地域からの若者移住を促進します。 ●本村で育った若者が就学・就業で村外に多く転出しています。自立し持続可能な社会を構築していくためには、本村で育った若者の定住、他の地域からの若者移住を促進し、少子高齢化を抑え人口増加につなげていくことが大きな課題となっています。
●移住者の中には芸術家やクラフトマン、その他各種技術の保有・経験者も多く、村の大きな人的財産となっています。 ●空き家物件があっても、あまり利活用されていません。	●移住者と住民との交流が地域コミュニティ形成や村の活性化のために求められています。 ●イベントの開催やボランティア活動の活性化等により移住者と住民の交流と助け合いの場を増やします。 ●本村の自然や伝統文化、観光やイベント情報など地域の魅力を広く発信し、移住交流人口や、関係人口の増加につなげます。 ●空き家を利活用しながら、移住・定住へ繋げていきます。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
重 創 1-3-4 公共交通の充実    	①持続可能な公共交通の提供 ○利用意向アンケート、地域公共交通あり方検討会議、利用者データ等に基づいて、よりよい公共交通を検討します。 ○住民の方に利用方法等の周知を改めて行います。		田舎暮らし推進係
1-3-5 治山事業と河川改修の推進      	①危険箇所の把握と出水後のパトロールの実施 ○毎年、出水期前に村の防災関係部署で危険箇所パトロールを実施し、状況の把握と住民への周知を行います。 ○警報が発令された場合は、状況を判断しつつ速やかにパトロールを実施し、状況把握に努めるとともに、必要に応じてパトロールの結果を住民に迅速に周知します。 ②災害発生後の迅速かつ的確な災害復旧への取組 ○パトロール及び区・自治会や住民からの通報により状況を把握し、県と連携を取りながら迅速に災害復旧を実施します。 ③住民からの情報提供 ○災害の発生が予想される場合は、有線放送や緊急メール等で周知するとともに情報提供を依頼します。	危険箇所のパトロール ■年1回(R5) ▶年2回	情報防災係 建設係

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
創 1-4-1 若い人の流れをつくる移住・定住促進   	①就業支援との連携 ○移住・定住希望者に対して、就業や起業支援の情報提供を行えるような連携体制を検討します。		田舎暮らし推進係
重 創 1-4-2 ライフスタイルと地区の特性に配慮した移住・定住促進      	①田舎暮らし現地見学会の拡充 ○村の現状を知ってもらうため、田舎暮らし現地見学会を開催します。	移住促進事業による年間移住者数 ■5人(R5) ▶30人	
	②空き家の利活用 ○空き家を利活用するための補助支援を検討します。 ○空き家を利活用した就農体験やリノベーション体験イベント、若者定住シェアハウス等の検討をします。	空き家の利活用に関する補助 ■年3件(R5) ▶年10件	
	③広域移住相談体制の構築 ○諏訪圏及び八ヶ岳定住自立圏の各市町や民間団体と連携して合同セミナーの開催等移住促進を図ります。	大都市圏での移住相談会の開催 ■年5回(R5) ▶年10回	

1-5 安全に暮らすための生活環境の維持・向上

現状	課題と目指す姿
●自然条件に左右され、また有限である水資源を秩序無く開発すると、資源の枯渇につながり、住民生活や農業経営に深刻な影響をもたらします。 ●天竜川水系と富士川水系の最上流部に当たる本村においては、水質汚濁物質の不法投棄防止や、水源かん養林としての森林育成が重要です。 ●本村は、河川が少なく水資源の確保が重要となっていますが、近年水の汚れがみられます。 ●河川や水路の水利用については農業用としての利用が主であり、水路等の改修による有効利用に加え、防災への対応も求められています。 ●水道の普及率は99%となっており、ほとんどの世帯に水道水を供給しています。 ●村内においては、現在8か所の水源で地下水をくみ上げています。「安全でおいしい水」を供給するため、水道法に基づき毎年水道水質検査計画を定め、水質検査を実施し、水の安全性を確保しています。	●河川の水質改善や汚染防止に努め、安全な水資源の確保を図ります。 ●水資源の保全、確保のために、植林や間伐等の森林を整備します。 ●井戸による地下水の利用については、原村環境保全条例の基準に沿った利用を図ります。また、水道水、農業用水とも年々需要が増加し、安定的水資源の確保が必要なため、深井戸については水利調整を行うとともに、効率的、安定的な水利用を図るため、計画的な施設整備を推進します。 ●「安全でおいしい水」供給のため水道事業を実施します。 ●災害に強いライフライン整備のため、断水区域を最小限にします。 ●水の安定供給のため、老朽化したVP管（塩ビ管）の布設替えを計画的に施工していきます。同時に耐震化を図ります。 ●水道事業の健全経営を推進するため、コスト縮減や効率的経営に努めていきます。 ●維持管理の効率化、技術職員不足等の課題に対応すべき民間導入のための検討をします。
●下水道の整備により、生活排水による河川への負荷は軽減されていますが、下水道整備区域外への浄化槽は年間約30基が新しく設置されています。 ●平成13年の浄化槽法改正以前に建築された住宅については、単独処理浄化槽が設置されている状況であり、合併処理浄化槽への転換が進まない状況にあります。 ●浄化槽の中には維持管理が不十分なものもあります。	●水環境が豊かな村として発展していくため、「水環境・資源循環のみち2015」構想に基づいて浄化槽を含む生活排水処理施設の機能や利用者の利便性・快適性を維持し、適切な維持管理のもとに生活排水対策を行います。 ●河川の水質向上に向けて、河川の自浄作用の回復を図ります。
●下水道事業は、昭和60年度から、諏訪湖流域関連特定環境保全公共下水道事業として整備を進め、整備事業は終了したため、施設維持管理を計画的に実施しています。	●下水道施設の適切な維持管理に努め、利用者の利便性を維持します。 ●下水道事業の健全経営を推進します。 ●村づくり方針に合わせ、下水道区域の見直しの必要性を検討します。 ●維持管理の効率化、技術職員不足等の課題に対応すべきウォーターPPP導入のための検討をします。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
重 1-5-1 安全な 水資源の確保	①水源地の保全（保安林の適切な維持管理） ○保安林の健全な維持のため、伐採等の施業方法の説明を伐採届に合わせてお願いしていきます。	ため池浚渫工事、畑かん揚水機場ポンプ入替工事の実施 ■年1か所(R5) ▶年1か所	農村整備係
	②農業用施設の適正な維持管理 ○ため池の浚渫や井戸の適切な整備により、安定的な水利用を図ります。		
	③老朽管の布設替えの実施 ○老朽管及び鉛管の布設替えを計画的に実施します。	老朽管の布設替え ■年0.5km(R5) ▶年2km以上	上下水道係
	④災害に強い水道設備の整備 ○水道施設の耐震化を検討し整備します。 ○複数配水池からの給水が行えるように配水管網の見直しを行います。	耐震管への布設替え ■17%(R5) ▶20%	
	⑤健全経営の実施 ○経費の節減に努め、安定した経営を実施します。		
1-5-2 水質保全と生活排水浄化施設の整備	①河川等の水質検査の継続実施 ○河川の水質検査を毎年実施します。 ②下水道整備区域外のし尿・生活排水の処理 ○地勢や使用状況等に応じた、し尿・生活排水処理施設の導入を検討します。 ③浄化槽設置者への適正な維持管理意識の啓発 ○下水道整備区域外の既存住宅に対し、合併処理浄化槽への切り換えの推進及び浄化槽の維持管理の徹底を図ります。 ④浄化槽排水の処理方法の研究 ○国、県の基準を参考にしながら、今後の浄化槽排水処理方法について研究します。	合併処理浄化槽法定検査率 ■81%(R5) ▶60%	環境係
1-5-3 下水道事業の運営管理	①下水道接続率向上のための啓発活動 ○訪問や文書により効果的に接続をお願いします。 ②計画的な管路調査による維持管理 ○管路の長寿命化のため、破損箇所の早期発見修理、適正な維持管理を実施し維持管理費の縮減を図ります。 ③下水道使用料の適正な料金体系の検討 ○適正な下水道使用料を検討します。 ④健全経営の実施 ○経費の節減に努め、安定した経営を実施します。	下水道接続率の向上 ■98.3%(R5) ▶99.0%	上下水道係

1-5 安全に暮らすための生活環境の維持・向上	
現状	課題と目指す姿
●本村の消防体制は、諏訪広域消防（常備消防）と消防団（非常備消防）の2つの組織により運営されています。 ●消防署と消防団が協力し、火災予防の広報等防火意識の高揚に努めています。	●消防施設・設備の計画的充実により効果的な消防体制づくりを進めます。 ●魅力ある消防団となるよう検討するとともに、女性消防団員の確保を図り、全消防団員の技術向上を図ります。 ●大規模な災害に対処できる消防団員を確保するとともに、災害時における機能別消防団の整備を進めます。 ●装備面においても、計画的な更新を図ります。 ●防火意識を高めるため、行政区単位の防災訓練に合わせ消火訓練を行います。また、各事業所への防火指導を徹底します。
●本村は、東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域に指定されています。 ●近年の各種災害による甚大な被害、地域に与える影響を踏まえ、国の防災基本計画や県の地域防災計画、関係法令等との整合性を図るとともに、より実効性のある計画とするため、毎年一部修正を行っています。 ●地域防災力の向上を推進するため、出前講座を実施しています。 ●大規模な災害時でも、住民生活の早期回復を実現し、行政運営の停滞を防ぐため、令和2年度にBCP計画（事業承継計画）を作成しています。	●災害に対して、住民、地域及び村がそれぞれの役割に基づき迅速に対応できる「災害に強い村」を目指します ●災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組みあわせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図ります。（原村地域防災計画）

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
1-5-4 消防力の強化  	①消防団員の確保と育成 ○機能別消防団の入団と、女性消防団員の確保を図ります。 ○消防団員の技術練磨に努め、災害に対応します。	機能別消防団員数 ■ 0 人 (R5) ▶ 30 人	消防室
	②消防車両の更新 ○消防車両の計画的な更新と小型軽量化を図ります。		
	③消防屯所の更新 ○消防屯所の計画的な更新と耐震化を図ります。		
	④住宅用火災警報器の設置指導 ○住宅用火災警報器の設置促進のため広報活動と設置の指導を行います。	住宅用火災警報器設置率 ■ 70%(R5) ▶ 80%	
	⑤防火講話の実施 ○中学生を対象に防火講話を通じて防火意識の啓発		
重 1-5-5 防災体制・ 対策強化     	①防災意識の高揚 ○防災訓練や各種講習会、広報誌等による情報提供、啓発活動により、住民の防災意識を高めます。 ○防災訓練や自主防災組織等、防災活動への積極的な参加促進を図ります。 ○自主防災組織等の担い手として「防災士」の養成に取り組みます。	出前講座の実施 ■ 年 2 回 (R5) ▶ 年 2 回	情報防災係
	②連携体制の強化 ○区・自治会や自主防災組織等の地域団体と連携し、災害時要援護者の支援等、地域における防災体制と地域防災力の向上を図ります。 ○災害時における情報伝達手段を拡充し、住民をはじめ消防・警察等の関係機関との連携を強化します。 ○原村自主防災組織防災活動支援補助金等を活用し、自主防災組織の体制強化を推進します。	自主防災組織の団体数 ■ 14 団体 (R5) ▶ 15 団体	情報防災係
	③防災対策の強化 ○災害発生時を想定した業務継続計画を策定します。 ○対策本部や防災・危機管理担当部署の強化を図り、災害や感染症等に対して迅速かつ的確に対応します。		
	④緊急物資及び応援体制の確保 ○緊急時に備え、食糧や医薬品、防災資機材等を備蓄します。 ○災害時の応援（支援）協定等の締結により、応援体制を確保します。		
	⑤住宅等建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ○大規模地震が発生した際に、家屋の倒壊による被害を最小限に止めるために、住宅等建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。	住宅耐震診断 ■ 年 5 件 (R5) ▶ 年 10 件	環境係

1-5 安全に暮らすための生活環境の維持・向上

現状	課題と目指す姿
●関係機関と連携して交通安全意識の高揚を図っています。 ●防犯灯設置の推進補助金申請されたものについてはすべて補助しています。 ●地域安全活動に合わせた街頭広報、年金支給日にATM前での詐欺被害防止啓発活動を実施しています。	●地域社会における防犯抑制機能が低下している状況を踏まえ、改めて地域全体での地域安全体制の確立が課題となっています。 ●警察や防犯指導員等の協力により、地域安全活動の推進を図るとともに、地域ニーズに即した防犯灯の設置を推進し、街頭広報活動などを通じ、地域安全意識の高揚に努めます。 ●「原村安全なまちづくり条例」に基づき、住民一人ひとりに地域の安全を考えてもらい、防犯意識の高揚、醸成を図ります。 ●保護者、学校、地域が連携し、子どもを犯罪から守ります。
●近年の経済社会のグローバル化や高度情報化社会の進展、高齢化社会の進展等、消費者を取り巻く環境は、多種多様化し、消費者問題も複雑高度化しています。特に高齢者を狙った悪質商法による消費者被害や特殊詐欺の被害は後を絶たない状況となっています。 ●本村、茅野市、富士見町の広域設置による「消費生活センター（茅野市）」に相談員が常駐し、安心して相談できる取り組みを行っています。 ●住民が安心して暮らしていくために、法律、人権、行政、心配ごとに関する無料相談所を定期的に開設しています。 ●高齢者が抱える法律問題や、高齢者を狙う特殊詐欺などの犯罪も多様化しています。 ●村では定期的に行政相談を行っていますが、委員の認知率は全国的に低く、本村の相談件数も伸びていない状況です。 ●「広報はら」で周知して、法律相談や人権相談、行政相談を実施しています。	●高齢者が特殊詐欺被害にあわないよう啓発活動を推進します。 ●消費者の利益を保護するためより速い情報提供に努めます。 ●国、県等の専門機関との連携を強化し、各種相談体制の周知や人権意識の高揚のため学校・地域・職場等のあらゆる場や機会を通じて啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。 ●生活形態の多様化に伴う相談内容の専門化・複雑化に対応することが必要です。

39

基本目標2 互いを認め合い、育ちあい、人のつながりを活かした村づくり

2-1 子どもの可能性を高める環境づくり	
現状	課題と目指す姿
●子ども観を揃えた幼保小連携・小中一貫教育を推進し、予測困難な社会を生き抜く力の育成に努めています。また、保育・授業改善を加速させ、すべての子どもに遊びや学びを保障する教育環境の整備を図っています。 ●道徳・特別活動を通じて、幅広い物の見方や考え方を養い社会に適合できる人材の育成を図っています。また、小中学校の課外活動を通じて、個性豊かな子ども達の育成に努めています。 ●幼少期から「ふるさと原村」に対する愛着を養い、学齢期においては、総合的な学習の時間を中核として郷土愛を育み、本村の将来を担う世代を育てることに力注いでいます。	●共通の子ども観に立ち、子どもの可能性を引き出す環境づくりを推進し、生きて働く知識・技能を習得し、未知なることにも思考・判断・表現して向き合い、よりよい生き方を探究し続ける子どもの育成を図ります。 ●全教育活動を通して、道徳・人権教育、特別支援教育、ICT教育等の充実を図り、将来を担う人間性豊かな人材育成を目指します。 ●「ふるさと原村」の文化・伝統・暮らし等を深く学び、よりよくしていこうとする資質を育む教育を通じて、子どもたちの郷土愛を深めます。
●幼保小連携・小中一貫教育のグランドデザインを策定し、校長園長会で共有しています。 ●原村教育支援センターの存在も定着し、ここに居場所を築く子どもが増えています。 ●原村教育研究会を開催し、子ども観・教育観のすり合わせを行っています。	●環境の変化に適応できず「小1プロブレム^{※1}」「中1ギャップ^{※2}」と言われる問題に陥ることなく、スムーズに学校生活を送ることができるように、幼稚園・保育園・小学校・中学校間での連携を充実させる必要があります。 ※¹ 小1プロブレム…小学1年生が入学後の落ち着いた状況が続かず、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、先生の話の聞かないなど状態が長時間にわたって続くこと。 ※² 中1ギャップ…中学校進学時に、小学校とは違う環境や生活スタイルになじめず、悩みを抱えて不登校やいじめなどが起こってしまうこと。 ●幼稚園・保育園の幼児教育については、互いの教育内容や日々の指導方法について理解することが幼児教育を充実させるうえで重要です。また、新たな保育・学習を積極的に取り入れる中、子どものニーズにあった保育・学習を目指します。 ●一人ひとりの児童・生徒に自立と社会参加を見据えた共生社会を目指す教育・保育を推進し、教育のユニバーサルデザインに基づくインクルーシブ教育システム（障がいのあるなしに関わらず、共に学ぶ教育）に基づいた多様で柔軟な連続性のある学びの場を用意し、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることを目指します。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
創 2-1-1 教育内容・方法の改善充実      	①職員一人あたりの担当子ども数を少なくすることによるきめ細かな教育 ○保育園と小中学校への村独自の職員配置を継続し、すべての子どもに学習の機会を保障する環境づくりを進めます。 ②総合的な学習の時間・道徳・特別活動の支援 ○生きる力や働く意識を育てる教育（キャリア教育）の充実を図ります。 ③教職員の資質向上への支援 ○幼保小中合同の職員研修会を開催し、教職員の資質の向上を図ります。 ④幼保小連携・小中一貫教育の強化 ○共通した子ども観と一貫した教育理念に基づいて、教科研究、交流事業等を実施します。 ⑤ICT教育 ○一人1台のタブレット及びWi-Fi環境を活用し、ICT教育を推進し、新しい学びを構築します。 ⑥地域学習「原村学」の実施 ○本村に関する教養や誇りを高める学習カリキュラムの改善と実践を推進します。	中学校の村費教職員の配置 ■ 3人 (R5) ▶ 3人	教育総務係
重 創 2-1-2 幼保小連携・小中一貫教育の強化       	①園児と児童・生徒の交流教育の実施 ○行事や参観等を通じて子ども同士、職員同士の交流・連携を図ります。 ○やまほいくを積極的に実践すると共に、カリキュラムの中で保小の交流活動の充実を示していきます。 ②保育士や幼稚園教諭と学校教職員との連携や交流研修の実施 ○幼稚園・保育園・小中学校の関係者で構成する教育研究会において研修や情報交換を行い、子どもたちの成長過程をお互いに理解し幼・保・小・中の連携を深めます。 ③発達障害の啓発、児童生徒及びその家族への相談支援、学習支援の実施 ○家庭児童相談員、家庭教育相談員、教育指導主事による相談体制の充実を図るとともに、個別支援計画等に基づく学習支援をします。 ○保護者との連携を密にして、本人・保護者が納得した支援を図ります。	教育研究会の開催数 ■ 年3回 (R5) ▶ 年3回	教育総務係 保育園

2-1 子どもの可能性を高める環境づくり	
現状	課題と目指す姿
●子ども・子育て支援センターでは、子育てに悩みや不安を抱える保護者とその児童に対して適切な支援を提供し、健全な親子関係の形成を促進するとともに、児童虐待の防止に貢献することを目指しています。また、就園前の親子を対象とした「あひるクラブ」を開催し、親子のきずなを深める場を提供するとともに、子ども自身の成長や主体性を大切にする「子育て」の視点を取り入れた支援を進めています。 ●社会状況の変化や核家族化、少子高齢化により、家庭での教育力の低下が懸念されています。育児に関する情報不足による弊害や、少子化による過保護・過干渉、ネット依存、虐待、DVなど、家庭を取り巻く環境は、家庭教育や子どもの健やかな育ちにとって厳しいものとなっています。 ●未来を担う青少年が豊かな社会性と優れた創造性を培い、地域において健やかに成長していくことは、誰もが願うことです。しかしながら、社会の変化とともに、青少年を取り巻く環境は悪い方向に影響を受けやすく、犯罪の低年齢化、いじめや暴力、ネット社会を介した事件や事故の増加、子どもの安全・安心の低下などに起因する青少年の問題は深刻な状況となっています。	●家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感・不安感の増大に対応するため、地域において子育て親子の交流を促進し、地域の子育て支援機能を充実させることで、子育ての不安感を緩和するとともに、子ども自身の主体性や社会性を育む「子育て」を支援します。 ●青少年を取り巻く社会的環境の変化がもたらす様々な問題を解決するためには、地域全体で子どもたちを見守り、育てていく必要があります。子どもが地域の多様な人々と関わることで、自己肯定感を育み、安心して成長できる環境を整えていきます。 ●家庭や地域社会の教育機能を回復することにより、青少年に関係するあらゆる機関や高齢者・大人が連携し、子どもたちの「子育て」と「子育て」を地域全体で支える社会を目指します。 ●青少年が地域社会において様々な人々とふれあう機会を持てるよう、体験型の学習活動を活用し、実体験を通じて成長できる環境を整えます。 ●関係機関の連携のもと、青少年の非行を生まない地域づくりを図るとともに、すべての子どもが安心して自分らしく成長できる「子育て」の環境を整えていきます。

2-2 多様性を理解する機会の充実	
現状	課題と目指す姿
●令和5年度に子ども・子育て支援センターが設置され、教育支援センターとしての機能を果たすとともに、子どもの居場所づくりにも活用されています。	●「主体的・対話的で深い学び」の具現に向け、質の高い教育の実践を図り、将来を担う人材育成を目指します。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
創 2-1-3 子どもの居場所づくりの充実        	①交流と学びの場の提供 ○「あひるクラブ」の開催や、子育てに関する講習会の開催等、学習機会の提供に努めます。	あひるクラブ開催数 ■年 10 回 (R6) ▶年 10 回 親子関係スキルアップ講座 ■未実施 (R6) ▶年 8 回	子育て支援係
	②情報提供による啓発活動 ○家庭教育の中心となる「人づくり」に親が自信を持って取り組めるよう、関係機関と連携して情報提供を行い重要性の啓発に取り組みます。		生涯学習係
	③安全安心な子どもの居場所や環境づくり ○身近な地域において子どもの安全、安心が確立できるよう、高齢者・大人との交流機会の充実を図ります。		生涯学習係 子育て支援係 福祉係
	④青少年の住みやすい健全な環境を守るための啓発活動 ○青少年健全育成協議会、学校PTAなどの各種機関の連携により村内パトロール、非行防止の啓発活動を引き続き実施します。		生涯学習係
	⑤不登校傾向児童・生徒の生活及び学習支援の充実 ○幼保小中の連携・情報共有を密にすることで、不登校となる課題の解消に努めます。 ○様々な事情により、学校に行きにくい児童生徒を教育支援センターで受け入れ、生活及び学習の支援をします。加えて、学校との連携を密にしていきます。		教育総務係

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
創 2-2-1 学校以外の教育機会の充実     	①放課後における子どもの自主的活動への支援（放課後子ども教室の充実） ○放課後子ども教室を実施し、放課後の子どもの居場所の確保や自主的活動の支援を行います。	放課後子ども教室の開催数 ■年 7 回 (R6) ▶年 7 回 保育園と中学校との交流事業の開催 ■年 2 回 (R5) ▶年 2 回	生涯学習係
	②特別支援教育の充実 ○成長に応じたきめ細かな学習指導の充実を図ります。		教育総務係
	③保育園、小・中学校とこひつじ幼稚園、八ヶ岳中央農業実践大学校との交流 ○保育園、小・中学校と、こひつじ幼稚園や八ヶ岳中央農業実践大学校との交流を促進します。		教育総務係 保育園

2-2 多様性を理解する機会の充実

現状	課題と目指す姿
●急速に変化しつつある社会において、住民の生涯学習に対する要求はより多様化、高度化しています。このため本村では、住民が生涯にわたっていきいきと暮らすために、公民館事業を中心に、乳幼児期から高齢期まで各年代層に応じた様々なテーマの講座や学級を開催し、生涯学習機会の提供と支援に努めていきます。	●生涯学習の役割自己実現や地域づくりのため、一人ひとりが自らの考えや行動に基づいて行う「学びの場」を通じ、生きがいをつくり豊かな人生をおくるために、生涯学習の果たす役割が重要になっています。 ●住民の学習意欲に応じた各種講座、学級等の事業実施や、各種学習グループの育成に努めるとともに学習活動の継続を支援し、生活文化や教養の向上を目指します。
●生涯学習活動の活性化には、自主活動で運営するグループ・サークルが非常に大きな役割を果たします。中央公民館には、68団体の社会教育活動を行う利用登録団体があり、年間の登録団体利用者数は、7,000人（令和5年度）となっています。また、地区の公民館を利用して活動している団体もあります。 ●近年高齢化による後継者不足や、集団学習離れなどから会員数は減少傾向にあります。文化協会、女性団体連絡協議会、子ども会・子ども会育成会等の社会教育関係団体も公民館等を利用して活動しています。	●各種団体の地域での活動や社会参加の促進、文化協会の育成を図り、学習資料や学習情報の提供を行うとともに、住民、地域と協働し学習環境の向上に努めます。 ●中央公民館の講座等から受講者による公民館利用登録団体の立ち上げを図り、自主グループとしての活動が活発になるよう後継者育成も含め支援を行います。
●女性団体連絡協議会を中心に講演会、村長・村議会との懇談会を行い、事務局においても、講演会、映画会、文化祭でのパネル展示等を行って普及啓発を図りました。 ●私たちの意識や行動、習慣やしきたりの中には未だ、差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、このことが男女共同参画社会を形成するうえで、もっとも大きな影響を与えています。	●男女共同参画社会の実現を目指し、ジェンダーの多様化に伴い「男だから」「女だから」という固定的な考え方にしばられず、人間として一人ひとりが尊重され、ともに支えあえる社会を築いていくことが大切です。 ●地域や職場、学校、家庭等あらゆる機会を通じ、意識啓発に取り組み、学習を行い、情報提供を積極的に取り組むとともに、女性が安心して働ける環境の整備を進めます。
●静岡県沼津市戸田地区の旅館を利用する住民に対し、村民保養施設利用奨励補助金を交付しています。 ●中学生海外ホームステイ事業で、ニュージーランドブケコへの交流により、国際社会に対応できる人材の育成に取り組んでいます。	●地域間交流を活性化し、産業・教育・スポーツなど、多様な交流の中から地域づくりや文化を学び、本村の活性化を推進します。 ●国際交流を通じて、住民相互の交流を推進し、教育はもとより産業など多くの分野で交流を深めていきます。 ●国際交流を目的とする団体と連携し、外国人との交流を推進し、国際感覚を養える地域社会の形成を目指します。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
創 2-2-2 生涯学習機会の提供と支援      	①住民ニーズに応じた講座、学級の開設 ○意見聴取、アンケートなどにより住民ニーズを反映した講座学級を開催します。 ②学習成果の継続支援 ○公民館事業をきっかけとし、自主グループとして自らが学ぶ機会の充実を支援します。	公民館講座・学級開設 ■ 17 講座・1 学級 (R5) ▶ 20 講座・3 学級	生涯学習係
2-2-3 社会教育関係団体の支援・育成   	①学習場所の提供や学習資料・学習情報の提供 ○学習活動の拠点として中央公民館の利用促進を図ります。学習資料や学習情報を収集し、各種団体等への支援として情報提供できるよう努めます。 ②地域活動・社会参加の支援 ○各種グループやサークルがボランティアなどで地域活動に積極的に参加するよう支援し、社会参加を促進します。 ③地区館・分館活動の活性化 ○分館活動への支援を行い、活性化を図ります。 ④文化協会の育成・支援 ○自主事業の開催、補助金の交付等を行い継続して支援を行います。	公民館利用登録団体数 ■ 68 団体 (R5) ▶ 77 団体	生涯学習係
2-2-4 参画推進体制の整備     	①「女性団体連絡協議会」の活動支援 ○引き続き原村女性団体連絡協議会の活動を支援します。 ②各種研修機会への参加推進と男女共同参画基本計画の推進体制の整備 ○関係団体等への積極的な参加を図ります。 ○計画推進の組織体制の整備を図ります。 ③女性の社会的地位の向上 ○村内企業等の女性管理職比率について、女性活躍推進法で定める 30% を目指します。	女性団体連絡協議会の学習機会の回数 ■ 年 6 回 (R5) ▶ 年 8 回	生涯学習係
2-2-5 地域間交流・国際交流の推進   	①沼津市戸田地区との交流 ○沼津市戸田地区との交流を継続します。 ②地域間交流の検討 ○産業や教育を含む幅広い交流ができる地域を検討します。 ③国際感覚豊かな人材の育成 ○中学生の海外ホームステイ事業で、ニュージーランドプケコへの国際交流等を通じて国際感覚豊かな人材の育成を推進します。 ④外国人への支援体制の構築 ○関係機関と連携を図り、支援体制の構築を検討します。	村民保養施設利用奨励補助金の利用者数 ■ 年 16 人 (R5) ▶ 年 20 人 中学生ホームステイ派遣者数 ■ 年 10 人 (R5) ▶ 年 10 人	企画係 生涯学習係

2-3 人のつながりを活かした人づくり

現状	課題と目指す姿
●学校・家庭・地域が連携し心豊かで健全な児童・生徒を育成し、ふるさとに誇りと愛着の持てる子どもを育て、若い人たちが本村へ帰ってくるような教育が求められています。特に、就学・就労や結婚等で地域外に出た若い人たちが本村に帰り積極的に活動する機会を与えることが、本村の持続可能な社会の維持のため重要な施策となっています。 ●体験型学習として小学生を対象に「ジュニア教室」を開催しています。 ●地産地消等を目的に、学校給食に地元の食材を取り入れています。	●学校・家庭・地域が連携し、心豊かな児童・生徒の育成が図られるよう、地域に開かれ信頼される学校づくりを目指します。 ●地域・家庭との連携を深め、地域体験学習等を通してふるさとを知り、郷土を理解し郷土を愛する教育の充実により、ふるさとに誇りと愛着の持てる子どもの育成を図ります。 ●児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、自己肯定感を高めることにより生きる力の育成を図ります。 ●地域との連携と協力により子どもが外で遊ぶ機会を増やします。 ●子どもの可能性を高めるためには、多様な大人が積極的に関わり、支えることが必要です。 ●地元食材を使用した学校給食の食育活動を推進します。
●今日の急激な社会の変化と発展に対応するため、青少年期の学校教育による学びだけではなく、人間の生涯のあらゆる機会にわたり、様々な機関で行われる学習活動を生涯学習としてとらえ、その成果が村づくりを担う人材の育成につながることを理想です。 ●過去の公民館講座のリストのデータ化及び地区館長等への地域の特技をお持ちの方の紹介依頼等を行いました。	●学習成果を生かせる人材の育成自らが学びによって得た成果を社会に還元していくことも生涯学習の重要な役割です。社会教育で学んだ成果を生かしつつ、各分野において能力、特技を持っている方の発掘を行い、既存の社会教育等の指導者も含め、ボランティア活動による学校教育や地域づくりの学びの場で指導者的活動ができる人材の確保に努めます。また、様々な学習活動への企画調整を行うコーディネート機能を確立する取り組みを図ります。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
重 2-3-1 地域社会との連携による教育・学習機会の充実     	①学校評議員会・コミュニティスクールの充実 ○学校評議員会を開催し、学校への意見や要望を取りまとめ、学校運営に反映します。 ○コミュニティスクールの充実を図り、学校教育への支援体制を強化します。 ○学校運営協議会の設立に向け準備します。	自己有用感の充実（全国学習状況調査等により） ■ 75%(R5) ▶ 78%	教育総務係
	②地域公開参観週間の実施 ○小中学校で実施し、地域に開かれた学校運営を進めます。	参観週間の開催 ■ 年2回 (R5) ▶ 年2回	
	③地域人材の学校教育への活用支援 ○地域人材に関する情報を小中学校に提供します。	教育ボランティアの数 ■ 年36回 (R5) ▶ 年36回以上	
	④あいさつ運動の展開 ○小中学校で地域の協力を得ながら、あいさつ運動を展開します。	あいさつ運動実施回数 ■ 年12回 (R5) ▶ 年12回	
	⑤地域での体験学習 ○地域体験学習等を通じて、地域との連携を図りふるさとに誇りと愛着の持てる子どもを育成します。	体験学習回数 ■ 年1回 (R5) ▶ 年1回以上	
	⑥地元食材提供団体と小中学校の交流促進や地産地消事業の支援 ○原つ子食材の会から安全安心な地元食材を購入し、学校給食の地産地消を支援します。		
	⑦地域ぐるみの地区子ども会育成活動の活性化 ○地区の子ども会活動の更なる活性化について地区の伝統行事等を活用して取り組めるよう、事業活動への指導や助言援助を行います。	ジュニア教室の開催数 ■ 年8回 (R6) ▶ 年8回	生涯学習係
	⑧各種機関の連携による体験型学習の充実 ○中央公民館の小学生を対象とした「ジュニア教室」などを中心に学校・家庭・地域との連携による体験型学習の機会の充実を図ります。		
創 2-3-2 村づくりを担う人材の育成    	①各分野での特技・能力を持った人材の発掘 ○情報収集の取り組みを実施します。 ○人材の発掘と人材バンクの構築に努めます。	生涯学習リーダーバンク登録者数 ■ 7人 (R5) ▶ 15人	生涯学習係
	②優れた人材の村づくりへの活用 ○小中学校をはじめとする各種機関との連携を図り、優れた人材が村づくりに参画できる機会の提供に努めます。		
	③住民の要望に応じたコーディネート ○職員の資質向上と、コーディネーター的機能を果たせるような人材の発掘と養成に努めます。		
	④「生涯学習リーダーバンク」の登録者の拡大と活用 ○多様な学びの充実を図るため、特技や知識を地域に還元してくれる個人や団体を発掘する「生涯学習リーダーバンク」の登録者を LOGO フォーム等により募集し、登録者を講師とした講座の開設を促進します。		

2-4 スポーツと文化活動の活用と推進

現状	課題と目指す姿
●文化・芸術活動の継承は地域づくりにとって大切で、人々の情操を豊かにする意味からも重要なものです。現在本村では、公民館活動や文化協会加盟団体を中心に、活動が展開されています。 ●11月には、文化祭・芸能フェスティバルを開催し、住民の文化、芸術活動の発表の場として活用されています。 ●八ヶ岳自然文化園は、自然とふれあいをテーマに造られた多目的施設であり、星の観察、宇宙展、昆虫展等を行うとともに、多様な芸術文化活動の拠点として有効活用しています。 ●歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）には、国の史跡である阿久遺跡をはじめ、村内遺跡から出土した土器・石器、本村出身の故清水多嘉示氏（芸術院会員文化功労者顕彰）の彫刻と絵画、同じく本村出身の故津金雀仙氏（日展審査員・日展評議員）の書等を常設展示し、村の文化を発信しています。	●中央公民館事業、文化協会事業等を中心に文化・芸術活動の継続と活性化を図ります。 ●歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）は、村野藤吾が設計した建物を維持しながらより親しみやすく魅力ある施設を目指して周囲の自然と調和した整備を進めるとともに、村内外の芸術家等による特別展を行い、何度来ても楽しめる美術館を目指します。 ●生活様式の変化に伴い無くなりつつある、知恵の結集とも言える民俗資料を展示し、昭和30～40年代の農家の生活復元を進めている郷土館は、今後も資料の収集と保存活用を住民への周知、裂織、鰻絵等の文化の認知を目指します。 ●年々関心が高まっている機織りの体験学習をより充実したものとし、住民参加による保存活用及び技術の伝承を図っていきます。
●本村では10種目の専門部からなるスポーツ協会やスポーツ推進委員を中心に、スポーツ振興を図っています。また、30余の団体やクラブがありスポーツが盛んに行われています。 ●スポーツ交流としては、村民スポーツ祭、穂屋祭体育大会等多種多様なスポーツイベントが開催されています。 ●スポーツ協会やスポーツ推進委員は、体育振興、スポーツ普及のための活動を行っています。 ●30余の団体やクラブが、個々に運営を行っています。 ●少子化により、中学校の部活動の種類が減っていき、中学生が様々なスポーツや文化活動に接する機会がなくなりつつあります。	●スポーツ活動を振興するためには、生涯にわたってスポーツ活動が続けられる環境が重要です。 ●スポーツに関心を持っている人の多くがすでに活動しており、将来さらに参加率を高めるためには、ためらっている層の方々が参加するよう促進していく必要があります。 ●スポーツ協会の自立のため、組織強化を支援し、協力します。 ●スポーツ推進委員を中心に、ニュースポーツの普及やスポーツ行事への支援を図ります。 ●スポーツ登録団体の活動を支援します。 ●地区や世代を超えた交流を図るため、スポーツに参加する機会を有効活用することが必要です。 ●スポーツを通じて、健康的な体をつくるとともに、多様な参加の促進と交流を図ります。 ●学校から部活動を地域に移行し、将来的には地域のクラブとして中学生のスポーツ及び文化活動の場とします。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
2-4-1 芸術・文化活動の充実  	①住民の文化・芸術活動等の発表機会と場所の充実 ○文化祭・芸能フェスティバルなど発表機会の充実と作品展示の場所として公共施設等を有効に利用し、発表の機会を確保します。	文化祭・芸能フェスティバル ■年各1回 ▶年各1回以上	生涯学習係
	②各種団体の自発的な活動支援 ○引き続き、各種団体の自発的な活動推進のため、公民館等が中心となり、学習情報と場所の提供に努めます。		
重 2-4-2 スポーツによる体づくりと絆づくり    	③八ヶ岳自然文化園及び歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）における文化・芸術の活性化と集客 ○魅力ある企画・イベント等の事業展開を図り、文化・芸術の活性化と施設の集客を図ります。 ○村野藤吾の設計した建造物を維持しながら、利用しやすい環境整備を図ります。	歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）入館者数（有料入館者数） ■年 7,549 人（R5） ▶年 7,700 人	文化財係
	④郷土館における民俗資料の収集展示と体験施設としての確立 ○郷土館における、民俗資料の収集展示と、機織りのみならず文化の体験施設としての充実を図ります。 ○裂織り、鰻絵等の文化を住民に対して周知を図り、裂織りの団体とも協力しながら、文化の伝承に努めます。		
	①スポーツイベントや気軽にできるスポーツ教室等の開催 ○住民のニーズに応じたスポーツイベントやスポーツ教室等を開催します。	社会体育館主催のスポーツイベント・教室数 ■ 20 事業（R5） ▶ 25 事業	スポーツ係
	②スポーツ協会、スポーツ推進委員やスポーツ登録団体等の組織強化 ○スポーツ協会専門部・スポーツ推進委員・スポーツ登録団体の活動を支援し、組織強化を図ります。		
	③運動の機会の提供と環境整備 ○バウンドテニス教室等、各種スポーツ教室や少年スポーツ教室を開催します。	スポーツ登録団体登録数 ■ 33 団体（R5） ▶ 40 団体	
	④スポーツを活用した交流機会の充実 ○スポーツへの参加を交流の機会ととらえ、地区や多世代の交流促進を図ります。		
	⑤中学部活動の地域クラブへの移行 ○中学校の現状を把握し、中学生が様々な体験ができる地域クラブの設立と連携に取り組みます。		

2-4 スポーツと文化活動の活用と推進

現状	課題と目指す姿
●八ヶ岳西麓に展開する本村は、98 の遺跡が分布し、縄文の故郷や遺跡の宝庫といわれています。多くの遺跡は、記録保存を目的とした緊急発掘調査を実施し、極めて膨大な土器・石器をはじめとする資料が発見されています。 ● 2018 年 5 月 24 日に日本遺産として、「星降る中部高地の縄文世界」が認定され、阿久遺跡と顔面付釣手土器（前尾根遺跡）が構成文化財として指定されています。	●埋蔵文化財収蔵庫に保管している膨大な資料は、縄文時代を研究するうえで極めて貴重なものであり、整理を進め公開を図っていきます。 ●国史跡指定の阿久遺跡は、当時の自然環境（雑木林）の復元を継続するとともに、阿久遺跡の内容を示す環状集石群や立石・列石等を中心とする復元を行い、また、四季折々の草木の植栽により誰もが気軽に立寄ることができる史跡公園として再生を図ります。 ●文化財整理室や阿久遺跡などを活用し、小中学校と連携しながら、文化財の周知を図ります。 ●村内には国内有数の広さを誇る阿久遺跡や臥竜遺跡、前尾根遺跡などの貴重な遺跡があり、資源として十分活用することが必要です。 ●日本遺産の構成文化財の保存活用や、関係自治体と連携した地域振興など、貴重な歴史資源の適切な保存と活用を図ります。
●文化財は、人々が長い歴史のなかで築いてきた、尊い遺産です。本村には国が指定する史跡 1、天然記念物 3、県が指定する県宝 1、無形民俗文化財 1、天然記念物 3、村が指定する史跡 4、天然記念物 4、有形文化財 3、有形民俗文化財 1、無形民俗文化財 2 が点在します。	●村指定無形民俗文化財であるエーヨー節とコチャかまやせの節は、生活様式の急激な変化により伝承することが難しくなっていますが、各種文化団体や子どもたちの協力を得ながら、後世に伝える努力が必要です。 ●指定文化財のほか、鍔絵（コテエ）、裂織りなど農村に残る貴重な文化財を住民と一緒に保護・活用していきます。 ●指定文化財をはじめ、道祖神等石造文化財等の周知を図ります。 ●知恵の結集とも言える民俗資料を展示している郷土館や民俗資料展示室は、今後も収集と保存を行い、より充実したものにしていきます。 ●「ハッ手機織り保存会」、「裂織を楽しむ会」等の団体と連携し、裂織りの技術の継承を行い、郷土館では住民参加による保存活用を図っていきます。また様々なイベントを通じて、より多くの人々に本村の伝統の素晴らしさに触れてもらいます。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■ 現状値、▶ 目標値)	担当 部門
2-4-3 遺跡の保存・ 整備と活用  	①埋蔵文化財収蔵庫の公開 ○収蔵庫内部の整理を進め、収蔵スペースの確保を図ります。 ②阿久遺跡における針葉樹の伐採と公園整備 ○史跡保存活用計画及び史跡整備基本計画の策定を進め、史跡公園としての整備を推進します。 ③「八ヶ岳縄文遺跡ベルト地帯」の発信 ○八ヶ岳観光圏や近隣市町村の関係施設と連携して「八ヶ岳縄文遺跡ベルト地帯」の発信を図ります。 ④地域の特色ある埋蔵文化財発信 ○役場、小中学校に村内から出土した土器や石器などを展示し、住民へ情報を発信します。 ○県宝指定土器である「火の女神フーちゃん」の積極的な活用により、村の遺跡をアピールします。 ○文化財整理室で土器等の整理を積極的に進め、阿久遺跡や県宝を中心に村の遺跡を紹介する展示室や体験学習等を行い、村の埋蔵文化財を広く公開・活用します。		文化財係
	⑤日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」の活用 ○日本遺産を構成する関係自治体と連携のため、情報共有や資源の有効活用に向けた協議を行います。 ○関係自治体と協力し、星降る中部高地の縄文世界の周知に努めます。	協議会の開催 ■年 0 回 (R5) ▶年 1 回	
2-4-4 文化財の 保存と活用  	①村指定無形民俗文化財エーヨー節及びコチャかまやせの節の伝承 ○伝承に係る後継者の育成を推進します。 ○民謡保存会と連携し、エーヨー節、コチャかまやせの節を披露する機会を設け、住民への周知を図ります。 ②民俗資料の収集・保存 ○養蚕・家内製糸及び農耕器具等、民俗資料の収集整理を行い、公開できる機会と場所の拡充を図ります。	郷土館・民俗資料展示 室年間入館者数 ■年 1,000 人 (R5) ▶年 1,400 人	文化財係
	③古くから行われていた裂織り（ぼろ機織り）の技術の継承と周知 ○郷土館での裂織体験や教室等の機会を充実し、認知に努めます。 ○裂織りの団体と連携を行いながら、技術の継承に努めます。 ④鍔絵の保護と活用 ○鍔絵の保護を図り広く紹介することで、長い時間をかけて作り上げてきた街並みの良さを発信し、鍔絵に対しての理解の促進に努めます。		

2-5 適切な施設整備と活用	
現状	課題と目指す姿
●本村の児童・生徒数は、徐々に減少し、小学生は平成10年の527人が平成20年に420人まで減少し、その後は増減を繰り返し令和2年には411人となっています。今後も微増減を繰り返しながら減少していくと予想されています。 ●小中学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であることから、施設の環境を整えることが必要です。	●学校施設は老朽化が進んでいますが、適時適切な改修・維持管理に努め児童・生徒が安全・安心して楽しく快適に学べる施設・環境整備に努めます。 ●空き教室の有効活用等を図り、児童・生徒にとって必要な図書や教材、教具等の計画的な教育環境の整備充実を図ります。
●令和5年度長野県公共図書館概況によると、原村図書館の個人貸出冊数は91,263冊で、人口一人当たりの貸出冊数は12.3冊となり県下で第4位となり、全県の5.3冊／人を大きく上回っています。 ●図書館は資料収集、情報提供の場のほかに生涯学習施設としての役目を持っており、学んだ知識を実践するきっかけづくりとして、「米粉のベーカリー」や「米粉のレシピ集」を貸し出し、米の消費・普及に貢献しています。 ●図書館ではボランティアグループのおはなし会を月1回の割合で開き、特に子ども読書ボランティアの育成に力を注いでいます。 ●図書館は閲覧席が少ないため、地域資料等も館外貸し出しを行っていますが、冷暖房設備もあり、居場所としての利用要望が多く、閲覧場所の確保が課題となっています。	●近年、若者の読書離れや活字離れが問題となっており、読書のデジタル化の対応も必要です。 ●諏訪地域6市町村、長野県内及び北杜市の図書館による図書資料の相互貸借し、利用者が求める情報提供の充実を図ります。 ●読書ボランティアグループ、子ども読書ボランティアグループの育成を図り、住民が図書館運営に参画し、子どもが子どもを育てる体制づくりを目指します。 ●特色ある図書館運営に努め、利用者の知識欲を満たす雑誌等を重点的に収集するよう努めます。 ●小中学校との連携を図りながら、資料の購入調整、有効利用及び読書推進を図ります。 ●施設整備により多様な蔵書を収蔵するとともに、居場所としての閲覧席を整備します。 ●生涯学習施設として学習成果を発揮できる機会を創出するとともに、地域産業の発展を支援し、人づくり・地域づくりに努めます。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
2-5-1 学校施設の充実     	①小・中学校校舎の長寿命化のための維持・改修工事 ○校舎の維持・改修工事を計画的に進め、長寿命化に努めます。		教育総務係
	②小・中学校環境整備 ○学習環境の向上対策として、照明のLED化等を進めます。 ○木の剪定や除草等、中学校周辺の環境整備に努めます。		
	③中学校プール跡地利用の検討 ○プールの老朽化により小学校プールを共用することになったため、施設の除却と跡地利用について検討します。	中学校プールの除却及び跡地利用の検討 ■検討中(R5) ▶利用方法の決定	
	④小・中学校のICT環境の整備、図書や教材、教具等の整備充実 ○教育環境のICT化を進め、デジタル教科書等の必要な図書や教材、教具等の整備を計画的に進めます。	デジタル教科書導入率 ■100%(R5) ▶100%	
2-5-2 図書館施設の充実   	①図書館の施設・環境の整備（幅広い資料の収集、ネットワークの充実、居心地の良い環境づくり） ○廃棄基準に基づき適切・有効な資料廃棄を行なうとともに、地域資料及び幅広い資料の収集に努めます。		図書館係
	②諏訪公共図書館情報ネットワークシステムの充実及び定住自立圏との連携 ○諏訪公共図書館情報ネットワーク及び定住自立圏の北杜市との連携を深め、資料の有効利用と利用者の利便性の向上を図ります。		
	③国立国会図書館及び県立図書館を利用した読書機会の充実 ○国立国会図書館等のデータ配信を積極的に取り入れ、デジとしょ信州の活用推進に努め、幅広い情報提供を行います。	住民一人当たり年間貸出数 ■年12.3冊(R5) ▶年13.5冊	
	④図書館サービスの充実 ○利用者の意向調査やレファレンスによる相談体制を充実し、読書に親しむ機会を増やします。 ○朗読CDなどを活用し、高齢者、障がい者への情報発信を進めます。 ○おはなし会等の開催や特色ある図書の充実を図ります。 ○知識を実践できる機会を創設し、問題解決型の施設運営に取り組みます。 ○年齢に合わせた資料収集保存に努め、読書に対する興味関心を高めます。		
	⑤ボランティアグループとの協働 ○ボランティアグループとの協働で、おはなし会、クリスマス会、図書館まつりなどを行います。 ○第3次子ども読書活動推進計画に基づき、子ども読書ボランティアの育成を図り、子どもが子どもを育てる体制を整備します。		
	⑥図書館利用のPR活動 ○第3日曜日は「家庭で読書の日」の推進など、図書館利用のPR活動を行い、図書館資料の利用促進を図ります。	イベント開催数 ■年11回(R5) ▶年12回	

2-5 適切な施設整備と活用	
現状	課題と目指す姿
●村内には公民館をはじめ、体育・スポーツ施設、図書館、博物館類似施設等社会教育の施設が整備されています。施設ごと、経年劣化による老朽化対策、防災対策等の維持補修を随時実施してきています。 ●本村の社会教育の中心的役割を担う中央公民館は年間延べ30,000人余りの利用がありますが、建築後40年以上経過し、老朽化とともに利用者のニーズに十分対応できない建物、設備となりつつあります。また、各地区の公民館分館等も老朽化対策、防災対策等を含め施設の充実が望まれる個所もあります。	●中央公民館建物の延命と利用者のニーズに対応した安全で利用しやすい施設づくりを行います。 ●各地区公民館分館等の安全面と利便性を考慮した施設づくりを支援します。
●村内には、社会体育館をはじめ、弓振農村広場・御山マレットゴルフ場・テニス場等の社会体育施設が整備されており、施設の維持補修は、随時実施してきました。 ●社会体育館の定期的利用者は、利用者会議により予約を行い、その後に、一般利用者やスポーツ合宿の予約も可能とし、有効利用とスムーズな運営をしています。 ●スポーツ人口の拡大に伴い社会体育館が使えないときには、利用者の要望に応じ小中学校の学校施設の開放を行っています。	●利用者のニーズに対応した利用しやすい施設として、維持・管理を行っていきます。 ●社会体育館を含めた社会体育施設の利便性の向上を基本としたうえで、維持補修を行い効率的な管理運営を進めます。
●子どもが遊ぶ場として、住居に近いエリアに公園や広場の整備を求める声があります。 ●各地区に広場やグラウンドを整備し、地区管理のもと利用されています。 ●本村の河川は急しゅんで川幅が狭いため、親水広場等の設置は阿久川の一部に限られています。	●各地区の公園や広場を地域の人々の交流の場、子どもからお年寄りまで楽しめる場として活用促進します。また生涯学習、スポーツ振興等と連携した場として活用を図ります。 ●コミュニティ助成事業等を活用して、地区の公園や遊具の整備を支援します。
●小中学校で、子どもたちの取り組みについて発信しています。	●広報誌やホームページなどを通じて子どもたちの姿や取り組みを発信していきます。また、ホームページを随時更新していきます。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
2-5-3 公民館施設の 充実    	①中央公民館の改修や維持補修による利便性の向上 ○計画的な維持補修、設備、備品等の更新により利用者のニーズに対応し、利便性の向上を図ります。 ②公民館分館等の施設整備に対する支援 ○引き続き公民館分館等の施設整備について補助事業による支援を行います。 ③地区の子ども会活動の活性化 ○地区の子ども会活動の更なる活性化について地区の伝統行事等を活用して取り組めるよう、事業活動への指導や助言援助を行います。		生涯学習係
2-5-4 社会体育施設の 充実     	①体育施設の改修や維持補修による利便性の向上 ○古い器具等の入れ替え、また、計画的な維持補修により、利便性の向上を図ります。 ○利用者の意見を取り入れるように、意見箱を受付に置くようにいたします。 ②屋外施設の適切な管理 ○利用者の増加を図るために、利用者が快適に利用できるよう適切な管理運営に努めます。	社会体育館の利用者数 ■ 26,282 人 (R5) ▶ 35,000 人 弓振農村広場利用者数 ■ 765 人 (R5) ▶ 1,200 人	スポーツ係
2-5-5 公園や広場の 有効活用      	①生涯学習活動やスポーツ振興との連携による活用 ○生涯学習活動、スポーツ振興等と連携した、公園、広場の積極的な活用を図ります。 ②自然と暮らしが調和した公園・緑地等の整備 ○コミュニティ助成事業を活用し、地区が希望する公園整備を推進します。		生涯学習係
2-5-6 教育関連情報の 発信   	①小中学校ホームページの更新、学校便り・学級通信の充実 ○情報発信の充実を検討します。		教育総務係

基本目標3 誰もがいきいきと、自分らしく暮らせる村づくり

3-1 人のつながりを通じた心豊かな暮らしの実現

現状	課題と目指す姿
● 少子高齢化や世帯の小規模化などから、地域での交流の希薄化が懸念されています。 ● 15 歳から 64 歳のいわゆる現役世代が減少傾向となっており、高齢化率の上昇がみられるうえ、75 歳以上の高齢者も増加しています。 ● 第 4 期原村地域福祉計画のためのアンケートでは、地域でのつながりを大切にしたい住民や、地域活動に参加したい村民が多いという強みが示されています。	● 助け合いの気持ちが行動として実践できる地域活動の創出が必要であり、若い世代を巻き込んだ地域のつながりの強化が必要です。 ● 地域の人々が、お互いに助け合い、支え合いながら生活していくためには、身近な地域に住む人々の間で、心のつながりを育んでいくことが大切です。 ● 地域活動を維持する人材の確保が必要です。
	● 地域共生社会の実現のため、行政、関係機関と連携しながら、地域住民の多世代交流を促進し、地域の課題を共有することで、住民が主体となって課題解決を目指す体制づくりが必要です。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
創 3-1-1 地域のつながりの促進 1貧困をなくそう 3よって人々に健康と福祉を 5ジェンダー平等を實現しよう 10人や国々の平等を實現しよう 11住み続けられるまちづくりを 16平和と正義をすべての人に 17パートナーシップで目標を達成しよう	①地域のつながりとお互いを尊重し合える環境づくり ○住民が互いに顔見知りになることにより、日常的なつながりを持ち、お互いのことをよく知るための地域での助け合いを支援します。	地区の交流会（サロン）の開催 ■年2地区（R5） ▶年5地区	福祉係
	②地域での住民の支え合いの支援 ○日頃から地域が主体となって、性別、世代を超えて、すべての住民が交流できるような機会や場を増やし、こうした交流の中から住民が自発的に地域の福祉への関心を持ち、活動に参加していけるよう、きっかけづくりや既存の地域活動との連携を支援します。		
	③地域における見守り体制づくり ○民生児童委員などにより実践されている見守り訪問活動や相談活動が、円滑に実施できるように支援します。	民生児童委員訪問連絡活動件数 ■年2,585回（R5） ▶年3,000回	
	④老化や障がい、生きづらさを理解しあえる地域づくりの推進 ○老化や障がい、生きづらさに関する情報を広く周知します。 ○相談体制の充実を図ります。		
	⑤地域の支え合いネットワークづくり ○多職種による個別ケース会議・地域ケア会議を開催します。 ○高齢者福祉ガイドブック「高齢者おたすけまっぷ」を定期的に更新します。	地域ケア会議の開催 ■月1回（R5） ▶月1回継続	
3-1-2 交流や連携の促進 1貧困をなくそう 3よって人々に健康と福祉を 5ジェンダー平等を實現しよう 10人や国々の平等を實現しよう 11住み続けられるまちづくりを 17パートナーシップで目標を達成しよう	①福祉施設等の事業周知 ○福祉施設等が開催する事業を周知し、地域住民の参加促進、地域福祉への関心度の高揚を図ります。	参加者延人数 ■年150人（R5） ▶年200人	福祉係
②交流イベントの開催 ○だれもが集えるイベントを開催して、地域住民全体の交流を図ります。			
③交流できる場づくり ○同じ悩みを持つ人の交流の場づくりや、世代間交流ができる場づくりに努めます。	交流の場の数 ■年2地区（R5） ▶年3地区		
④福祉団体と福祉施設等の連携による交流 ○行政、福祉団体及び福祉施設等が交流できる機会を作ることにより、それぞれの活動への理解を深め、地域福祉の向上を図ります。	福祉教育の実施回数 ■年9回（R5） ▶年10回		
⑤福祉サービスへの住民の参画 ○福祉計画の策定に参画できるよう継続し具体的施策に関する意見・提案・計画の進捗状況について協議し、推進を図ります。			

3-1 人のつながりを通じた心豊かな暮らしの実現

現状	課題と目指す姿
●ボランティア活動は地域の人々による福祉活動の中核を占めるものです。	●地域のために貢献したいという思いを活動につなげるため、ボランティアの活動内容についての情報提供や参加しやすい環境づくりが必要です。 ●ボランティア活動に関する学習や研修の場を拡充することにより、支え合い体制の強化を図るとともに、ボランティア活動をしたい人と、それを求める人とを結ぶボランティアコーディネーターが活躍する、おいでなして原宿を拠点にボランティアセンターのような新たな仕組みづくりを進めていきます。

3-2 子どもが幸せになる子育て支援

現状	課題と目指す姿
●子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化しているため、社会全体で子育てを支援する必要があります。令和2年には、「みんなで輪を持ち子育て・子育て応援のむら原村」を基本理念とした第2期原村子ども・子育て支援事業計画が策定され、結婚や出産、子育てしやすい環境づくりを進めています。 ●国のこども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)に伴い、令和6年度に子ども・子育て計画を策定し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めています。	●子どもは本来、自分で成長しようとする力があるという子育ての考え方を大切にし、周囲は子どもに合わせた支援や、成長の手助けをすることが必要です。 ●子どもの成長を家庭や学校だけでなく、地域ぐるみで支えることが必要です。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
3-1-3 ボランティア活動の推進  	<u>①ボランティア支援と生活圏域に密着した福祉活動の創出</u> ○学校、関係団体・機関との連携を強化し、住民が学習しやすい環境づくりと支援体制の充実を図ります。 ○ボランティア活動に関する学習や研修の場を拡充することにより、支え合い体制の強化を図るとともに、既存の「有償ボランティア」の協力会員を増やす工夫はもとより、活動をしたい人と、それを求める人とを結ぶボランティアコーディネーターが活躍するおいでなして原宿を拠点にボランティアセンターのような新たな仕組みづくりを進めていきます。 <u>②ボランティア講習会の実施</u> ○より多くの地域住民がボランティア活動に参加できるようにボランティアに関する研修や講習会の充実を図ります。 <u>③ボランティアが活動しやすい仕組みづくり</u> ○若年者層や勤労者層などがボランティア活動に参加しやすい条件や環境を整備します。また、村内で行われているボランティア活動の情報を提供し、支援を必要とする人につなげるよう努めます。また、ボランティアポイント制度導入の検討をしていきます。	ボランティア研修会の開催 ■年6回(R5) ▶年6回	福祉係

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
創 3-2-1 子ども・子育て支援     	<u>①子ども・子育て計画の遂行</u> ○子ども・子育て計画に沿って事業を進めます。 <u>②乳幼児期からの正しい食生活の普及</u> ○乳幼児期から食育に取り組み、正しい知識の普及を図ります。 <u>③住民との協働による子育て支援</u> ○子どもや子育て家庭を見守り支える地域社会づくりに向けて、社会福祉協議会と連携して子育てを含むボランティアの育成支援をします。 ○地域住民による子育て支援を促進するため、保護者に代わって子どもを預ったり、保育園などへの送迎を行うなど、会員組織による相互援助活動を「ファミリーサポートセンター事業」として実施し、地域全体での子育て支援体制の充実を目指します。 ○保育園では、引き続き高齢者や学生とのふれあい保育を充実し、地域の人々との交流を図ります。	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業におけるニーズ量に対する確保量の割合 ■ 100%(R5) ▶ 100%	子育て支援係 健康づくり係 子育て支援係 保育園

3-2 子どもが幸せになる子育て支援

現状	課題と目指す姿
●本村の出生数は年々減少しています。そのなかで、核家族化等により育児に不安のある保護者が増えています。 ●出生の日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもを対象に医療費の無料化を行い、経済的支援を図っています。 ●子ども同士の交流や地域の大人との交流の機会が少なくなり、自立心や思いやりの心、人との関係を築く力が育ちにくくなっています。	●子育てに対する不安を軽減するため、妊娠出産から子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行う体制づくりの推進が重要です。 ●親子の心と体の健康について、保健師や栄養士、保育士等の関係する多くの職種と連携しながら支援していく必要があります。 ●少子化や核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなっているなか、家庭における子育ての孤立化や育児ストレスの増大が懸念され、子育てを社会全体で支援していくことが必要です。 ●安心して子どもを産み育てられるよう関係機関が連携して、妊娠・出産・育児の切れ目のないきめ細やかな支援体制の充実を図ります。 ●子育て中のさまざまな悩みや負担の解消ができるよう相談体制を整えるとともに、身近な場所での親子同士の交流や情報交換の機会を提供します。 ●高齢者や学生など地域の人々との交流や、ボランティア活動など地域全体で子育て支援を推進します。 ●母子保健事業やカウンセラーの配置等を通し、親子の交流や仲間作りを促進し、こころの健康づくりを進めます。
●子育て家庭への経済的支援として、出生の日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費の無料化や小中学生の遠距離通学補助等を行っています。 ●ひとり親家庭に対しては、保健福祉事務所と連携し、子育て・生活相談に応じながら、自立を支援しているほか、医療費負担を軽減するため、18歳未満の児童等及びその保護者の医療費の無料化等を行っています。 ●幼児教育・保育の無償化、低所得者層の保育園の副食費免除を行っています。 ●男女とも就業率は高く、結婚や出産後も多くの女性が仕事を続けています。 ●保育園では、3歳未満児保育、延長保育や一時保育、障がい児保育等を、幼稚園では預かり保育や教育相談等の子育て支援事業を実施しています。 ●少子化と保育ニーズの変化により、入所希望児数が3歳未満児は増えています。 ●地域の子育て支援の拠点として、子ども・子育て支援センターを設置しています。このセンターでは、子育てサロンやイベントを開催し、保護者と子どもたちに交流や学びの場を提供しています。また、子育てに関する相談対応や、放課後の子どもたちの居場所も提供しています。	●男性も女性も働きながら子育てをすることができるとともに、子育てのために離職した人が再就職できるような環境づくりを進める必要があります。 ●家庭と社会のつながりの希薄化や核家族化の進行及び離婚の増加等により、子育ての負担感、不安感や養育費の軽減等、子育て家庭への支援が必要となっています。 ●保育施設の老朽化により補修や改修が必要になってきています。 ●核家族化や少子化の進行により、保育ニーズは多様化しており3歳未満児の保育園への入所希望が増加しているため、柔軟に対応できるよう、保育施設及びサービスの拡充に努めます。 ●保育施設が老朽化してきているため、適切な維持管理に努めるとともに安全で安心して使用できる施設・環境整備に努めます。 ●子ども・子育て支援センターは、小学生の放課後の居場所としての利用が中心となっています。多様な活用方法があれば、より幅広い子育て支援が可能になると考えられます。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■ 現状値、▶ 目標値)	担当 部門
重 創 3-2-2 妊娠・出産・ 育児の切れ 目のない子 育て支援      	①妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進と経済的支援の継続 ○妊娠期から保健師、助産師による切れ目のない相談支援を継続します。 ○健康管理システムを活用し、経年的に親子の健康づくりに努めます。 ○保健師、栄養士、保育士等関係する職種と情報共有、連携して支援していく体制を強化します。 ○妊婦・産婦健診の公費負担、不妊・不育症治療費の一部を助成します。 ○産婦の育児に対する不安を軽減することを目的に、産後ケア事業を推進します。 ○「こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対し、母子保健と児童福祉の支援を一体的に提供し、健康と福祉の向上を目指します。	産後ケア事業利用率 ■ 57.5%(R5) ▶ 65.0%	健康子育て支援係
	②悩みや不安に対する育児相談体制の充実と情報提供 ○不登校児童生徒対策として教育支援センターを運営します。また、フリースクールとの連携を密にし、実情に応じた対応を行います。 ○非行や児童虐待防止に向けて、効果的に支援が行えるように、関係機関の連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の一層の取り組みを図ります。		子育て支援係 教育総務係
	③子育て支援サービスの充実と環境整備 ○未就園のお子さんの保護者のリフレッシュを目的とした「パパとママのリフレッシュ教室」、児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象とした「親子関係スキルアップ講座」、保育園での「参加保育」など子育てに関する学習機会の充実を図り、親の子育て力を高めるとともに、家庭における親子のふれあいの充実を推進します。 ○子育てサロンを継続運営し、身近な場所での親子同士の交流や情報交換の機会を提供し、支援体制の充実を図ります。	子育てサロンの開設 ■ 週6日 ▶ 週6日 パパとママのリフレッシュ教室 ■ 年3回 ▶ 年3回以上	子育て支援係 保育園
重 3-2-3 子育てがし やすい環境 づくり    	①子育て家庭への経済的支援の継続 ○「子ども医療費特別給付金」の継続や幼児教育・保育の無償化、低所得者層の保育園の副食費免除、小中学校の遠距離通学補助等を実施します。		子育て支援係 医療給付係 教育総務係
	②保育サービスの充実 ○3歳未満児保育、病児保育・病後児保育、早朝・延長保育、一時保育、障がい児保育等の保育サービスを継続し、拡充に努めます。 ○異年齢交流・信州やま保育の活動や季節の行事等、保育内容の充実、質の向上に努めます。		保育園
	③保育施設の適切な改修と環境整備 ○保育施設が老朽化してきているため、適切な維持管理に努めるとともに安全で安心して使用できる施設・環境整備に努めます。 ○多様化した保育ニーズに合わせた保育整備に努めます。		保育園
	④子ども・子育て支援センターの活用と支援機能の充実 ○子ども・子育て支援センターでは、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や相談ができる場を提供するとともに、子育て親子の交流の促進を図ります。また、子育てに関する相談や援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習会の開催などを通じて、子育て家庭を幅広く支援します。さらに、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへの一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」設置を推進し、より充実した子育て支援環境の整備に努めます。		子育て支援係

3-3 安心して安全に暮らすための環境づくり

現状	課題と目指す姿
●高齢化や社会情勢の変化に伴い、地域住民が抱える不安や悩み事は複雑化・多様化しています。また、地域のつながりの希薄化も問題となり、助け合いにより解決してきた問題が、地域から孤立してしまうことによって、支援を必要とする人に適切な支援が届かないといった現象が起きています。	●子ども、高齢者、障がい者や生きづらさを感じている住民が、日常生活の中での困りごとについて誰もが気軽に相談できる体制を整備し、必要な支援を迅速確実に提供する仕組みづくりが必要です。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
創 3-3-1 困っている人に寄り添う仕組みづくり       	①福祉サービスの情報収集と提供 ○社会福祉協議会、事業所が実施している福祉サービスなどを広報紙やホームページなどで情報提供の充実を図ります。また、情報入手が困難な人への配慮として「人と人のつながり」を利用した情報収集を行い、必要な人に必要な情報の提供に努めます。 ○地域の様々な課題解決に向け地域福祉コーディネーターが地域に出向き、課題を発見し、支援のネットワークづくりを行う役割を担っていきます。		福祉係
	②交通不便者の支援 ○外出が困難な高齢者や障がい者に買い物支援やお弁当の配達を行うことで、住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援に努めます。	配食サービス事業利用者数 ■年 43 人 (R5) ▶年 50 人	
	③相談体制・苦情対応制度の整備 ○住民一人ひとりの実情に応じた相談や支援を気軽に受けられる体制づくりが求められています。住民一人ひとりが的確な相談を身近な地域で受けられるよう体制づくりに努めていきます。また、利用者の権利意識の高まり等から、様々な苦情が発生することが予想されることから、関係機関と連携を図り、円滑に苦情処理を行う体制を整備していきます。		
	④生活困窮者への支援 ○経済的に苦しい暮らしを続ける住民などが生活保護に陥らないようにするため、情報を収集すると同時に、気になる方を専門機関へつなげ、早めの生活習慣の改善、借金や多重債務、家賃滞納の解消に向けたアドバイスをを行うとともに、定期的な訪問を行い、自立した生活の再建に向けて支援していきます。	要保護者数 ■年 10 人 (R5) ▶減少	
	⑤成年後見制度の普及 ○諏訪圏域で連携しながら中核機関の機能を整えていきます。また、本村での課題を分析し「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。		
	⑥虐待を見逃さないネットワークの確立 ○地域住民や福祉関連事業者、医療機関等が協力して、子ども、高齢者、障がい者（児）に対する虐待、あるいは DV の早期発見に努めるとともに、民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、適切に対応していきます。また、関係機関と連携し、虐待の発生時に迅速に対応できる体制を整えます。		子育て支援係 福祉係
	⑦権利擁護意識の醸成及び普及 ○認知症の高齢者や重度の知的障がい者等の日常生活上での福祉サービス利用支援、生活上での法的な支援として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業（県社会福祉協議会が原村社会福祉協議会に委託）を実施しています。今後も、潜在的な利用者ニーズの把握に努め、利用者増を勘案し、住民や法人による後見人・補佐人・補助人等の養成を関連諸団体（弁護士会、社会福祉士会、司法書士会等）とも連携し、普及促進に努めていきます。		福祉係

3-3 安心して安全に暮らすための環境づくり

現状	課題と目指す姿
●村内の医療機関等は、一般診療所が3か所、歯科診療所が3か所、保険調剤薬局が1か所あり、一般診療所においては、地域の身近なかかりつけ医としての役割を担い、地域密着型の医療提供体制の充実を目指し、住民の健康増進を図る取り組みを実施しています。	●住民が自分らしく生きがいをもって暮らしていくためには、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう、医療・介護・予防等を包括的に確保するための地域包括ケアシステムの構築が必要になります。このシステムを有効に機能させるため、地域の医療機関においては検診等の予防活動、健康管理体制の充実、高齢化社会に向けた在宅ケアの推進が必要となります。また、医療だけでなく、保健・福祉・介護の分野との連携をさらに進める必要があります。 ●このシステムを構築するためには、村内の医療機関だけでなく近隣の中核病院をはじめ、近隣市町内の医療機関との連携を今後さらに強化していく必要があります。誰もが地域で自立した生活をより長く継続できるよう必要な医療提供体制の確保が課題となります。
●本村の令和6年の高齢化率は35.5%で、令和2年から約0.5%増加しており、一人暮らしや高齢者のみ世帯、認知症の高齢者、要介護認定者も増加しています。そのため、住み慣れた地域のなかで一人ひとりに適した介護サービス・福祉サービスを受けながら、自立した生活ができるような環境づくりや生活支援事業の充実が求められています。	●身近な地域で日常的に支援していくために、隣近所の住民や地域での支え合いネットワークづくりが重要です。 ●地域包括支援センターが中心となり、できる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるように、医療・介護・生活支援等が一体的に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築を推進します。 ●安心と自立した生活を継続できるように、高齢者のニーズに合わせて必要な介護サービスや生活支援サービスの質と量が確保できるように努めます。 ●住民同士の支え合い、助け合いのネットワークづくりを進めます。 ●認知症高齢者が医療・介護・福祉の連携や地域住民の理解や協力による支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
重 3-3-2 地域医療の充実   	①保健・医療サービスの充実 ○専門的な医療を必要とする難病患者や障がい者に対しては、関係機関等と連携を図ります。		福祉係
	②近隣医療機関との連携による地域包括ケアの充実 ○地域包括ケア推進に向け、近隣の中核病院をはじめとする村内外の医療機関との連携を強化して、医療体制の強化を図ります。		診療所係
	③地域包括医療の充実 ○医師会との協力のもと、医療と介護の連携強化を図ります。 ○地域包括医療推進協議会において保健医療体制について協議します。		健康づくり係 診療所係 福祉係
	④地域に密着した医療の提供 ○国民健康保険直営診療所の安定した医師確保・運営を継続します。		診療所係
創 3-3-3 在宅生活を継続するための支援     	①生活支援サービスの充実 ○生活支援コーディネータを中心に、住民の生活支援や介護予防等の基盤整備を推進します。 ②地域包括支援センターの機能強化 ○高齢者の総合相談窓口として、周知に努めます。 ○地域包括支援センターが中心となり、保健・医療・介護・福祉の分野と連携し、高齢者の様々な相談に応じる体制の充実を図ります。	相談窓口利用者数 ■年 114 人 (R5) ▶年 120 人	福祉係
	③認知症高齢者支援 ○認知症サポーターの養成を進めます。 ④生活を支える福祉サービスの充実と福祉制度の周知 ○日常生活と社会生活を支援する在宅支援サービスや施設福祉サービス、就労支援サービス、地域生活支援事業の充実に努めます。 ○障がい者が様々なサービス情報を入手できるような支援を行います。	認知症サポーター登録人数 ■ 708 人 (R6) ▶延 1,000 人	

3-3 安心して安全に暮らすための環境づくり

現状	課題と目指す姿
●婚活イベントは参加者の満足度が高い評価を得られているが村居住者の参加は少ない状況です。 ●村登録者でお見合い等の支援により成婚につながった事例がありました。 ●全国的にも男女ともに晩婚化や未婚化、合計特殊出生率の低下が進んでいます。 ●「ハラ・トレンドィクラブ」・「マリッジサポートセンター」が結婚活動の支援に取り組んでいますが、登録者は少数です。 ●「結婚相談所」を開所し、結婚相談員が結婚に対するアドバイスや登録者同士のマッチングなどを行っています。 ●長野県で行っている「ながの結婚マッチングシステム」は、結婚支援を行う市町村や各種団体のネットワークにより、全県的にマッチングできるもので、近年登録者も増加しています。	●結婚相談では、専属的に取り組める結婚相談員の確保が課題となっています。 ●「ながの結婚マッチングシステム」への登録を推進し、他市町村の独身者とのマッチングすることで出会いの機会を全県に広げます。 ●結婚相談がしやすい環境を整え、結婚を希望する方を支援します。 ●村内だけでなく、他市町村と連携し、婚活イベント案内や参加の呼びかけを行い、出会いの場の創出を支援します。 ●結婚活動支援業務を、村主導から民間事業者主導への切り替えを検討します。
●異常気象による被害が頻発する中、災害・防災への関心は高まってきています。 ●地域のつながりの希薄化が進み、災害時における支援体制の整備がさらに重要性を増しています。 ●防災の観点からも、自主防災組織の整備や避難訓練などを常日頃の地域活動を通して実施していくことが求められています。 ●民生児童委員が高齢者、障がい者（児）や子どもの見守りを行っています。	●声かけや安否確認、世代間交流などにより地域社会の中で様々な人が関わり、住民が支え合う「福祉の村づくり」を、住民と区や自治会、行政や社会福祉協議会との連携を図ることで、要配慮者を把握し、災害等の緊急時でも要配慮者を支援できる体制を築くため、地域福祉推進の拠点を整備していきます。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
3-3-4 結婚活動のサポート 	①相談員の育成 ○専門の結婚相談員を育成します。 ②日常的な相談体制の見直し ○利用者にとって相談しやすい体制を検討します。 ③出会いイベントの開催 ○婚活イベントを開催し、積極的な参加を推進します。	ハラ・トレンドィクラブ登録者数 ■ 11人 (R5) ▶ 15人	企画係
3-3-5 災害時における避難行動の徹底      	①災害時における避難行動要支援者の把握 ○災害時における避難行動要支援者に対する支援が急務であることから、避難行動要支援者に関わる情報の把握、及び共有による安否確認等の体制整備を図っていきます。 ②緊急時・災害時の支援体制づくり ○行政で避難行動要支援者名簿を作成し、迅速な対応を行える体制づくりを行い、地域の見守りを行っている民生児童委員協議会と連携し安否確認等に努めます。災害時避難マニュアルの更新を行います。		福祉係 情報防災係
	③見守り活動を通じた防犯と交通安全活動 ○見守り活動は、不審者等の発見や地域での犯罪の抑止につながるため、今後も民生児童委員をはじめとした地域住民による見守り活動を推進します。		福祉係

3-4 健やかに暮らせる環境づくり	
現状	課題と目指す姿
●生涯を通して健康でいきいきと暮らしていくことが重要となっています。そのため、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒・歯の健康に関する生活習慣の改善が図れるように取り組んでいます。 ●社会環境や食生活の変化等により、がんや心疾患、糖尿病等が増えています。 ●特定健診の受診率は低く、目標には達していません。特に若い世代は健康への関心が比較的低い傾向にあり、健診やがん検診の受診率が低い状況です。 ●乳幼児健診を実施し、月齢に応じた支援に努めています。 ●令和6年3月に「原村健康増進計画（健康はらむら21）」を更新し、健康増進、食育推進、自殺対策推進に取り組んでいます。	●若いころからの生活習慣を見直すとともに、健診により病気の早期発見、早期治療に結びつけていくことが重要です。 ●乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの推進が必要です。 ●こころも体もいきいきと暮らせるよう健康寿命（健康で自立した生活ができる期間）の延伸を目指します。 ●「自分の健康は自分でまもる」ことを基本とし、住民主体の健康づくりの活動を支援し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図ります。
●高齢者実態調査としてフレイルチェックを実施し、その結果を基に個別にフレイル予防のアドバイスをを行っています。 ●高齢者のボランティア活動への参加意向を調査し、ボランティア活動へつないでいます。 ●60代、70代の高齢者の多くは、要支援・要介護状態に至っておらず、社会参加できる機会を増やすことが、生きがいづくり、介護予防につながります。 ●令和6年3月に「原村高齢者福祉計画」を更新し、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう取り組んでいます。	●生涯現役で高齢者が地域活動や働き続けられる環境の整備が必要です。 ●高齢期は、けがや病気が原因で要介護状態になる人も少なくありません。健康の維持・増進を進めるため、健診や健康教室、介護予防教室等の充実を図る必要があります。 ●認知症高齢者は増加傾向です。認知症への対応は早期発見が重要となるため、認知症専門医や医療機関との連携を図ることが重要です。 ●高齢者が培ってきた知識や経験を活かし、積極的に就業や社会活動等の社会参加ができる環境づくりを進めます。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
重 創 3-4-1 健康づくりの推進   	①健康増進計画の実践 ○健康増進計画に基づき、健康増進、食育推進、自殺対策推進に取り組みます。 【健康増進計画の目指す姿】 ○こころも体もいきいきと暮らせる健康寿命の延伸 ○「自分の健康は自分でまもる」ことを基本とし、住民一人ひとりの健康づくり活動の支援 ○生活習慣病の発症予防と重症化予防 ②各種健診・検診の受診率向上 ○特定健診や住民健診、がん検診の受診勧奨に努めます。 ○健診体制の整備を進めます。 ③住民主体の健康づくり支援 ○地区組織、保健補導員部会、食生活改善部会、母子愛育部会の活動を支援します。	特定健診受診率 ■ 39.3%(R5) ▶ 60.0%	健康づくり係
3-4-2 高齢者への支援     	①健康づくり事業 ○健診の受診勧奨を行い、健診結果に基づき、健康教育、健康相談を行います。 ○高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組みます。 ②介護予防の充実 ○介護予防事業の充実を図ります。 ○地域住民による自主活動を支援します。 ③認知症対策 ○医療機関と連携し、認知症相談体制の拡充を図ります。 ○認知症予防に向けた健康づくりを推進します。 ④生きがいづくりの支援 ○シルバー人材センターなどを通して、就労の支援を進めます。 ○ボランティアの育成、活動の推進を図ります。 ⑤高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の実践 ○「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、すべての高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域の中で、安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	介護予防教室延参加者数 ■ 2,679 人 (R5) ▶ 3,000 人	健康づくり係 福祉係

3-4 健やかに暮らせる環境づくり

現状	課題と目指す姿
●障がい者に対する理解を広げていくため、村の広報誌や有線放送等を活用して啓発・広報活動を行うとともに、小中学校や社会福祉協議会で福祉体験を通じて福祉教育を推進しています。 ●障がい者や障がい児に関する各種相談は、地域福祉センターや保健センターで保健師や担当職員が応じています。地域福祉センター等に来所できない場合は、訪問相談や電話相談も行っています。近年は、幅広い相談内容のため、諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスなどの関係機関と連携して対応しています。 ●できるだけ住み慣れた地域で快適に生活できるよう、住宅改修が必要となった場合にはバリアフリー建築の専門家の派遣や、改修にかかる費用の一部を助成しています。 ●オアシスや障がい者自立支援協議会において、諏訪地域における障がいに関する様々な課題の共有や解決を図っています。 ●助言等が必要と思われる乳幼児に対して、保健福祉事務所や医療機関等関係機関と連携をとりながら個別支援を行い、障がいの実態に応じて保健福祉事務所や通所施設等を紹介しています。 ●乳幼児から学齢期への移行段階では、教育支援委員会を開催し、医学、心理学、教育学の専門家や関係機関、保護者等の意見を聴いて障がいの種類や程度に応じた適切な就学を推進しています。 ●学校教育においては、障がいの状態に応じて学級間交流や副学籍による交流も行っています。 ●ホームヘルプサービスやデイサービス、短期入所事業をはじめ、補装具や日常生活用具の給付、在宅介護を補う日中一時支援事業を行っているとともに、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう就労支援を行っています。 ●障がい者の就労対策については、公共職業安定所や県、諏訪圏域障がい者就業・生活支援センターすわーくらいふと連携を図って取り組んでいます。 ●障がい者の就労機会の確保と社会参加の促進を図るために、地域活動支援センターの開設、精神障がい者社会復帰施設の運営費負担、通所者に対する通所補助、外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施しています。 ●生涯学習の場の充実を図るとともに、スポーツやレクリエーション、文化活動に接することができるよう、社会参加の機会を増やすよう努めています。	●様々な機会をとらえ啓発活動や交流活動をより一層推進するとともに、保育園、小中学校、中央公民館、社会福祉協議会等と連携し、一貫した福祉教育を推進するためのプログラムの構築と、障がい者の人権擁護の推進が求められています。 ●障がい者が地域で快適に暮らせるよう、住宅や公共施設のユニバーサルデザイン化を進めます。 ●障がい者を取り巻く様々な問題について本人の意見を聴く機会を確保し、施策への当事者参加を促進し、福祉の村づくりを進めます。 ●乳幼児期からの情報共有による一貫した支援体制は今後も充実を図っていく必要があります。 ●人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。 ●障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、障がい者が地域で安心して生活を送ることができる地域社会を目指します。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
3-4-3 障がい者への 支援       	①障がい者に対する理解の促進と人権擁護の啓発 ○啓発・広報活動を進め、小中学校と連携し体験学習や交流活動の一層の推進を図るとともに、障がい者の人権擁護啓発を図ります。 ○各種広報媒体を活用して新しい情報を提供します。 ○諏訪6市町村と関係機関で、障がい者差別解消支援地域協議会を立ち上げ、障がい者の差別について検討します。	地域活動支援センターでのボランティア受け入れ ■ 0人 (R5) ▶ 1人以上／月平均	健康づくり係・福祉係・子育て支援係
	②きめ細やかな相談体制の充実 ○地域福祉センターや保健センターでの各種相談や訪問相談を引き続き実施しながら、民生児童委員やこども・家庭相談員、諏訪圏域障がい者総合支援センター等と協働し、相談ネットワークを充実します。 ○障がい児については、将来にわたっての見通しが持てるような相談活動の推進を行います。		
	③住みよい福祉の村づくり ○地域や関係機関と連携を図り、災害時要援護者避難支援プランに基づいた避難訓練を実施します。 ○障がい者施設と地域等の交流促進に努め、ボランティア活動の支援に努めます。		
	④障がいの早期発見・早期対策と療育・保育・教育の充実 ○健診や保育園・幼稚園での早期支援に努めるとともに、保育園での受入れ環境を整えることはもとより、3歳未満児の母子通園実施に向けた検討を行います。 ○小・中学校では、関係機関と連携をし、障がい種別や発達の状態の理解に努め、一人ひとりの教育的な課題を踏まえた教育課程の再編と指導方法の工夫に努めます。 ○引き続き近隣市町と連携し諏訪養護学校学童クラブの受入れを進めます。		
	⑤障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児童福祉計画の実践 ○「障がいの有無に分け隔てなく共に理解し支え合う 自立と社会参加のむら 原村」を基本理念とした「障がい者計画」を実践します。 ○障がい福祉計画、障がい児童福祉計画に基づき、事業を適切に遂行します。	障がい者就労施設等からの物品等の調達額 ■ 年 792,432 円 (R5) ▶ 年 800,000 円以上	
	⑥就労の促進や社会参加に向けた支援 ○公共職業安定所等の関係機関と連携して村内事業所への障がい者雇用の啓発を行うとともに、労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者との連携による障がい者の就労支援を推進します。 ○地域活動支援センターの運営については、運営内容の充実に努めます。 ○社会参加を促進するために、外出支援事業、重度心身障がい者等タクシー利用料金助成を引き続き実施します。 ○障がいのある人もない人も、地域住民の一人として地域行事に参加する機会が持てるよう、広報・啓発活動を一層推進するとともに、余暇活動を支援します。		

基本目標4 特色を活かした産業で、夢と活力のある村づくり

4-1 村の特色を活かした農林業振興

現状	課題と目指す姿
●八ヶ岳西麓の標高 1,000 m 地帯に位置する本村は、その寒冷な気候により夏場の生産量日本一を誇るセルリーをはじめ、ブロッコリー、パセリ、キャベツ、ほうれんそう、スイートコーンなど多品目の野菜の栽培が行われています。 ●花卉については、スターチスを中心にトルコギキョウ、きく、カーネーション、アネモネや鉢花のシクラメンなどが栽培されています。 ●果樹については、ブルーベリーやカシスなどの栽培が行われており、近年の地球温暖化に伴いワイン用ぶどうの栽培も行われています。 ●高齢化に伴い農業者の高齢化も進んでいますが、若手農業者も多く活躍しています。 ●地球温暖化による気候変動や長年にわたる連作などにより近年では様々な病害虫が発生しています。	●少子高齢化に伴う人口減少により農業者数は減少傾向にあることから担い手となる農業者への農地の集積は進んでいますが、今後はより一層担い手人材の確保と育成に努めていかなければなりません。 ●農業経営の安定と日本の食料安全保障に寄与するため、地域計画と農業振興地域整備計画に基づいた優良農地の確保と農地の適正な管理を推進します。 ●人口減少による働き手不足に対応するため、生産性の向上を図る必要があります。 ●自然環境や農地を保全することにより持続可能な営農をするため、地球環境に配慮した農業へ転換していかなければなりません。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
重 創 4-1-1 農業の持続的な発展         	<u>①農地の確保及び有効利用</u> ○農業振興地域の整備に関する法律に基づき農地として利用すべき優良農地を確保します。農地の流動化を促進し、担い手への農地の集積と遊休農地の解消に努めます。 <u>②農業生産の基盤の整備及び保全</u> ○畑かんなどの農業用施設の維持管理を住民協働で実施するとともに、中山間地域農業農村総合整備事業や土地改良施設維持管理適正化事業を利用して施設を整備します。 <u>③先端的な技術等を活用した生産性の向上</u> ○スマート農機等を活用した生産性の向上を推進します。 <u>④農産物の付加価値の向上等</u> ○ワイン用ぶどうなどの新品目を引き続き研究し、新品目の生産を支援します。農産物の6次産業化を推進します。 <u>⑤環境への負荷の低減</u> ○みどりの食料システム戦略により、適正施肥や減農薬などの取り組み、生分解性マルチなどの環境への負荷の低減に資する技術の活用を推進します。 <u>⑥人材の育成及び確保</u> ○農業後継者や新規就農者、農業青年組織の活動を支援します。 ○都心等で行われる就農相談会への参加等により、多様な担い手人材の確保に努めます。 <u>⑦農業生産活動の組織化</u> ○農業用機械の共同利用や作業受託を推進します。そばコンバイン管理組合へのそばコンバイン及び乾燥機の貸し付けを継続します。 <u>⑧農業経営の安定</u> ○地球温暖化の影響により夏場の生産が難しくなっていることから、高温対策として作期の拡大を支援します。収量減少や価格低下等のリスクに備え、収入保険制度への加入を推進します。労働災害共済事業を継続して実施します。 <u>⑨伝染性疾病等の発生予防等</u> ○病害虫の蔓延や連作障害の発生を防止するため輪作を推進します。	農業所得額 ■ 196 百万円 (R5) ▶ 216 百万円 農業産出額 (RESAS) ■ 37 億円 (R3) ▶ 40 億円 担い手への農地集積率 ■ 56.0%(R5) ▶ 60.0%	農政係・農村整備係

4-1 村の特色を活かした農林業振興

現状	課題と目指す姿
●耕地面積 1,130ha（令和 5 年産作物統計調査）のうち遊休農地面積は 6.6ha（村農業委員会調査）で耕地面積全体の約 0.58%となっています。 ●八ヶ岳西麓の緑豊かな自然に囲まれた本村は、その農村風景や住みこちの良さから多くの移住者に選ばれ、現在まで人口減少には至っていません。	●住みこちのよい村であり続けるためには、今後も農作物の供給の機能と洪水防止や景観の保全などの多面的機能が適切かつ十分に発揮されなければなりません。 ●農村風景と生活環境の調和のとれた美しい村を維持する必要があります。
●本村の森林面積は総面積の 46%に当たる 1,974ha です。森林は国土保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等様々な機能を通じて住民生活に寄与しています。 ●令和 5 年 4 月に原村森林整備計画を改定し計画的かつ長期的な視点に立ち、森林の健全性の確保に必要な間伐等の森林整備事業を実施しています。	●現在の針葉樹林から、森林としての多様性や高い公益的機能が期待できる針広混交林（針葉樹と広葉樹が適度に混交した林）へと誘導しながら健全な森林づくりを進めます。 ●森林を守り育てていくために、村、森林組合、森林所有者と連携し森林整備及び森林路網整備を進めます。 ●村有林の更新伐を計画的に実施するとともに、残材の有効利用を推進します。 ●民有林の間伐を促進します。 ●針広混交林への誘導をはじめ、企業・団体・住民との協働による森林整備を進めます。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
4-1-2 農村の振興        	①農地の保全に資する共同活動の支援 ○多面的機能支払交付金により洪水防止や景観の保全などの農業の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援します。 ②中山間地域等の振興 ○中山間地域等直接支払制度により、生産条件が不利な中山間地域等の農業生産活動を支援し、農地の遊休化を防ぎます。 ③鳥獣被害の対策 ○被害状況の把握に努めるとともに、緩衝帯整備や防護柵の設置を支援します。 ○有害鳥獣の個体数調整を猟友会に委託して実施します。 ④都市と農村の交流等 ○農業振興地域の整備に関する法律に基づき農地として利用すべき優良農地を適正に確保することで、それ以外の農地の農地以外の用途での利用を可能とします。 ○農業用機械の移動に伴う道路の土汚れや農薬等の飛散防止を啓発することで生活環境の改善に努めます。 ○市民農園の貸し出しにより、農業への理解を図ります。	遊休農地面積 ■ 6.6ha(R5) ▶ 5.0ha 有害鳥獣による農作物被害額 ■ 3,806 千円 (R5) ▶ 6,000 千円	農政係・農村整備係
4-1-3 森林の育成・有効活用        	①村有林の計画的な整備 ○森林経営計画に基づいて、村有林の更新伐を実施します。 ②更新伐材の有効利用 ○建材として利用できない更新伐材をチップ材としていきます。 ③森林管理の普及・啓発 ○広報等により森林の必要性を広く周知して適正な管理の啓発を図ります。 ④民有林の整備 ○民有林の間伐を森林環境譲与税を財源として実施します。 ⑤公民協働による村有林整備の推進 ○ボランティア活動や、団体等のボランティア活動を受けて村有林整備を推進します。	村有林整備面積（更新伐、植林） ■ 年 2ha(R5) ▶ 年 2ha	農村整備係

4-2 産業と地域資源の連携	
現状	課題と目指す姿
●本村の観光資源としては、八ヶ岳中央高原を中心に約1,400人の収容能力持つ約60軒のペンションなどの宿泊施設、八ヶ岳自然文化園、歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）、もみの湯、樅の木荘等の観光施設整備が行われてきました。また、これらの施設を活用した住民参画による各種イベントや活動が展開されています。 ●本村を訪れていただいた観光客等の受入れ体制をより強化するためには、情報提供・観光資源等のコーディネートがより重要となっています。 ●JR駅や高速道路のバス停からの2次交通は、民間事業者が運営しているタクシーやレンタカーの活用を案内しています。	●さらなる観光振興を図るためには、既存の形ではない観光推進組織が必要です。 ●新たな観光振興は範囲を明確に定めて戦略的な推進が必要です。 ●地域資源の魅力を伝える新たなメニューや宿泊事業者と連携した受入れ体制の整備や観光イベントの促進、PR活動の充実が必要です。 ●観光と他の産業を結んだ情報のネットワークを構築し、受入れ体制をより強化できる総合案内機能が必要です。 ●各種イベント活動がさらに活発化するよう八ヶ岳自然文化園の活用方法をPRし、多くの方々に利用されるよう施設整備が必要です。 ●電車、高速バスを利用して本村を訪れる観光客の2次交通が課題となっています。 ●観光シーズンにおけるJR各駅や高速バス停からの2次交通の確保を検討します。 ●リニア中央新幹線の山梨県駅からの2次交通を諏訪地域として検討していますが、直行バスの運行等による誘客を検討します。
●観光ニーズも変化してきており、その地域特有の自然の中に身をおいた、自然、文化の体験や、芸術や趣味を楽しむ体験型・滞在型の観光が望まれています。 ●今後、多種多様な事業者と連携した体験型・滞在型の観光を展開することが求められています。 ●市町村の枠を越えた事業展開が必要となっており、観光客の趣向にあった旅行の設定や提供が望まれています。 ●広域的な観光を目指し、諏訪地方観光連盟が組織され統一した宣伝や各種活動を行っています。 ●山梨県側との接点が少なく、県境を境に観光情報が途絶えてしまう状況となっています。 ●八ヶ岳観光圏では、HPの多言語化や滞在プログラムの充実などを通じて、外国人旅行者の周遊促進を行っています。	●新しい観光組織を中心に、行政、観光事業者や住民が連携して力強い誘客力を持った魅力ある観光地づくりが必要です。 ●八ヶ岳観光圏整備事業や八ヶ岳定住自立圏事業を活用して、滞在型観光につながる持続的な取組みを促進します。 ●ペンションなどの宿泊施設と八ヶ岳自然文化園及び八ヶ岳中央農業実践大学校等の各種施設が持っている資源を見直し、それぞれの施設が相乗効果を発揮できる活性化を目指します。 ●地元農産物の活用などにより魅力の創出を図り地域経済循環を高めることが必要です。 ●地域の人々とのふれあいなどが実感できるよう、農家やクラフトマン、宿泊施設等との連携を図り体験型・滞在型観光を促進します。 ●八ヶ岳自然文化園や樅の木荘とペンションが連携した食事の提供等、協力体制を促進します。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
重 創 4-2-1 観光地域づくり推進体制の充実    	①新しい観光組織を中心とした観光村づくり ○魅力ある観光地域づくりのため新しい観光組織を中心に連携して観光村づくりを推進します。 ②地域資源の魅力を伝えるモデルコースの提案 ○自然や文化を活用した体験を伴う滞在型のモデルコースを提案します。 ③観光ガイドの育成 ○星のガイドやネイチャーガイドを育成し、ガイドツアーやイベントを充実させ、観光振興を図ります。 ④情報一元化による案内機能強化や情報発信 ○関係機関と連携し観光情報の一元化を図り、情報発信の強化を促進します。 ⑤観光ポータルサイトの整備とプロモーション ○観光イベントやモデルコースなどの提案を、適切なタイミングで発信します。 ⑥観光拠点の強化 ○八ヶ岳自然文化園を観光拠点としてハブ化し、観光拠点の強化を図ります。 ⑦JR 各駅等からのアクセス便の確保 ○観光客の2次交通確保について検討します。	観光地利用者数 ■年 394,300 人 (R5) ▶年 500,000 人	商工観光係
重 4-2-2 多種多様な事業者と連携した観光振興    	①新しい観光組織を中心とした、多種多様な事業者の連携 ○新しい観光組織を中心に、多種多様な事業者、行政や住民が連携して観光村づくりを推進します。 ②各種施設やイベントなどの連携による活性化推進 ○ペンションや樅の木荘等の宿泊施設と八ヶ岳自然文化園、歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）、もみの湯、八ヶ岳中央農業実践大学校等の観光施設や阿久遺跡等の文化施設、及びそこで行われるイベントなどを相互に連携させることにより、体験や観光を宿泊に結び付ける企画を提案します。 ③八ヶ岳観光圏を活用した着地型旅行商品の企画・販売 ○北杜市・富士見町との広域連携による新たな着地型旅行商品の企画・販売を支援します。 ④インバウンド事業の体制構築及び支援 ○八ヶ岳観光圏、諏訪地方観光連盟や県と連携し外国人旅行者の誘客を促進します。 ⑤地域を挙げてのおもてなしの心の醸成 ○地域住民等ボランティアによる環境整備維持活動を促進します。	着地型旅行商品の企画 ■ 1 件 (R5) ▶ 6 件	商工観光係

4-2 産業と地域資源の連携	
現状	課題と目指す姿
●本村の森林は、間伐等の手入れにより再生されてきています。また八ヶ岳森の小径を利用した自然散策や、自然体験林等として交流やレクリエーション、イベントなどに活用されています。	●「八ヶ岳森の小径」をPRし、ガイドツアー等による誘客を図ります。

4-3 時代のニーズに合わせた産業振興	
現状	課題と目指す姿
●本村の工業は、令和元年の工業統計で事業所数 16 か所、従業者数 338 人、製造品出荷額は約 81 億円となり、そのほとんどが零細企業です。これらの企業に対し、本村及び商工会等による経営指導、各種融資等を進め、その育成指導に努めています。しかし、一部を除きその生産性は低く、常に経済状況に左右され、経営が安定していない状況です。このため、生産性の向上、経営安定を図る必要があります。 ●工業製品に求められるニーズに対応するためには、高度な技術革新を常に行う必要があります、これに対して適切な助成を図らなければなりません。	●中小企業の生産性の向上、経営安定を図り、工業製品に求められるニーズに対応するため高度な技術革新を進め、中小企業を活性化し、特に若い世代の就業・雇用の場を増やし、人口定着・移住を促進します。
●本村の商業は、平成 28 年で商店数 37、従業員数 165 人、年間販売額約 31 億円でしたが、令和 3 年には商店数 42、従業員数 159 人、年間販売額約 25.9 億円と、商店数は増えているものの、事業規模の縮小が見られます。	●地域に密着した事業展開、買い物環境や情報提供等により、事業者の自主的な事業展開を促進します。 ●国・県の各種支援事業等を効率的に活用し、空き店舗対策・駐車場対策・マネジメント対策等を実施し、経営の活性化を目指します。
●企業誘致については、土地開発公社による諏訪南インター原村工業団地の造成により、現在 8 社が操業しています。「諏訪南インター原村工業団地」は全区画完売し、他に村内で工業団地を造成するのに適した場所が見当たらないため、新たな企業誘致が困難となっています。 ●企業誘致は、就業・雇用機会が増大し、人口定着・移住に繋がり、所得の向上も図られ地域を活性化し、重要な役割を担っています。	●豊かな自然環境、中央自動車道諏訪南インターチェンジに隣接しているという優位性を強調しながら、県とのタイアップ、商工業振興条例による優遇措置、村内のPRなどにより、企業誘致を進めます。 ●大都市圏との交通の近接性、安定している情報通信インフラ、冷涼な環境を活かし、遠隔勤務の企業を誘致し、本村への定住・移住の促進につなげます。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
4-2-3 森林を活用した観光振興     	①森林資源を活用し、環境や健康に配慮した観光振興 ○「八ヶ岳森の小径」を活用した体験ツアー等の造成を推進します。	八ヶ岳森の小径を活用したツアー等 ■ 0 件 (R5) ▶ 2 件	商工観光係

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
創 4-3-1 工業振興       	①経営基盤の強化と規模拡大への支援 ○村制度資金や設備投資等に対する助成制度の拡充を図り、経営基盤の強化と規模拡大を支援します。 ②人材育成や技術開発の情報提供及び参加促進の支援 ○諏訪圏ものづくり推進機構やテクノ財団等と連携し国・県・大学・NPO など支援機関の研修会情報をホームページなど活用して提供し、企業の参加を促進します。 ③広域連携の強化による産業活性化支援 ○諏訪圏ものづくり推進機構による事業や諏訪圏工業メッセなど広域連携を強化します。 ④工業技術展等への参加による技術情報の収集及び販路拡大 ○諏訪圏工業メッセへの出展、企業ガイド作成等の支援をします。	商工業活性化補助金による設備等の導入支援 ■ 年 2 件 (R5) ▶ 年 4 件	商工観光係
創 4-3-2 商業とサービスの支援    	①各種制度資金の活用による経営基盤の安定化 ○村制度資金では利子補給、保証料補助の実施により経営の安定化や事業拡大を支援します。 ②利便性の高い経営形態や特色のある商品開発等経営力向上 ○県が行う研修会等の情報を提供するとともに、特産品の開発や新商品の開発の支援をします。	事業所数 ■ 23 事業所 (R4) ▶ 25 事業所	
創 4-3-3 優良企業の立地促進    	①情報の把握、収集による、優良企業の村内誘致 ○県と連携しホームページなどで情報を発信し、企業の誘致に努めます。 ②原村商工業振興条例による必要な振興措置の実施 ○立地条件や優遇制度を PR します。 ③大都市圏の遠隔勤務企業（サテライトオフィス）の誘致 ○遠隔勤務企業（サテライトオフィス）の誘致に努めます。		

4-4 起業支援と担い手育成

現状	課題と目指す姿
●起業家の約4割を29歳以下が占めています。 ●起業家の3割、パートタイム起業家の半数以上が、費用をかけずに起業しています。 ●起業の動機は、「自由に仕事がしたい」が最も多く、「収入を増やしたい」「経験・知識・資格を活かしたい」と続きます。 (参考文献, 2023年度起業と企業意識に関する調査, 日本政策金融公庫総合研究所小企業研究第一グループ)	●商工会による創業塾を支援し、起業・創業を促進します。 ●事業者の経営マネジメント能力の向上を促進するとともに、商工会を中心としたきめ細やかな相談体制の充実を図ります。
●村内の事業所数は少なく小規模事業所がほとんどです。住民の多くは、近隣市町の事業所の勤労者となっています。また、勤労者関係の団体の活動が停滞している状況もあります。 ●若い世代の就業・雇用の機会が少なく、地域外へ流出し戻ってくることや地域外の人たちが流入することも少ない状況です。	●勤労者の定着化や雇用を促進し、勤労者の生活の安定、福祉の向上を図ります。 ●長野労働局及び諏訪公共職業安定所等と連携を図り、地域における雇用創造への支援、若年者雇用対策、高年齢者の雇用の確保、障がい者の雇用対策・就職支援、就業技術の習得支援等を実施します。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
創 4-4-1 起業支援     	①起業創業支援 ○村内で安定した経営を行えるよう、行政・金融・事業者が連携し、法人税優遇措置や設備投資支援、人材・雇用確保支援を行います。	創業セミナー修了者数 ■ 61人(R元～延人数) ▶ 70人	商工観光係
4-4-2 担い手の育成     	①人材の発掘と育成及び後継者の育成 ○県及び諏訪圏域と連携して事業継承の相談体制を整えます。 ②商工会による研修・指導・相談体制の強化への支援 ○商工会の運営に対する支援を継続します。 ③国・県の活性化支援事業による人材育成等の活性化 ○国、県が行う研修会等の情報を提供し、参加を支援します。 ④職業技術の習得と就業の支援 ○岡谷技術専門校との連携により、職業技術の習得と就業を支援します。	事業承継相談会の開催 ■ 年 0 回 (R5) ▶ 年 2 回	
重創 4-4-3 雇用対策の充実   	①雇用・就職対策 ○長野労働局・諏訪公共職業安定所と連携して、雇用・就職対策を推進します。 ②新規学卒者のための企業ガイダンスの充実 ○近隣労務対策協議会と連携して、新規学卒者のための企業ガイダンスの充実を図ります。 ③勤労者向け融資制度の充実と中小企業労働者の福利厚生向上の支援 ○労働金庫との連携による勤労者向けの低利融資制度を継続実施します。 ④雇用や就職のための情報収集や相談窓口設置の検討 ○商工会と連携し村内企業の求人情報の収集に努め、相談体制の充実に努めます。	産業従事者数（経済センサス 農林水産業除く） ■ 2,214 人 (R3) ▶ 2,300 人	

基本目標5 住民一人ひとりが主役となって、自立する村づくり

5-1 人と地域のつながりづくり	
現状	課題と目指す姿
●住民参加による村づくりとして、「地域づくり支援事業補助金」を実施しています。 ●全国的に女性の社会参画の割合は年々上昇しています。	●行政や自治組織が抱える課題を解決するために、住民参画による知識や知恵の集積が必要です。 ●自治組織の維持や活性化には女性の参加が不可欠です。 ●人と人、人と地域のつながりを促進するため、参加機会の創出を図ります。 ●住民や企業などの民間活力を資源として捉え、様々な分野での活用を推進することが必要です。
●村内では、各地区を単位に道路の雪かきや福祉ボランティア、子どもの育成、環境衛生等の自治活動や祭、運動会等の地域行事等が行われており、もっとも身近な組織として自治組織が地域の実情に応じた活動を行っています。しかし、近年地区活動に参加しない人や、自治組織に加入しない人が増えています。 ●多様化する住民ニーズにより目的ごとに新たなコミュニティが形成され、また、隠れた資源を再発見するため、住む人はもちろん、本村を訪れた人、本村に住みたいと思っている人たちの知恵を求めています。	●今後の村づくりにおいて、自治組織の果たす役割は重要度を増しています。自治組織の役割を明確にし、地域のコミュニティ活動を円滑に進めるため、集落行動計画策定・推進の支援を行います。また、自治組織の役割を周知することにより加入を促進し、住民協働の村づくりを推進します。
●これまで、諏訪圏域6市町村で「諏訪広域連合」を、また、関係市町村で「諏訪南行政事務組合」、「南諏衛生施設組合」を設立し、事務事業の共同処理等を行っています。また、本村、山梨県北杜市、富士見町の3市町村で「八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、県境を越えて連携を図っています。	●諏訪圏域、八ヶ岳西麓地域、八ヶ岳定住自立圏域等の市町村が相互に連携と協力を行い、圏域全体の生活機能の強化等に取り組み、安心して暮らせる地域を形成することにより、人口の確保と活性化を図ります。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■ 現状値、▶ 目標値)	担当 部門
創 5-1-1 住民参加の推進      	①住民参加による取組 ○行政が実施する取り組みにおいて、住民参加機会の創出と活動への参加を促進します。	地域づくり支援事業補助金交付件数 ■ 5 件 (R5) ▶ 6 件	企画係
	②女性の社会活動参加の推進と支援 ○女性が社会活動に参加しやすくなる仕組みや支援について検討します。		生涯学習係
	③トライアル・サウンディング※の導入検討 ○住民や企業、各種団体などと行政の様々な分野との連携により村の活力を高めるため、地域運営組織 (R M O) や官民連携 (P P P / P F I) などトライアル・サウンディング手法の導入に向けた検討を行います。 ※トライアル・サウンディング：村と民間事業者が直接対話して、官民連携手法の導入に向けた条件や実現性の高い事業展開方針を、官民一体となって検討していくことを目的に、民間事業者に一定期間公共空間等を暫定的に利用していただき、実際の集客性や採算性を確認していただく取組		企画係
創 5-1-2 自治組織の支援     	①自治組織への加入支援 ○転入者に対して、区や自治会への加入を勧め、地区コミュニティ活動への参画を推進します。	集落行動計画の策定地区数 ■ 8 地区 ▶ 11 地区	総務係
	②集落行動計画策定・推進支援 ○住民が中心となって身近な地域づくりを進めることができるよう、集落行動計画の策定を推進するとともに、地域が主体となって行う事業等に対して支援します。		企画係
	③コミュニティ活動の推進と支援 ○コミュニティ助成金を活用し、地域コミュニティの活発な活動を支援します。		
5-1-3 広域連携による地域の活性化   	①諏訪圏、八ヶ岳西麓地域の活性化 ○生活圏域で非常に結びつきのある諏訪地域の5市町や、八ヶ岳西麓の茅野市・富士見町との連携を密にし、圏域としての地域活性化を図ります。 ②八ヶ岳定住自立圏による地域活性化 ○八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づき、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」及び「圏域マネジメント能力の強化」の3つの政策分野において、更なる圏域内の活性化を図ります。	八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン重要業績評価指標達成事業数 ■ 10 事業 (R5) ▶ 13 事業	企画係

5-2 住民の活躍を支える適切な情報管理

現状	課題と目指す姿
●住民から、村政に対する意見や提案、要望等を聴く機会として「移動村長室」や「村長への手紙／メール」などを実施しています。 ●村の計画を策定する際は、住民アンケート調査はもとより、住民懇談会やワークショップなどを開催し、住民の意見を反映できる機会を設けています。 ●村が保有する情報を公開することで、村政に対する理解を深めていただくとともに、住民の知る権利を保障し、村としての説明責任を果たすことを目的に、公文書公開を実施しています。 ●住民が企画するイベント等のうち村等の後援があるもの、共催のものについては積極的に紹介し、活動の支援を行うことで村内の活性化に一定の効果を発揮しています。 ●本村の有線放送システムは、村からの身近な伝達手段として毎日お知らせする音声告知放送を行っています。 ●災害発生時における住民に向けた情報提供サービスの拡充が求められています。	●多種多様な行政情報を求める住民に応えるために、広報「はら」やホームページ、有線放送等で情報を提供していますが、住民が求める情報を的確に把握し、わかりやすく提供することが求められています。 ●有線放送を選ばない人、選べない人でも情報が得られるように、ホームページやSNSでの同等の発信が求められています。 ●住民参加と協働による村づくりを進めるために、村政に関する情報について住民と共有化を図り、開かれた村政を実現します。 ●マイナンバーを含む個人情報の適正な管理・運営を推進するとともに、個人情報に対する職員の意識の向上を図ります。 ●災害時における情報提供サービスや、無線LANなどを用いた情報インフラを検討します。
●村の施策等を理解していただくために、住民の求めにより情報を提供する、100を超えるむらづくり講座を整備しています。	●従来のパソコンや携帯電話等の情報端末に加えスマートフォンやタブレット端末向けの最適化、SNS（ソーシャルネットワークサービス）への情報提供が求められています。 ●むらづくり講座の活用を促すとともに、講座メニューを充実します。 ●満足度の高い行政サービスの向上に向けてより見やすいホームページに改訂するとともに、従来のパソコンや携帯電話等の情報端末に加えスマートフォンやタブレット端末対応、SNS（ソーシャルネットワークサービス）への情報提供を図ります。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■ 現状値、▶ 目標値)	担当 部門
5-2-1 情報の共有と適正な運用    	①情報の公開・提供の充実 ○住民と行政が村政に関する情報を共有し、協働の村づくりを進めるため、村政情報を積極的に提供します。 ○審議会等の会議記録を公開し、審議過程や経過についての情報提供を進めます。 ○公文書管理を適正に行い、情報の公開に努めます。 ○ホームページの更新を行い、最新の行政情報等の発信に努めます。 ○SNSなどを活用し、情報の受け手に応じた情報提供に努めます。 ○災害発生時における住民向け情報提供サービスの拡充に努めます。	ホームページの閲覧者数 ■ 170,749 件 (R5.2 ~ R5.8) ▶ 280,000 件	情報防災係 総務係
	②広報・広聴活動の充実 ○広報はらなど様々な媒体を通じてわかりやすく提供します。 ○村長との対話の機会を継続するとともに、住民や住民以外の方からも広く意見や要望を聴ける機会を充実します。		
	③有線放送の加入促進と多様な周知方法の確立 ○有線放送の充実に努め、より多くの方々に利用していただけるよう加入促進します。有線放送を選ばない方もホームページやSNSで情報を受け取れるように努めます。	有線告知放送への加入 ■ 1,958 件 (R6) ▶ 2,000 件	情報防災係
	④情報の管理と適正な運用 ○原村行政情報セキュリティポリシー等の見直しを随時行い、情報資産の適正な管理・運営に努めます。 ○マイナンバー制度運用にかかわる指針等に基づき、適正な個人情報の保護、管理・運用に努めます。		
5-2-2 適正な情報提供機会の充実      	①むらづくり講座の充実 ○住民ニーズに応えられるようメニューの充実を図ります。	村づくり講座の開催 ■ 年 2 回 (R5) ▶ 年 3 回	企画係
	②オープンデータ化の推進によるビッグデータの提供 ○行政の保有する生活に役立つ情報を広く公開し、民間企業等などによる情報の自由な加工によって住民の利便性の向上を図ります。	オープンデータの公開数 ■ 0 件 (R5) ▶ 10 件	情報防災係

5-3 効率的な行政運営

現状	課題と目指す姿
●行政のあらゆる分野へ情報通信技術の活用をすることにより、住民サービスの向上と行政運営の質的向上を図ることを目的として、行政の情報化に取り組んでいます。 ●長野県DX戦略に賛同し、先端技術の導入に向けた取り組みに参加しています。 ●自治体戦略2040構想^{※1}において示されている少子・高齢化率による労働人口の減少など、社会構造の変化に起因する多様な問題を解決していく手段として先端技術を導入し、働き方改革や新たな生活様式への転換に対応するとともに、既存の業務プロセス等の改革による仕組みの変革が求められています。 ※1 自治体戦略2040構想…国の研究会において、2040年ごろにかけて迫る日本社会や自治体行政における危機を明らかにし、危機を乗り越えるために必要な自治体戦略の基本的方向性を示したものの。 ●将来的に先端技術を用いて事務を行うことが想定されるため、特に若手職員の情報化分野への知識と理解の向上が求められます。	●あらゆる分野において様々なICT（情報通信技術）の活用を検討し、導入を進めることにより、住民サービスの向上と業務効率化による行政運営の質的向上を図ります。 ●総合行政ネットワークサービスを活用した各種電子申請・電子届出や電子申告等、さらなる情報サービスの利便性の向上を図ります。
●道路交通網の整備、高度情報化、ライフスタイルの多様化に伴い、住民サービスの向上、地域経済の活性化等、多様な課題に広域的な対応が求められています。 ●住民の生活圏や経済圏は、行政区域を越えて拡大の傾向にあることから、広域行政により更なる地域の活性化が必要となっています。 ●道路交通網の整備、高度情報化、ライフスタイルの多様化に伴い、住民サービスの向上、地域経済の活性化等、多様な課題に広域的な対応が求められています。 ●住民の生活圏や経済圏は、行政区域を越えて拡大の傾向にあることから、広域行政により更なる地域の活性化が必要となっています。	●諏訪圏域の活性化を図るため、関係自治体との機能分担と施策の連携により交通体系や生活基盤、医療、農業振興、商工業の振興、観光振興、文化施設の整備、情報ネットワークの構築等を広域的に進めます。 ●それぞれの市町村が処理している各種事務のなかで、単独で処理するより広域的に処理することが合理的で望ましい事務について調査研究し、事務処理の効率化、合理化を追求します。 ●諏訪圏域の活性化を図るため、関係自治体との機能分担と施策の連携により交通体系や生活基盤、医療、農業振興、商工業の振興、観光振興、文化施設の整備、情報ネットワークの構築等を広域的に進めます。 ●それぞれの市町村が処理している各種事務のなかで、単独で処理するより広域的に処理することが合理的で望ましい事務について調査研究し、事務処理の効率化、合理化を追求します。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■ 現状値、▶ 目標値)	担当 部門
重 5-3-1 D X の推進      	①先端技術の積極的な導入 ○子育て・教育・医療・介護・インフラ・公共交通・防災・農業・商工業・観光業など、様々な分野で先端技術の導入を検討し、住民サービスの向上を図ります。 ○A I・R P A※ ² などの導入による業務効率化を行い、事務の質的向上を図ります。 ○電子決裁の導入などによる事務の電子化を行い、テレワーク環境を整備することにより、働き方改革や新たな生活様式への転換に対応します。 ※2 A I・R P A…A Iは人工知能、R P Aはプログラムによる処理の自動化のこと。	先端技術の導入数 ■ 4 件 (R6) ▶ 5 件	情報防災係
	②行政手続きのオンライン化 ○「ながの電子申請」、「Logo フォーム」を活用し、住民サービスの向上を図ります。	オンラインによる手続メニュー数 (Logo フォーム) ■ 100 件 (R6) ▶ 300 件	
重 5-3-2 広域行政による効率化と活性化    	①諏訪圏域内幹線道路の一体的な整備 ○諏訪郡市国道 20 号改修・バイパス建設促進期成同盟会を通じて、国道 20 号改修・バイパスの早期建設を働きかけます。		建設係
	②事務処理の共同化 ○一部事務組合や広域連合による広域連携を進めることで、より効果的・効果的に実施することが可能な事務・事業を調査研究し、事務処理の共同化を推進します。		企画係
	③中央自動車道の渋滞緩和 ○「中央自動車道渋滞対策促進協議会」と連携して、中央自動車道の渋滞対策の促進を働きかけます。		
	④リニア中央新幹線開業を見据えた公共交通の研究 ○リニア中央新幹線開業を見据え、本村と山梨県駅を結ぶ公共交通を研究します。		田舎暮らし推進係 企画係
	⑤中央東線高速化 ○「中央東線高速化促進期成同盟会」と連携して、中央東線の高速化と利便性の向上を図ります。		企画係
	⑥八ヶ岳観光圏の振興 ○「八ヶ岳観光圏整備促進協議会」と連携して、八ヶ岳観光圏の観光振興を図ります。		商工観光係

5-3 効率的な行政運営

現状	課題と目指す姿
●職員の能力向上については、「原村人財育成基本方針」に基づき人材の育成に努めています。 ●職員提案制度を活用して、組織改編や所掌事務の見直しについて、庁内組織検討委員会で検討しています。	●地域の多様なニーズに対応できるような政策形成能力や高い専門性を備えた職員の育成が必要です。 ●関連する業務の窓口が1箇所に集約されるワンストップサービスの実施等、住民に行政サービスを受ける面でわかりやすく親しみやすい組織とし、住民の利便性の向上が図られる組織の再編を推進します。 ●各課にまたがる課題に対しては横断型のプロジェクトチームによる対応等を図り、縦割り行政の弊害を無くします。 ●課及び職員の削減については、事業は拡大しつつ人員の削減は限界にきていることから、事務の効率化を図ります。
●限られた財源の中、新たな行政課題や社会情勢の変化に的確に対応していくため、事務事業について行政評価システムにより定期的に必要性、効果を検討し、PDCAサイクルに基づいて3年間のローリング方式による実施計画の見直しと計画的な実行に取り組んでいます。	●身近な行政サービスを提供する基礎的な自治体として、住民と行政との役割分担の見直しや、公民協働の村づくりを進めます。 ●施設の活用については、住民の意見を取り入れながら、住民ニーズに即した活用方法を検討していきます。住民にとって効率的かつ効果的な業務運営を行い、経費削減を図る一方、民間委託や指定管理者制度の活用等により、経費節減だけでなく住民にとって使いやすい業務運営を行います。 ●行財政改革を推進するとともに、行政評価システムの試行を踏まえ、今後、行政評価システムにより進行管理を行い、PDCAサイクルに基づいて実施計画に反映していきます。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■ 現状値、▶ 目標値)	担当 部門
5-3-3 機能的な 組織体制     	①住民の利便性が図られる組織の再編 ○庁内組織検討委員会を設置し、多様化・複雑化する行政ニーズや行政課題に対応し、住民サービスの低下を招かないよう柔軟な組織の見直しを進めます。 ○各課にまたがる課題や緊急時の対応等に課を超えた連携態勢がとれるよう、プロジェクトチームなど横のつながりも強化します。 ○職員提案制度を活用し、職員の提案による組織改善を図ります。 ②事務処理・意思決定の迅速化 ○事務処理や意思決定が迅速に行えるよう検討し、できることから実施します。 ③効率的な窓口体制の構築 ○来庁者の負担軽減となるような窓口体制を目指します。 ④職員能力の向上と柔軟な職員体制の構築 ○人事評価制度の導入や職員研修の充実等により、地域のニーズに対応できる職員を育成します。 ○専門性を必要とする業務や一時的に増加が見込まれる業務については、任期付き職員等を採用し、柔軟な職員体制を推進します。		企画係 総務係
5-3-4 事務内容の 効率化   	①実施計画による事務事業の見直し ○3年間のローリング方式による実施計画の見直しを毎年行い、本計画に即した事務事業を実施します。 ②行政評価の実施 ○事務事業評価により、事務事業の改善やスクラップアンドビルド※を進めるとともに、実施計画事業の見直しや予算編成等に活用します。 ○住民との連携・協働による行政運営の実現、分権時代にふさわしい持続可能な行財政体制の確立を図ります。 ※スクラップアンドビルド… 行政機構における膨張抑制の方法のひとつで、組織の新設にあたっては、同等の組織の廃止を条件とすること。 ③民間活力の活用 ○業務のアウトソーシングを図るなど、民間委託を推進します。 ○指定管理者制度を活用し、より効果的なアウトソーシングを図るため、全庁的な見直しを行います。	行財政改革の実施 ■ 未実施 (R5) ▶ 実施	企画係

5-4 健全な財政運営	
現状	課題と目指す姿
●本村の一般会計における財政状況は過去 10 年間の歳出決算額の推移をみると、平成 16 年からの行財政改革プログラムによる歳出削減策の実施により平成 20 年度までの 5 年間は歳出削減が図られましたが、平成 26 年度から増加しており、40 億円を上回っています。 ●令和 5 年度決算額において、歳入の 58.7%を地方交付税や国・県支出金、地方譲与税などの依存財源が占め、自主財源の比率は 41.3%となっています。 ●少子高齢化の進展による社会保障費のほか、公共施設やインフラの更新による経費の増加等により、厳しい財政運営が続くことが予想されます。	●自主性・弾力性のある財政運営を推進するために村税を中心とした自主財源の確保による財政基盤の強化を図るとともに、必要性・緊急性等を踏まえ簡素で効率的な行財政運営が必要です。 ●経常経費の抑制や効率的な財政運営を進めることで、可能な限り政策的経費の捻出に努めます。 ●計画実施に向け、新たな財源を確保し、財政基盤の強化を図ります。 ●的確な課税客体の把握と適正な課税に努め、料金徴収担当課を含め近隣市町、県、国との連携を取りながら、効率的で公平な徴収を行います。 ●収入と支出のバランスが取れた財政運営に努めます。 ●使用料・手数料・負担金等の適正な受益者負担を求めます。 ●新たな財源確保に努めます。 ●行財政改革により安定した行政運営に努めます。
●「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）」の全面施行により、自らの責任と判断に基づき必要な対策を適時適切に行うなど、地方財政制度の改革が進められてきました。 ●財政事情を示す目安となる指標として「経常収支比率※¹」「財政力指数※²」「健全化判断比率※³」があります。財政の弾力性があるかどうかの目安となる経常収支比率は、令和元年度は 85.4%でしたが、令和 5 年度は 84.7%とやや改善されました。また、財政力指数は、令和 5 年度では 0.36 となっています。一方、健全化判断比率のうちの実質公債費比率は 6.9%と、増加傾向となっています。 ※ 1 経常収支比率…人件費など経常的に支出する経費が、税収などの収入に占める割合。 ※ 2 財政力指数…地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数。 ※ 3 健全化判断比率…実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの財政指標のこと。	●人口減少・少子高齢化等が今後も進んでいくなかで、自らの財政状況を適確に把握し、継続的に財政健全化の取り組みを進める必要があります。 ●公共施設やインフラの長寿命化及び更新等については、財政シミュレーションを行い、全庁的な体制で計画的な実施に努めます。 ●村債は、世代間の平準化に努めます。 ●わかりやすい財政情報の開示に努め、財政運営の透明性を図ります。

基本計画 SDGs	施策	指標 (■現状値、▶目標値)	担当 部門
重 5-4-1 財政の基盤強化と効率的な財政運営の推進  	①公平な徴収 ○村税等の収納率向上に努めます。	村税の収納率 ■ 99.7%(R5) ▶ 99% 以上	税務係
	②計画実現に向けた弾力的・効率的な財政運営の展開 ○総合計画・実施計画、総合戦略に基づいた計画的な実行に努め、弾力的な予算措置と効率的な執行を図ります。 ○補助金等の事業は、公平性及び透明性の確保など、より効果的な運用を目指し見直しを図ります。	ふるさと寄附金額 ■ 年 2,300 万円 (R5) ▶ 年 3,000 万円	企画係
	③行財政改革の実施 ○持続可能な自治体運営を実現するため、事業の選択と集中を進め、真に必要な施策に重点的に取り組み、健全な財政基盤の構築を図ります。		企画係
	④ふるさと納税制度の活用 ○魅力ある返礼品の拡充による個人からの寄附や、企業への働き掛けにより企業版ふるさと納税の増収を図ります。		
	⑤新たな財源の確保 ○国や県等の補助制度を有効に活用しながら、公共施設等にネーミングライツ※の導入を検討する等、新たな財源の確保に努めます。 ※ネーミングライツ…施設やイベント等の名称に、企業名や商品名等の愛称を付けることができる権利(命名権)		
重 5-4-2 財政健全化の取組  	①公共施設等総合管理計画に沿った施設等の更新 ○公共施設等総合管理計画の見直し及び、個別施設計画を策定し、施設の長寿命化や更新を計画的に実施し、予算の平準化と抑制を図ります。 ○公共施設の集約化・複合化について検討します。	健全化判断比率(実質公債費比率) ■ 6.9%(R5) ▶ 10%以下	企画係
	②村債の計画的な借入れと公債費負担の抑制 ○計画的に借入れを行います。また、将来にわたり使用する公共施設・設備等については、世代間の公平性の観点により公債費の平準化を図ります。 ③財政情報の提供と財政運営の透明性の確保 ○公会計による財務書類を作成します。 ○広報誌やホームページなどを通じて予算・決算、財政分析等の情報をわかりやすく提供します。		財政係

第4部 資料編

1. 基本目標と基本計画の一覧

基本目標 1 自然と共生し、人を大切にする住みよい 村づくり		
1-1 美しい景観と環境の保全		
1-1-1 生活環境としての自然と景観の保全	重	
1-1-2 美化運動の推進		
1-1-3 環境に配慮した公共事業の実施		
1-1-4 公害対策		
1-2 資源の有効活用と循環型社会の構築		
1-2-1 ごみの排出抑制と処理体制の広域化		
1-2-2 地球温暖化対策の推進	重	
1-3 特色を活かした土地利用とインフラ整備		
1-3-1 地区の特色に合わせた土地利用		創
1-3-2 自然と調和した居住環境		創
1-3-3 安全で円滑な道路ネットワーク	重	
1-3-4 公共交通の充実	重	創
1-3-5 治山事業と河川改修の推進		
1-4 地区に合わせた移住・定住の促進		
1-4-1 若い人の流れをつくる移住・定住促進		創
1-4-2 ライフスタイルと地区の特性に配慮した移住・定住促進	重	創
1-5 安全に暮らすための生活環境の維持・向上		
1-5-1 安全な水資源の確保	重	
1-5-2 水質保全と生活排水浄化施設の整備		
1-5-3 下水道事業の運営管理		
1-5-4 消防力の強化		
1-5-5 防災体制・対策強化	重	
1-5-6 治安の維持		
1-5-7 消費生活の安全と住民相談の充実		

基本目標 2 互いを認め合い、育ちあい、 人のつながりを活かした村づくり		
2-1 子どもの可能性を高める環境づくり		
2-1-1 教育内容・方法の改善充実		創
2-1-2 幼保小連携・小中一貫教育の強化	重	創
2-1-3 子どもの居場所づくりの充実		創
2-2 多様性を理解する機会の充実		
2-2-1 学校以外の教育機会の充実		創
2-2-2 生涯学習機会の提供と支援		創
2-2-3 社会教育関係団体の支援・育成		
2-2-4 参画推進体制の整備		
2-2-5 地域間交流・国際交流の推進		
2-3 人のつながりを活かした人づくり		
2-3-1 地域社会との連携による教育・学習機会の充実	重	
2-3-2 村づくりを担う人材の育成		創
2-4 スポーツと文化活動の活用と推進		
2-4-1 芸術・文化活動の充実		
2-4-2 スポーツによる体づくりと絆づくり	重	
2-4-3 遺跡の保存・整備と活用		
2-4-4 文化財の保存と活用		
2-5 適切な施設整備と活用		
2-5-1 学校施設の充実		
2-5-2 図書館施設の充実		
2-5-3 公民館施設の充実		
2-5-4 社会体育施設の充実		
2-5-5 公園や広場の有効活用		
2-5-6 教育関連情報の発信		

基本目標3 誰もがいきいきと、自分らしく暮らせる 村づくり		
3-1 人のつながりを通じた心豊かな暮らしの実現		
3-1-1 地域のつながりの促進		創
3-1-2 交流や連携の促進		
3-1-3 ボランティア活動の推進		
3-2 子どもが幸せになる子育て支援		
3-2-1 子ども・子育て支援		創
3-2-2 妊娠・出産・育児の切れ目のない子育て支援	重	創
3-2-3 子育てがしやすい環境づくり	重	
3-3 安心して安全に暮らすための環境づくり		
3-3-1 困っている人に寄り添う仕組みづくり		創
3-3-2 地域医療の充実	重	
3-3-3 在宅生活を継続するための支援		創
3-3-4 結婚活動のサポート		
3-3-5 災害時における避難行動の徹底		
3-4 健やかに暮らせる環境づくり		
3-4-1 健康づくりの推進	重	創
3-4-2 高齢者への支援		
3-4-3 障がい者への支援		

基本目標4 特色を活かした産業で、夢と活力のある 村づくり		
4-1 村の特色を活かした農林業振興		
4-1-1 農業の持続的な発展	重	創
4-1-2 農村の振興		
4-1-3 森林の育成・有効活用		
4-2 産業と地域資源の連携		
4-2-1 観光地域づくり推進体制の充実	重	創
4-2-2 多種多様な事業者と連携した観光振興	重	
4-2-3 森林を活用した観光振興		
4-3 時代のニーズに合わせた産業振興		
4-3-1 工業振興		創
4-3-2 商業とサービス業の支援		創
4-3-3 優良企業の立地促進		創
4-4 起業支援と担い手育成		
4-4-1 起業支援		創
4-4-2 担い手の育成		
4-4-3 雇用対策の充実	重	創

基本目標5 住民一人ひとりが主役となって、自立する 村づくり		
5-1 人と地域のつながりづくり		
5-1-1 住民参加の推進		創
5-1-2 自治組織の支援		創
5-1-3 広域連携による地域の活性化		
5-2 住民の活躍を支える適切な情報管理		
5-2-1 情報の共有と適正な運用		
5-2-2 適正な情報提供機会の充実		

5-3 効率的な行政運営		
5-3-1 DXの推進	重	
5-3-2 広域行政による効率化と活性化	重	
5-3-3 機能的な組織体制		
5-3-4 事務内容の効率化		
5-4 健全な財政運営		
5-4-1 財政の基盤強化と効率的な財政運営の推進	重	
5-4-2 財政健全化の取組	重	

2. 策定経過

①総合計画審議会

原村総合計画審議会条例に基づいて設置し、村の最上位計画である原村総合計画に関し、必要な事項について調査、審議を行いました。

②総合計画等策定委員会

庁内の課長等により、計画内容の検討を行いました。

③総合計画等策定委員会専門部会

庁内関係部門の職員と、住民にも参加を呼びかけて、生活環境部会、教育文化部会、健康福祉部会、産業振興部会、村づくり部会の5つ部会を開催し、基本構想の内容等について検討を行いました。

④ヒアリング調査

計画策定にあたり、理事者の想いや担当部門の考え方のほか、村づくりのキーパーソンとなる各種団体の関係者や各分野で取り組みを実践されている方に情報を広く収集し、様々な観点からのご意見をお聴きするためにヒアリング調査を実施しました。

⑤アンケート調査

基本情報の収集や、第5次総合計画策定時との比較を目的に実施しました。

アンケートは、無作為抽出による住民、農業者、事業者、子ども（小学5年～中学2年）など4種を実施しました。

⑥策定経過

実施日		内容
令和5年	12月21日	理事者ヒアリング①
	12月25日	第1回原村総合計画等策定委員会
令和6年	1月15日 ～1月18日	庁内ヒアリング調査
	2月～3月	住民アンケート（対象1,800人）
		農業者アンケート（対象812人）
		事業者アンケート（対象332社）
		子どもアンケート（対象293人）
	2月22日 ～3月28日	キーパーソンヒアリング調査
	5月20日	第2回原村総合計画等策定委員会
	6月13日	第1回菖蒲沢地区座談会
	6月17日	ペンション討論会（第1回地区座談会）
	6月18日	第1回判之木地区座談会
	6月20日	第1回払沢地区座談会
	6月21日	第1回原山地区座談会
	6月22日	第1回やつがね地区座談会
		第1回室内地区座談会
	6月23日	第1回上里地区座談会
	6月24日	第1回中新田地区座談会
	6月25日	第1回南原地区座談会
	6月27日	第1回柏木地区座談会
	6月27日	理事者ヒアリング②
	6月29日	第1回農場地区座談会

実施日		内容
令和6年	7月1日	第1回原村総合計画等策定委員会専門部会（生活環境部会）
	7月3日	〃（教育文化部会）
	7月9日	〃（健康福祉部会）
	7月10日	〃（産業振興部会・村づくり部会）
	7月12日	第1回八ッ手地区座談会
	7月17日	第1回柳沢地区座談会
	7月19日	第2回原山地区座談会
	7月28日	第1回大久保地区座談会
	8月22日	第2回原村総合計画等策定委員会専門部会（生活環境部会）
	8月23日	〃（健康福祉部会）
	8月26日	〃（教育文化部会）
	8月28日	〃（産業振興部会）
	8月29日	〃（村づくり部会）
	9月3日	第2回判之木地区座談会
	9月10日	第2回払沢地区座談会
	9月17日	第2回柳沢地区座談会
	9月20日	第3回原山地区座談会
	9月25日	第1回原村総合計画審議会
	9月27日	第2回上里地区座談会
	9月29日	第2回室内地区座談会
	9月30日	第2回柏木地区座談会
	10月1日	第2回菖蒲沢地区座談会
	10月5日	第2回やつがね地区座談会 第2回農場地区座談会
	10月6日	第2回大久保地区座談会 第2回八ッ手地区座談会
	10月7日	第3回原村総合計画等策定委員会
	10月9日	第2回南原地区座談会
	10月10日	第2回中新田地区座談会
	10月22日	基本構想諮問 第2回原村総合計画審議会
	10月24日	ペンション地区臨時総会（第2回地区座談会）
	10月30日 ～11月29日	パブリックコメント （基本構想）
	12月13日	基本計画諮問 第3回原村総合計画審議会
	12月16日	第4回原村総合計画等策定委員会
	12月18日	理事者ヒアリング③
令和6年 令和7年	12月25日 ～1月21日	パブリックコメント （基本計画、総合戦略、土地利用構想）
令和7年	1月28日	第4回原村総合計画審議会
	2月3日	基本構想答申
	2月7日	理事者ヒアリング④
	2月17日	第5回原村総合計画審議会
	2月19日	基本計画答申
	3月10日	第5回原村総合計画等策定委員会

3. 原村総合計画審議会

(1) 第6次原村総合計画基本構想(案)について(諮問・答申)

6企財第987号
令和6年10月22日

原村総合計画審議会
会長 牛山 徳康 様

原村長 牛山 貴広

第6次原村総合計画基本構想(案)について(諮問)

原村総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第6次原村総合計画基本構想について諮問します。

令和7年2月3日

原村長 牛山 貴広 様

原村総合計画審議会
会長 牛山 徳康

第6次原村総合計画基本構想(案)について(答申)

令和6年10月22日付け6企財第987号で諮問のありました、第6次原村総合計画基本構想(案)について、下記のとおり答申します。

記

1 審議結果

第6次原村総合計画基本構想(案)については、適当と認める。

(2) 第6次原村総合計画基本計画について(諮問・答申)

6企財第1219号
令和6年12月13日

原村総合計画審議会
会長 牛山 徳康 様

原村長 牛山 貴広

第6次原村総合計画基本計画について(諮問)

原村総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第6次原村総合計画基本計画について諮問します。

令和7年2月19日

原村長 牛山 貴広 様

原村総合計画審議会
会長 牛山 徳康

第6次原村総合計画基本計画について(答申)

令和6年12月13日付け6企財第1219号で諮問のありましたこのことについて、本審議会において慎重に審議をした結果、別添のとおり答申します。

また、下記事項について十分考慮されるよう要望します。

記

- 1 本計画の内容を住民に周知し、住民と行政との共通認識のもと住民協働による村づくりの推進に努められたい
- 2 計画された施策が着実に推進されるよう、進捗管理や評価・検証を適切に行い、目標達成に向けて取り組まれたい
- 3 今後の社会情勢の変化や住民ニーズに的確・柔軟に対応することで、未来につながる持続可能な村づくりに努められたい

(3) 原村総合計画審議会委員

原村総合計画審議会委員名簿

区分	所属	氏名
関係団体	原村商工会	牛山 徳康
関係団体	原村観光連盟	石川 高明
関係団体	J A 信州諏訪原村支所	野明 光幸
関係団体	原村農業委員会	木下 強
関係団体	諏訪信用金庫原支店	山田 智史
関係団体	原村社会福祉協議会	北原 一幸
識見	諏訪東京理科大	田原 慎介
識見	株式会社 長野日報社	伴在 賢時郎
識見		中村 暁介
公募	yatsudesign 合同会社	小林 淳一郎

地区の特色

地区ごとに座談会や独自の検討会を開催し、それぞれの地区の良いところや課題、今後の取り組みアイデア等の意見を出していただき、その結果を「地区の特色」としてまとめました。

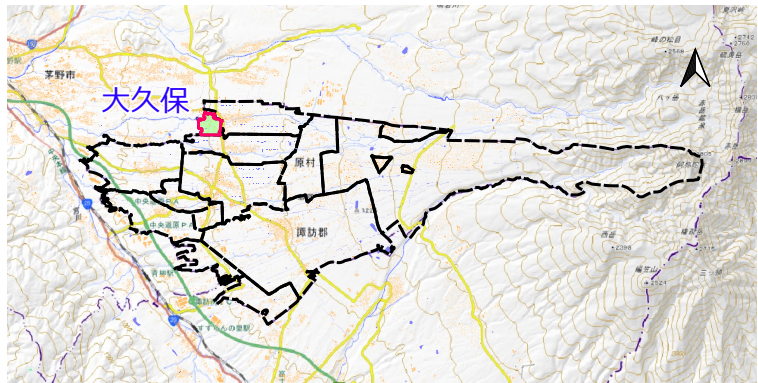
地区の人口推計について

- H26・R 元・R06 は住民基本台帳による実数です
- R11 以降の推計は上記実数をもとに、単純な出生の傾向を加味し、社会移動は考慮していない単純推計のため、人口推計値が極端になる場合があります

地区に住み続けたい人の割合

- サンプル数が少ない場合は、傾向が極端に出る場合がありますので、参考としてご覧ください

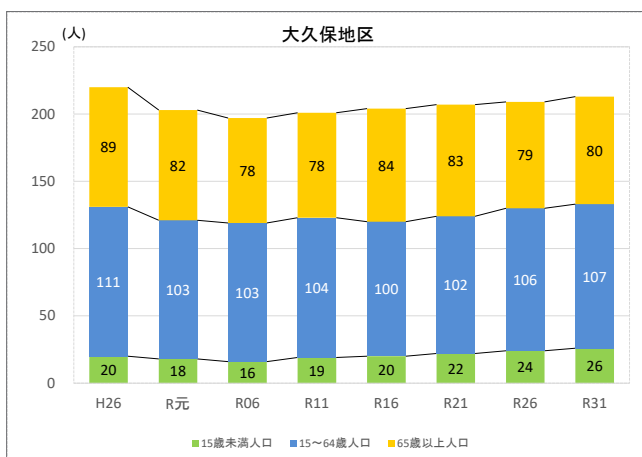
大久保



大久保地区は、人口規模が小さいため、地域住民の顔が見える暮らしが実現しています。

景色の良い環境の中で、ゆっくり安心して散歩できる環境が整っており、住民全体が子どもを見守っていると感じられ、小さな子どもでもひとりで歩き回れるほど安全で、子育て世代の安心につながっています。

大久保地区の人口推計（参考値）



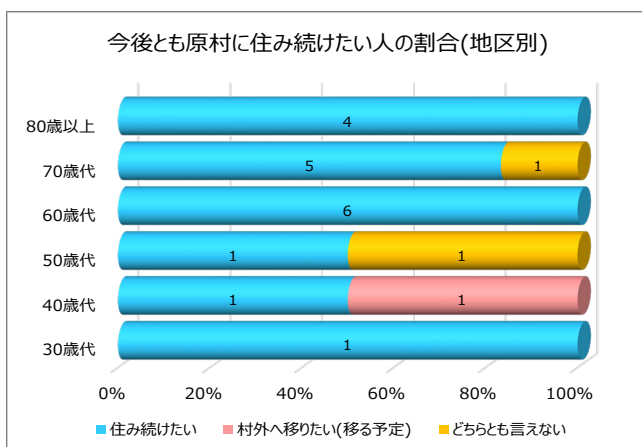
世帯数

H26	R元	R6
78	90	79

女性の人口比率が高いことなどから、将来人口推計は微増傾向にあります。

少子化の影響は少しあるものの、人口バランスも良好で推移していくと推測されます。

大久保地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 21 件（標本数が少ないため、極端な傾向が表れています。80 歳以上 4 件、70 歳代、60 歳代は 6 件、50 歳代、40 歳代は 2 件、30 歳代は 1 件のみ）

住み続けたい理由の上位 3 つは、「自然環境や景観 (83.3%)」「自然災害リスク (61.1%)」「生活環境 (33.3%)」となっています。

逆に、村外に移りたい理由は「日常の買い物」「道路・公共交通の利便性」「図書館等の文化施設」があげられています。

大久保地区の良いところと取り組みのアイデア

区の活動が円滑

- 区費の未回収がない
- 区の中が安全と感じられる雰囲気がある

- ◇運動会など楽しみにしている人もいたので、イベントなど工夫して開催できるとよい
- ◇区費の分割払いや軽減などについて検討したい
- ◇交流の機会を減らさずに、区役員の負担を軽減する取り組みを考える

家庭的で子育ても安心

- 小集落のため、アットホームでまとまりがある
- 隣人や区民同士の人間関係が良い
- 住民の顔が見える暮らしで安心感が得られる
- 誰かの目が子どもたちを見ていてくれる安心感があり、小さい子がひとりでも歩き回れる環境

- ◇子どもたちに声をかける

自然環境の良さ

- 景色が良く、車通りが少ないためウォーキングに適している
- 自然や四季の豊かさを感じられる

- ◇ウォーキングコースは、自然や四季を感じ、安全に利用できることを若い世代にも伝えて利用してもらう

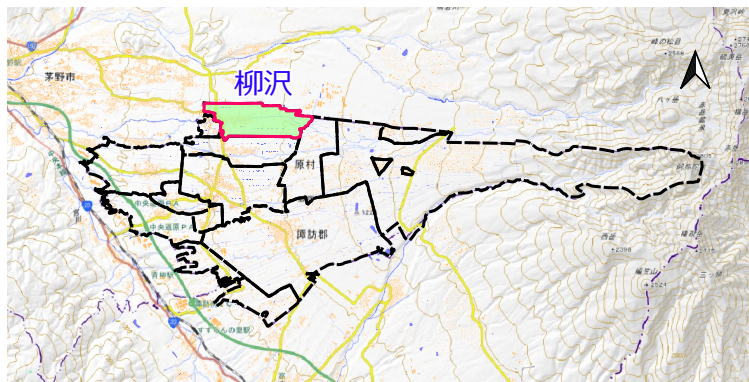


大久保公民館

今後の課題

- 高齢化の進行による高齢世帯の増加が心配されています。また、家を新築できる土地も少ないため、新たな住民の受け入れが難しく、地区としてのまとまりはあるものの、出払いの人手不足や区役員の人員不足が課題となっています。また、人員不足によって区の役員のほか、PTAや消防などの役を掛け持ちするケースもみられ、一部の方への負担が懸念されます。
- 社会的に、女性の参加が不可欠となっていますが、世代交代の難しさや女性の参加機会の少なさなどから、地区の取り組みが硬直化する傾向にあります。社会情勢に合わせた女性参加への配慮が求められます。
- 地区内の歩道が狭く、地区外の手車がスピードを出して通過することがあるため、注意喚起が必要です。

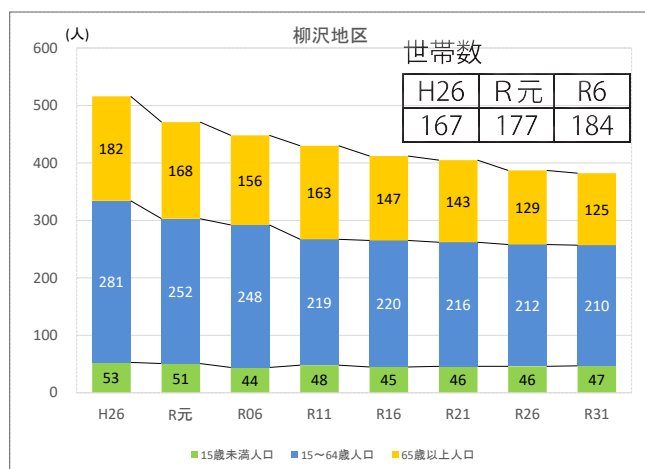
柳 沢



柳沢地区は、区への加入率が高く、昔ながらの助け合いの枠組みである5人組が現在も息づいている地区です。人付き合いも濃く、隣近所でのコミュニケーションも良く、声を掛け合い、互いを気遣う気質が根付いている地区です。

農業も盛んで、野菜、花き、果物など村を象徴する作物が作られています。

柳沢地区の人口推計 (参考値)

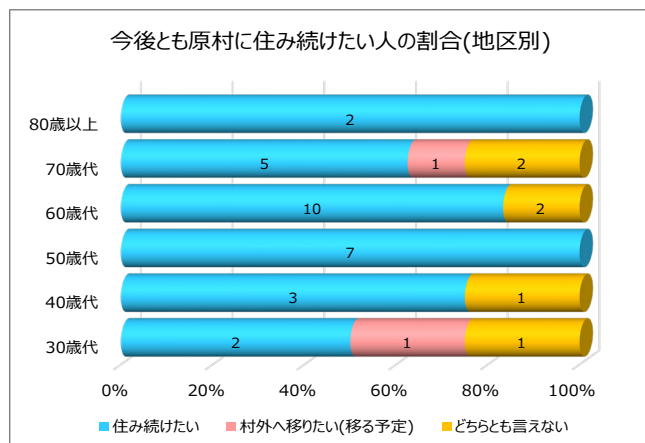


将来人口推計は、減少傾向となっています。

15～65歳未満人口の減少は、地区存続への影響が大きく、65歳以上人口も減少傾向にあるため、地区で懸念されている区役員のなり手不足などが現在以上に顕在化してくる可能性があります。

但し、15歳未満人口の減少が少なく、将来に向け、若い世代の減少を抑えることが必要です。

柳沢地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 37 件 (標本数が少ないため、極端な傾向が表れています。)

住み続けたい理由の上位3つは、「自然環境や景観 (62.1%)」「自然災害リスク (48.3%)」「治安の良さ (31.0%)」となっています。

逆に、村外に移りたい理由は、「雇用・就労の場」「生活環境」「人間関係」があげられています。

柳沢地区の良いところ

環境が良く住みやすい

- 気候や川、空気、寒さなどの自然が素晴らしく、緑が豊富で、八ヶ岳の景観は自慢できる
- 野菜作りや花づくり、果物づくりが盛ん

区への参加

- 昔ながらの5人組など昔のくくりが生きており、出払いなどの活動が継続されている
- 区民加入率がとても高い

近所づきあいが良い

- 近所の人柄がよく、ありがたい
- 声を掛け合うなど、隣人とのコミュニケーションが多い
- 隣近所、常会、区のつながりが強い

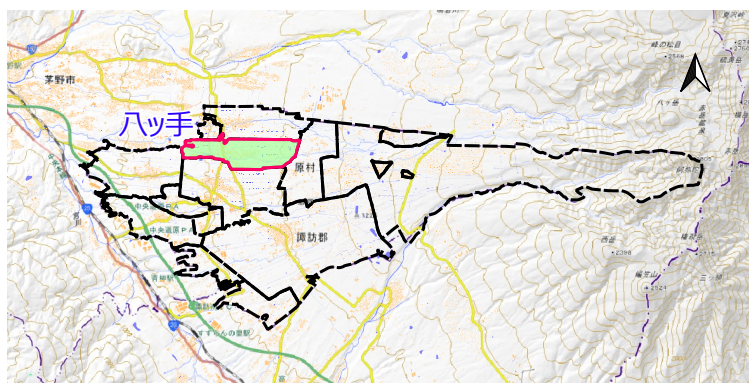


さくらまつりの様子

課題と取り組みのアイデア

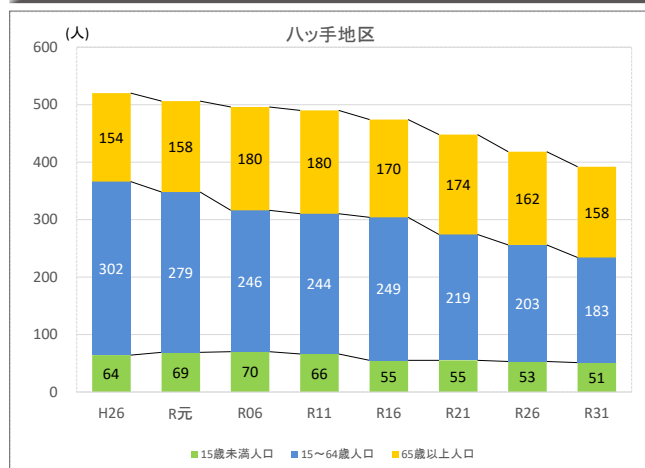
項目	内容
環境・景観の保全	◇山林開発を抑制し、住宅地を集落からなるべく広げない ◇景観を阻害する建物を建てない ◇電柱等の構造物を今以上に建てない ◇地区の絶景スポットを見つけ、地図に掲載してアピールする
防災	◇公民館が古く、避難場所として対応できないため、公民館の新築について規模や場所を含めて検討する ◇避難場所を公民館以外で指定する ◇一人暮らしの高齢者も増加しているため、助け合いマップを共有する
農地の維持	◇農地は重要な景観要素であるが、後継者も減少し維持が課題となっている。新規就農をしたい人や規模を拡大したい農家に積極的に農地を貸し出す
区の役員の負担軽減	◇役員の負担が大きく、若い世代も減少しているため、役員のなり手が不足している。今後は区会のあり方や役員の仕事を見直し、負担の軽減を考える
移住の促進	◇若い世代に魅力のある地区づくりを行い、村と協力してIターン希望者にPRする

ハッ手



ハッ手地区は、農家が多い地区で、学校や保育園・幼稚園から距離的に近いため、子育て世代の移住者も多い地区です。

ハッ手地区の人口推計 (参考値)



世帯数

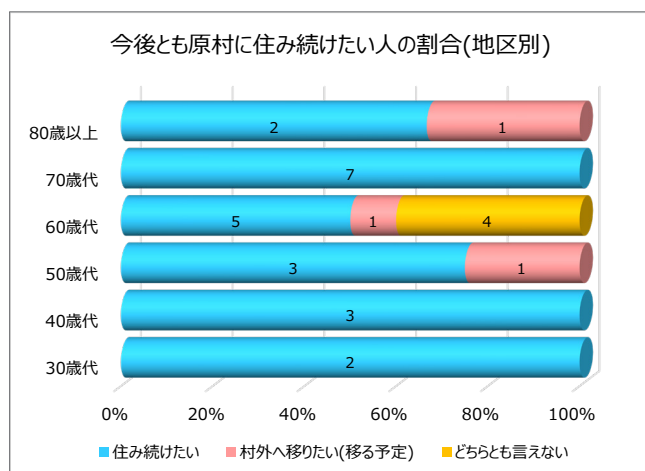
H26	R元	R6
181	186	194

将来人口推計は減少傾向で、15年後の令和21年からの減少が大きくなっています。

これは、15～65歳未満人口の減少の影響が大きいく、空き家や遊休地を活用した移住対策などで、人口の維持を図ることが必要です。

但し、15歳未満人口の減少は抑えられる可能性が推測されます。

ハッ手地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数29件(標本数が少ないため、極端な傾向が表れています。)

住み続けたい理由の上位3つは、「自然環境や景観(59.1%)」「自然災害リスク(50.0%)」「人間関係(45.5%)」となっています。

逆に、村外に移りたい理由は、「通勤や通学」「雇用・就労の場」「道路や公共交通の利便性」があげられています。

八ッ手地区の良いところ

学校や保育園・幼稚園に近い

○歩いて行ける距離に学校があり、保育園と幼稚園も近くにあるので、子育て世代にとって便利

移住しやすい

○空き家、空地が多いため、移住の受け入れが比較的容易

伝統行事としての祭

○穂屋祭が、住民が関わる地区の伝統行事として継続され、地区の交流や楽しみのひとつとなっている。

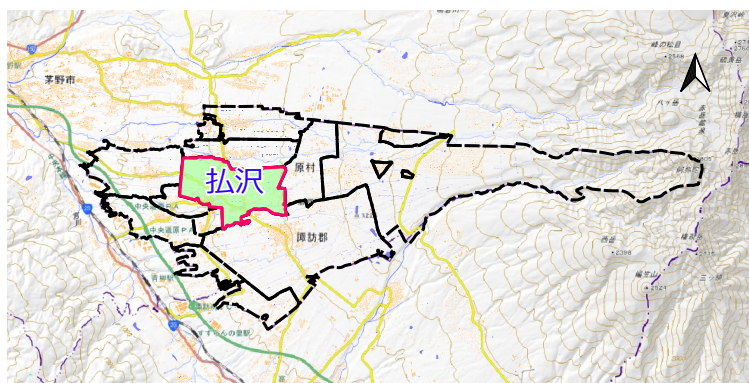


八ッ手長持ち連

課題と取り組みのアイデア

項目	内容
移住対策	◇空き家を利用する ◇遊休地を利用する ◇移住者は人間関係の構築に時間を要することがあり、区やコミュニティに入らないケースも多いため、住民が積極的に声掛けを行うなど、コミュニティに慣れてもらうよう仕向ける
穂屋祭や行事の継続	◇祭の後継者も不足しつつあるため、地区で保存会をつくり維持する ◇村の地域づくり支援事業補助金を活用する ◇区民運動会を復活したい ◇村民スポーツ祭への役員以外の参加を考える
農業後継者の育成	◇農業は初期投資に大きな資金が必要なため、新規就農が難しく、若い就農希望者がいても実現できない状況である。また、高齢化により農業をやめてしまうケースもある。新規就農を補助し、促進する取り組みを村と協働ですすめたい ◇収益性の高い農業を発展させ、後継者の育成を図るため、法人化を目指す ◇農業のメリットを積極的に発信する ◇遊休地対策と移住対策をセットで考え、新規就農者の移住をすすめる
区の役員、事務	◇役員手当の見直しが必要 ◇地区PTA役員をなくさないようにしたい

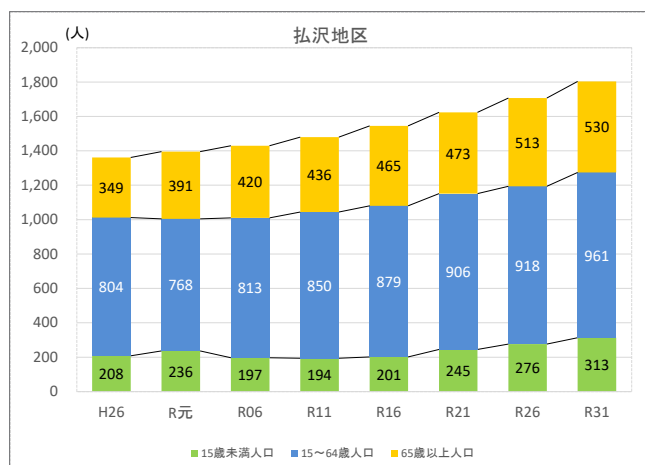
払沢



払沢地区は村の中心部に位置し、人口も多く、公共施設や学校、ＪＡなど村の主要な施設が集積している地区です。

地区の歴史は古く、払沢公民館の敷地にある石碑「払沢区の歩み（2014年）」には、「慶長19(1614)年に三之丸家の千野頼房の見立てにより払沢新田が開発され、(中略)、正保元年(1644)頃に横道下の現在地に、伊兵衛外14戸が移り住んだ」と記されています。

払沢地区の人口推計(参考値)

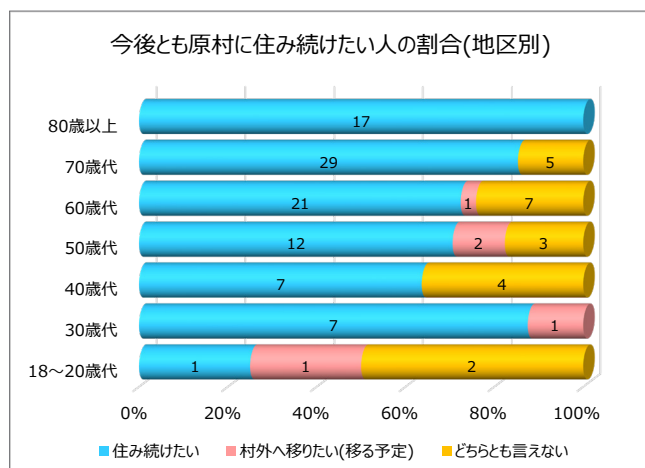


世帯数

H26	R元	R6
521	552	576

将来人口推計は、増加傾向となっています。
3区分の年齢でも、すべての年齢区分で増加が見込まれ、地区の人口規模も大きいため、村全体の人口維持に大きく影響を及ぼす地区となっています。

払沢地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 120 件

住み続けたい理由の上位3つは、「自然環境や景観(55.3%)」「自然災害リスク(39.4%)」「生活環境(24.5%)」となっています。

逆に、村外に移りたい理由は、「通勤や通学」「日常の買い物」「道路や公共交通の利便性」「医療・福祉施設」の4つが同率であげられています。

弘沢地区の良いところ

景観が良く、懐の深い地区

- 景色が素晴らしく、夜も静か
- 公共施設が近く、住みやすい
- 声をかけてくれる人が多く、移住者を部外者扱いせず暖かく迎え入れてくれる
- 協力意識が強く、住民がいろいろな経験ができる機会があって仲良くなれる環境がある
- 家族や地区の人との距離が近い

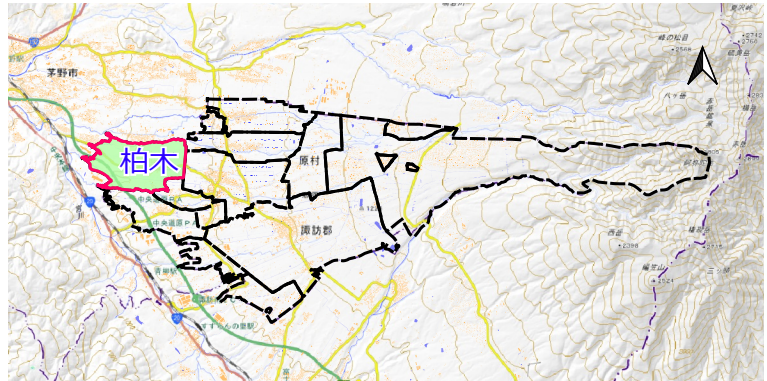


弘沢区の歩み

課題と取り組みのアイデア

項目	内容
環境の維持	◇弘沢クリーンウォークのようなイベントを企画し、出払い以外でも弘沢地区をきれいに維持する意識の醸成機会をつくり、活動を実践する ◇景観を損ねる建物を建てず、マナーを守る ◇山林への宅地開発を抑制する ◇田畑は美しい景観を構成する重要な要素であるため、継続できるように地区も協力する ◇環境、景観の良さは今までの整備活動の成果であり、区民の協力で今後も続け、子どもも参加できるよう工夫する ◇景観条例等を検討し、山林開発や太陽光発電施設の建設を制限する ◇ラジオ体操の日にごみ拾いを一緒に行う
家族や人付き合いを大切にする	◇商業施設に頼らず、静かな夜を家族で過ごす時間を大切にする ◇移住者との価値観の相違や意見の食い違いを避けるため、3世代交流などのイベントを増やして交流を促進する ◇挨拶をする ◇区の活動に参加することで交流が生まれるので、子どもだけ、大人だけではなく、区民みんなが参加できる機会をつくる ◇気軽に行ける場や参加できる場がたくさんあるとよい
地域文化の伝承・行事	◇子どもを対象に、農業やものづくりを教える機会、スポーツや仕事の経験を聞く機会などをつくる ◇レクリエーションに親も子どもも楽しめるよう工夫する ◇弘沢運動会は参加者、運営側を含めて関わる人みんなが本当に楽しめるイベントに工夫する
区への加入促進	◇区未加入者が増えているため、区としても入区を強く推進する ◇区独自の条例等での対応を考える ◇移住者には、事前に地区活動への参加が可能か確認する ◇区に入るメリットを明確にし、入りたくない理由を減らす
子育て支援	◇子ども食堂など子どもを活動に取り入れたい ◇愛育部会の活動を推進するため、オープンチャットなどを活用してつながる ◇コミュニティセンターを土日開放して有効活用する ◇使用済みおもちゃや絵本等を地区で持ち寄り、共有する

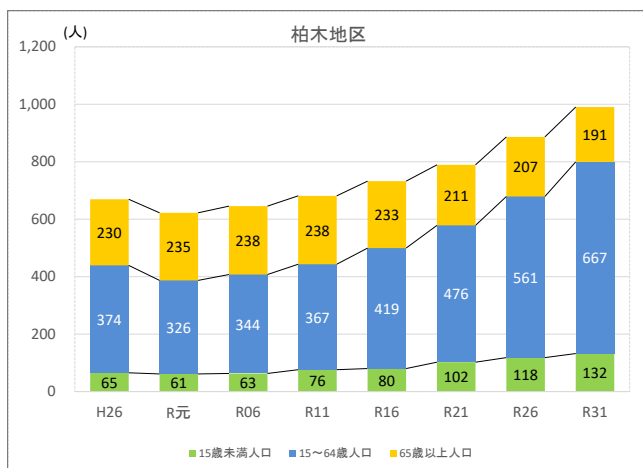
柏木



柏木地区は、村の西部に位置し、中央を走る県道 197 号弘沢茅野線にそって集落が形成されています。

手入れのされた農地や、集落の家並越しに村を囲むすべての山々を望見でき、北西方向には棚田から諏訪湖を望む景色を楽しめる地区です。

柏木地区の人口推計 (参考値)



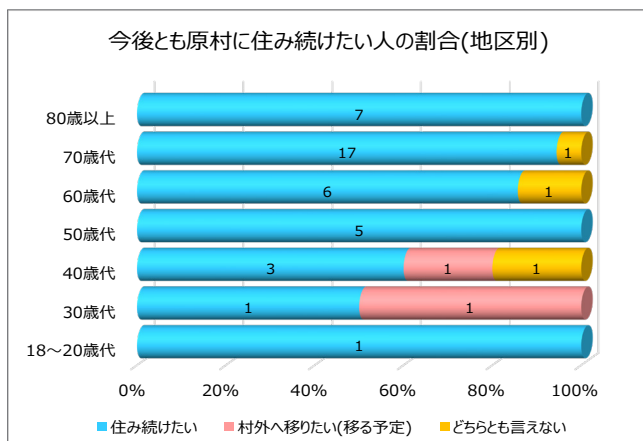
世帯数

H26	R元	R6
271	268	297

将来人口推計は増加傾向で、特に 50 歳未満の人口が多く、男女のバランスも良いため 15 ～ 65 歳未満人口の増加が顕著です。

また、15 歳未満人口も大きく増加しており、将来に期待できる推計となっています。

柏木地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 45 件

住み続けたい理由の上位 3 つは、「自然環境や景観 (70.0%)」「自然災害リスク (57.5%)」「医療・福祉等の費用負担 (37.5%)」となっています。

逆に、村外に移りたい理由は、「日常の買い物」「通勤や通学」「雇用・就労の場」「物価」があげられています。

柏木地区の良いところ

周囲が見渡せる景観

- 柏木からは、周囲の山々のすべてを見渡せる
- 棚田からの諏訪湖の景色が素晴らしい
- 地区全体が美しい景観で形成され、人の手を感じられる自然がある

住みやすさ

- 自然災害が少なく、林や森が残っている
- 近所づきあいが良い
- 挨拶のできる地区

伝統行事や交流

- 原山様、御射山祭などの伝統行事が継続しており、縄文の深呼吸も3年間継続している

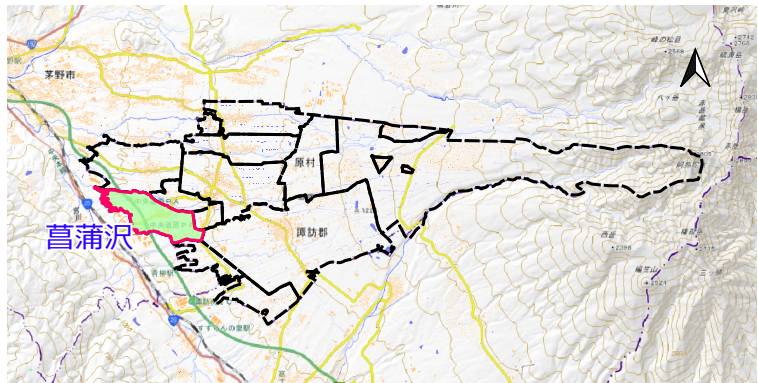


大山祇社

課題と取り組みのアイデア

項目	内容
美しい景観の維持	◇景色を楽しめる展望施設やカフェをつくる ◇景観条例を維持し、環境整備や美化活動を積極的にすすめる ◇出払いを継続し、道路をきれいに維持する ◇柏木地区の中で一番の八ヶ岳のビューポイントを見つけて、きれいに整備する ◇河川の手入れや危険個所の点検をして、災害を未然に防ぐ
空家の活用	◇増加する空き家や田畑を Web を活用して情報発信
顔の分かる交流	◇区に加入しない人がいると、住んでいる人の顔が見えず、暮らしの不安材料となってしまうため、まずは自ら挨拶をすることを心がける ◇地区の交流が増えれば、顔も分かり安心感につながる ◇区への加入を促進するため、住民と移住者の双方が理解し合い、歩み寄ることが大切。また、不公平感を是正するため区のルール等について見直しを行う
高齢者の居場所づくり	◇移動販売を週2回巡回させて、その内1回は公民館で実施することで交流の場を作る ◇老人クラブを改称し、新たなイベント等を企画して居場所や行く場所として活用する ◇公民館を積極的に活用し、敷居がなく女性も気軽に参加できるコミュニケーションの場をつくる
農業との共存	◇土手焼の煙により間接的な被害を防ぐため、地区での話し合いにより、ルールを決める

菖蒲沢

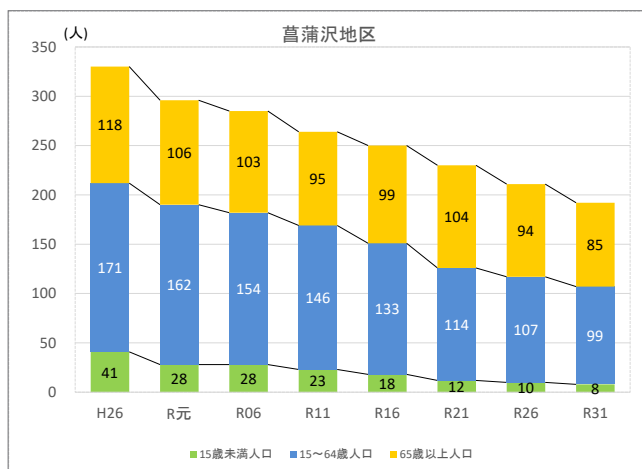


菖蒲沢区集落行動計画では 4 つの目指す将来像を掲げています。

1. 区民同士が声を掛け合い、安心・安全な地域の連携を大切にする菖蒲沢区
2. 子ども、若者の活力に溢れ、高齢者世代も元気に暮らせる菖蒲沢区
3. 美しい景観を後世へと残すため環境を大切にする菖蒲沢区
4. 文化・伝統の継承を大切にしながら新たな挑戦をする菖蒲沢区

安心・安全な暮らしを維持するためには、住民の顔が分かる交流や、日頃からお互いを気にかけることが大切です。菖蒲沢地区は住民同士の仲が良いのも特色であり、様々な交流が住民の力によって継続されています。このことが菖蒲沢での暮らしに快適さを感じる大きな要因となっています。

菖蒲沢地区の人口推計 (参考値)



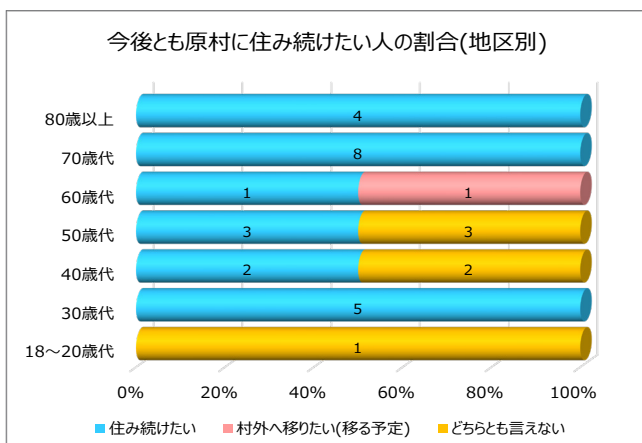
世帯数

H26	R元	R6
127	112	121

人口規模が大きくないために極端な傾向とっていますが、将来人口推計は大きな減少傾向で、15～65歳未満人口の減少が顕著であり、これに伴って15歳未満人口も減少傾向にあります。

地区でも、少子高齢化に伴う後継者不足が懸念されています。

菖蒲沢地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 30 件 (標本数が少ないため、極端な傾向が表れています。)

住み続けたい理由の上位 3 つは、「自然環境や景観 (68.1%)」「自然災害リスク (43.6%)」「生活環境 (31.7%)」となっています。

逆に、村外に移りたい理由は、「通勤や通学」「日常の買い物」「雇用・就労の場」「道路や公共交通の利便性」があげられています。

菖蒲沢地区の良いところと取り組みのアイデア

地元愛

- なんだかんだあっても、菖蒲沢のことが好きな人が多い
- 地区の人の顔が分かるお付き合いができており、やさしさや人柄の良さを感じることができる
- 他人を思いやる気持ちと、地区のことを気にかけていることが住民から伝わる

- ◇地域内の各組織の連携
- ◇景観整備や美化活動は、参加の声を積極的に聞く
- ◇菖蒲沢独自の子育て支援・地域サポートを考える

環境の良さと暮らしやすさ

- 八ヶ岳の景色が素晴らしい
- 夜が静か
- 生活環境が良く、安全に暮らせる

交流できる行事

- お祭りやお神楽回り、甘酒祭り、天神公など交流できる行事
- 菖青会の活動

- ◇交通の安全確保のため、看板やハンプ（交通安全対策のために道路路面に設ける凸状の隆起）設置を検討する
- ◇通勤時の地区外からの流入を排除するため、時間制限による進入禁止などを検討する
- ◇出払い作業を支援する若者組織を作る
- ◇実際の災害を想定した訓練の実施、避難所設営やマニュアルを区会等で話し合う
- ◇防災士を皆で取得する

- ◇交流事業で人のつながりを増やしたい
- ◇出払いの後に交流会を実施したい
- ◇活動の発信
- ◇運動会再開や厄神祭に合わせたイベント、祭の検討など様々な交流の場を増やす
- ◇実施主体としての若者組織の創設
- ◇行事を各団体任せにせず、力を合わせて盛り上げる
- ◇区民みんなが天神公で縁を持つ
- ◇区民全体で盛り上げる子ども行事の仕組みづくり

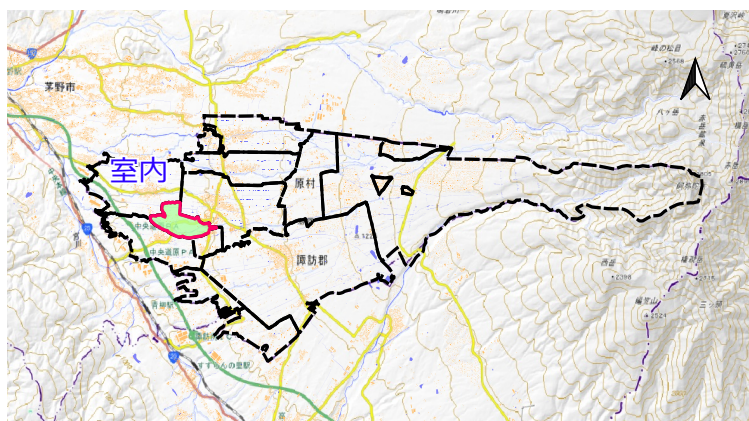
今後の課題

- 想定を上回る自然災害が頻発する状況となっています。菖蒲沢地区や村全体は、自然災害の心配が少ない地区ではあるものの、有事に対応できるような日頃の準備として、避難訓練や災害時の行動に対する周知を行うことが必要です。
- 地区内の道路に通勤時間帯に地区外車が流入し、子どもの通学などに危険が生じています。地区独自の道路規制等を模索することも必要です。
- 区の活動は積極的に行われているものの、高齢化等による後継者不足によって将来の担い手不足が懸念されています。これに伴い交流の機会や環境整備活動も限定的になってしまうことも心配されています。また、菖青会、菖寿会、子ども会、こだま会などの活動が行われていますが、それぞれが個々に活動しているため、今後は連携や協力しながら区全体を巻きこむ活動への展開が求められています。



区民運動会

室内

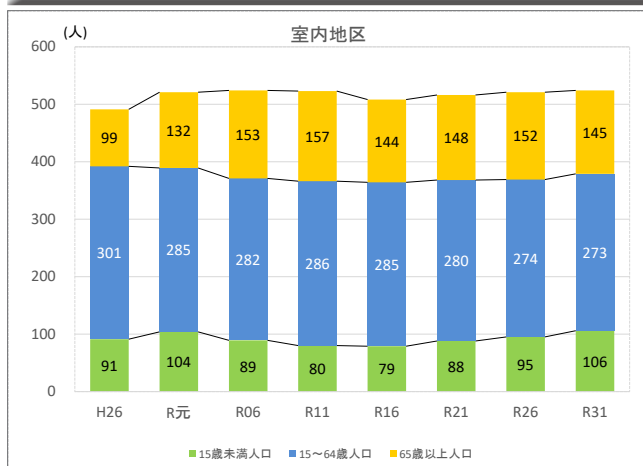


室内地区には、諏訪大社上社の十三摂社のひとつである關廬社（あきほしゃ）が、食物を司る「保食神（うけもちのみこと）」を祭神として祀られています。關廬社の歴史は古く、諏訪神長官守矢文書によると嘉禎4（1248）年9月申日に秋尾御狩神事が行われたことが記され、室内新田創立以来は室内区の氏神として祭祀が行われています。（原村教育委員会）

關廬社の祭祀は、伝統行事として現在も受け継がれ、地区の交流の場となっています。

地区での交流は、心地よい近所づきあいや、親と子の交流、少し年齢が上がってきた青年会など、年代を問わないつながりによる「お互い様」の気持ちが息づいています

室内地区の人口推計（参考値）



世帯数

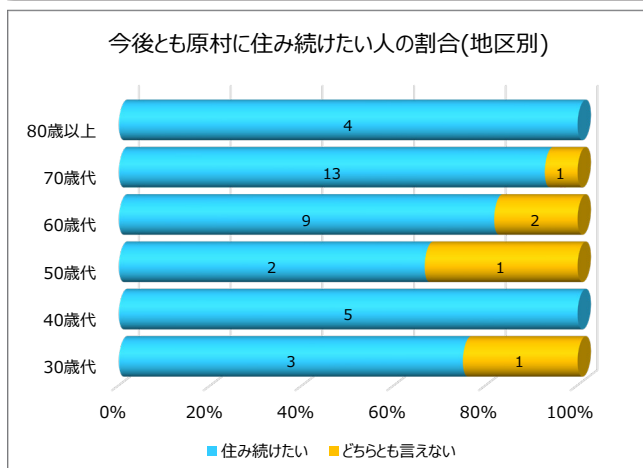
H26	R元	R6
170	190	191

将来人口推計はほぼ横ばいとなっています。

令和6年度人口によると、25歳未満の人口が多く、25～55歳未満人口も多いため将来的な15歳未満人口の増加も期待できる推計となっています。

但し、人口規模はそれほど大きくないことから、39歳未満の女性人口の規模によって大きく推計が変化する可能性があります。

室内地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 41 件

住み続けたい理由の上位3つは、「自然環境や景観 (73.7%)」「自然災害リスク (42.1%)」「生活環境 (36.8%)」となっています。

室内地区では、移転したい、または移転する予定の人はゼロです。

室内地区の良いところと取り組みのアイデア

交流

- 青年会が積極的に活動している
- 親と子の交流がある
- 心地よい近所づきあいがあり、お互い様の気持ち強い
- ふれあい広場の取り組みは評価が高い

- ◇区の加入者が減少しているため、加入金の見直しを行い、加入を促進する
- ◇準会員制度を利用して、お試しで区への参加を促す
- ◇区未加入者にアンケートを行うなど、実際の意向を把握する
- ◇区の役員の仕事や分担を軽減する

自然が豊かで暮らしやすい

- 自然が豊かで、いろいろな経験を積むことができる
- 夏でも涼しく、過ごしやすい

- ◇環境整備やごみ拾いを積極的に行う
- ◇女性が暮らしやすい環境を整える

歴史遺跡や伝統行事

- 關廬社（あきほしゃ）の伝統行事を受け継いでいる
- 村の自慢でもある阿久遺跡が誇らしい

- ◇地区の行事をみんなで楽しめるよう工夫する
- ◇阿久遺跡について、地域で学ぶ

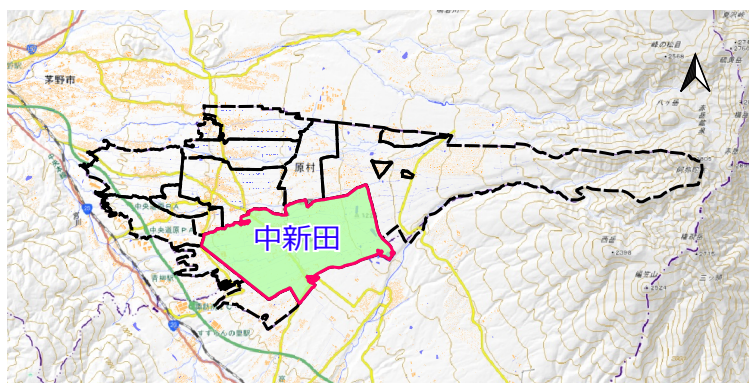


關廬社

今後の課題

- 高齢化への安心材料として、免許を返納しても公共交通やカーシェアなど、移動手段が確保できることが大切です。
- 区の加入者が減少している要因の一つとして、区へ加入するメリットがないと認識されているため、区に入る良さを十分周知することが必要です。
- 区未加入者の意向や思いを十分把握し、加入促進に向けた検討が必要です。
- 女性が地域に住み続けたいくなるよう、女性に古い慣習や価値観を押し付けないことが必要です。

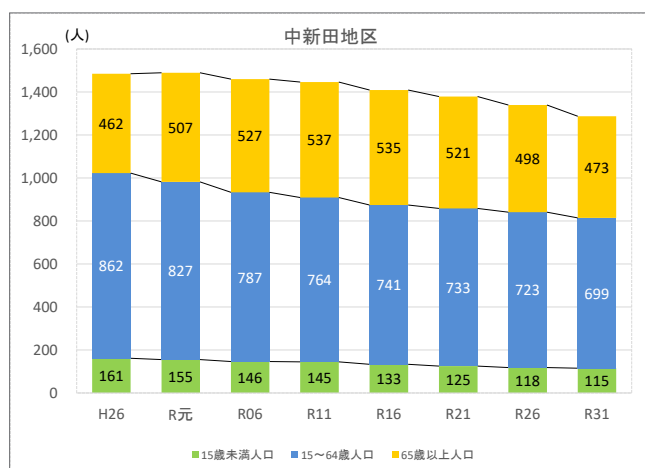
中新田



中新田地区は最も人口が多く、農業が盛んな地区で、農業に携わる若者や後継者が多いのも特色です。

津島神社のまわり舞台や深叢寺参道沿いの区の桜など、歴史と文化を感じさせる身近な場の維持や、住みよさの大きな要素である環境や景観が、出払いなどによる住民の力によって守られています。

中新田地区の人口推計 (参考値)



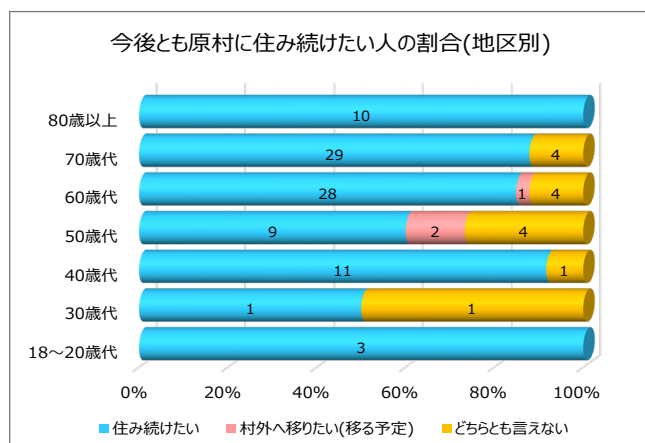
世帯数

H26	R元	R6
517	594	642

将来人口推計はわずかに減少傾向で、全ての年齢区分での減少が見られ、特に15～65歳未満人口の減少の影響が大きくなっています。

したがって、15歳未満人口も減少傾向にあります。

中新田地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 108 件

住み続けたい理由の上位3つは、「自然環境や景観 (63.7%)」「自然災害リスク (51.6%)」「生活環境 (30.8%)」となっています。

逆に、村外に移りたい理由は、「治安」が大きく、次いで「通勤や通学」「雇用・就労の場」「自然環境や景観」「物価」「医療・福祉等の費用負担」「歴史・文化等」が同率であげられています。

中新田地区の良いところと取り組みのアイデア

環境維持と区民のつながり

- 自然環境や景観が地区の出払いや景観協定により維持整備されている
- 隣近所との助け合いが日常的にあり、人間関係が良好
- 転入により区民となった方々とのつながりや区行事等への参画が課題

- ◇自然環境や景観を保全するため、無秩序な森林伐採の規制を村に要望していく
- ◇子どもが安全に遊べ、付き添う家族もちょっと休める場と遊具等の設置を考える
- ◇積極的にコミュニティ活動を展開し、区民が語り合える機会を増やす



深叢寺鐘つき堂を彩る中新田区のコヒガンザクラ

農業が盛んな地区

- 高原野菜など村における農業の中心的な産地となっている
- 農業に従事する若者や後継者が他の地区に比べて多い

- ◇農業活動組織等との連携により、若者や農業従事者が働きやすい環境づくりを検討する
- ◇農地の集積、耕作放棄地の解消に向けた話し合いに協力する
- ◇若者による農業グループの活動を支援し、更なる農業の活性化を目指す

文化の伝承

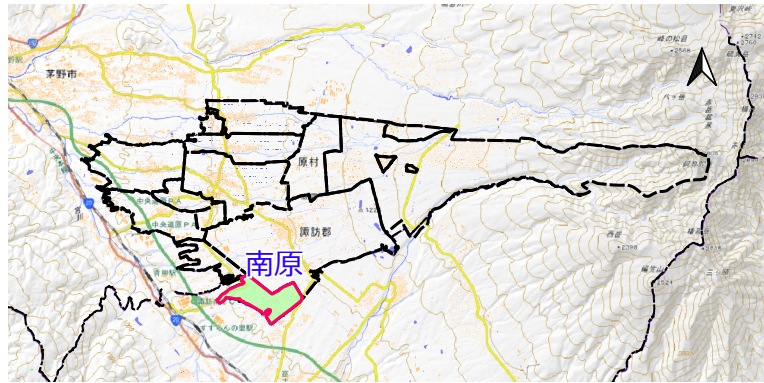
- 津島神社の回り舞台や大藤、深叢寺参道の区の桜など、歴史と文化を感じさせる場がある
- 祇園祭、どんど焼き、村祭り

- ◇神社境内を整備し、行事などを通じて区民が身近に親しめる場の創出を図る
- ◇ライトアップや提灯飾り付けにより、桜のお花見が楽しめる環境づくりに努める
- ◇祭りやイベントを活用して由来や意味を次世代に伝え、伝統文化を継承する

今後の課題

- 移住者の中には地域とのつながりを嫌い、区に加入しない者が見受けられます。日常生活だけでなく災害発生時などを考慮すると、村と区が連携し、移住者の情報提供と区加入を積極的に取り組むことが望まれます。また、加入者へはお祭りなどの交流機会への参加を促し、地区への愛着を強め共存意識を高めてもらうことが重要です。
- 地区の中心部には、幹線道路のある県道 17 号茅野北杜葦崎線が南北に走っているため、通勤車両や観光目的の車両の流入による危険が生じています。地区において通学路の危険個所の周知やグリーンベルトの設置、時間帯による通行規制など地域の道路利用のあり方を、歩道整備と併せて考える必要があります。
- 中新田地区には古い建物等も多く、老朽化した塀や住宅の樹木が通行上の支障となっている箇所もあります。通行の安全や良好な居住環境を維持していくため、区民への周知や地権者への要請も必要となっています。

南原

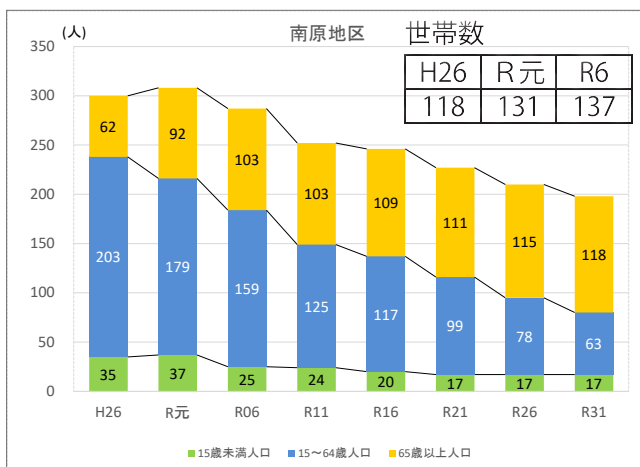


南原地区は、昭和 21(1946) 年から始まった戦後開拓で誕生し、昭和 30 年に 22 戸で区として設立された地区です。

令和元年 5 月に、南原区集落行動計画を策定し、5 つの将来像を掲げて取り組んでいます。

1. 人と人とのつながりを大切にする南原区
2. お互いを思いやることのできる南原区
3. 世代を超えたまとまりと団結力がある南原区
4. 景観と環境の維持に妥協を許さない南原区
5. 文化伝統を守り継承していく南原区

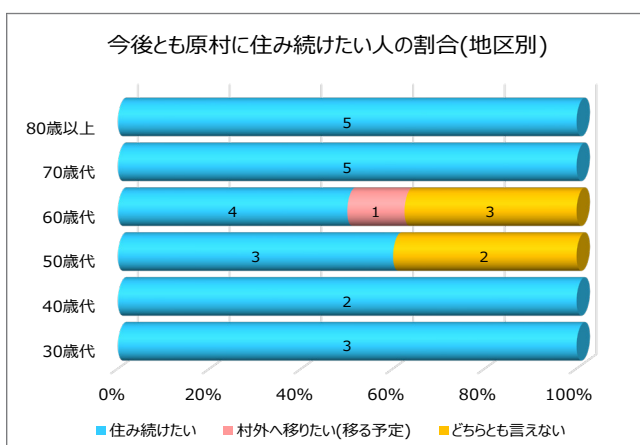
南原地区の人口推計 (参考値)



将来人口推計は減少傾向で、特に 15～65 歳未満人口の減少が顕著です。これは令和 6 年現在の 10～14 歳、25～34 歳人口がともに 10 人未満で低いことが主な要因と考えられます。

但し、同年の 0～4 歳、5～9 歳人口はともに 10 人で、15～24 歳人口も 10 人超であり、人口規模が大きい地区であるため、移住等により 65 歳未満人口が増えれば、推計値は大きく好転することが可能です。

南原地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 28 件 (標本数が少ないため、極端な傾向が表れています。)

住み続けたい理由の上位 3 つは、「自然環境や景観 (59.1%)」「自然災害リスク (40.9%)」「医療・福祉等の費用負担 (31.8%)」となっています。

逆に、村外に移りたい理由は、「その他」が 1 件あるのみです。

南原地区の良いところ

居場所と感じられる南原

- 自身の家として、区を感じることができる
- 地区内が静かで、きれいに保たれ住みやすい
- 地区内は車通りも少なく気軽に散歩できる
- 諏訪南インターチェンジやスーパー、駅、病院に近い
- 先代が築いた開拓の歴史が感じられる

景観の美しさ

- 自然が豊かで、八ヶ岳のきれいさを地区の至る場所から見ることができ、入笠山、南アルプス、富士山の景観も素晴らしい
- 野菜や牧草畑と自然との調和が美しい
- 太陽光発電の制限のため、区で環境条例を作成している

区活動への参加

- 草刈り、どんど焼き、やぐらづくりなどの行事の参加率が高く、運営側へのボランティア参加者も多い
- 新たに入区しやすい雰囲気があり、入区者にやさしい



南原神社

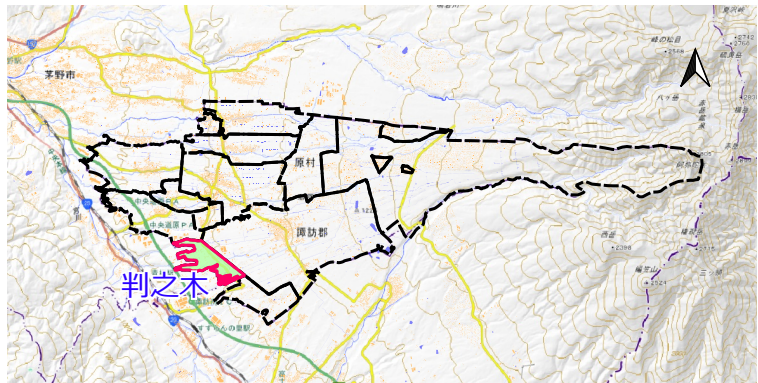
取り組みのアイデア

項目	内容
移住者や区加入者を増やす	◇若者が入りやすい区費や入会金の見直し ◇農振地域の見直しで、住宅地を確保する ◇下水道のインフラ整備、住宅地の造成
地区の伝統や技術を伝える	◇御柱や長持ちなど、伝統行事や技術の記録を残す ◇伝統行事を YouTube で発信する ◇南原の歴史勉強会、文化学習会を開催する ◇農地所有者と話し合い、農地の景観活用を検討する
交流機会の充実と公民館の活用	◇地区のイベントで交流を深め、顔と名前を知り合うなど、コミュニケーションの場を増やす ◇公民館開放デイをつくり、だれが来て何をしても良い日をつくる ◇各種講座を公民館で開催する ◇区民運動会に子どもから高齢者まで参加できるよう工夫する、運動会を組対抗ではなくランダムチームで実施する
地区独自の子育て支援	◇小さな子どもが遊べる施設を検討する ◇ベテラン勢や会社を退職された住民による子育て支援

課題

- 森林の減少や生物多様性への影響が心配されています。獣害被害なども増加しており、景観の劣化を感じることがあるようです。
- 地区は自然災害が少ないため、防災意識が低下する傾向にあります。また、自主防災組織や消防団も人員が不足しています。避難訓練時などに各自の行動内容を把握し、適切な備えを実施することが必要です。

判之木

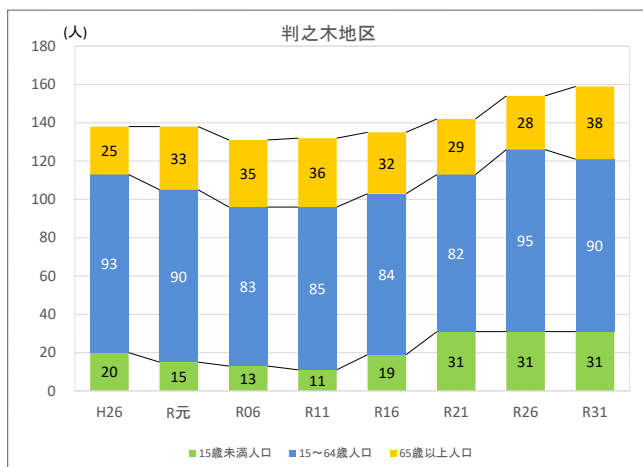


判之木地区は、昭和 24(1949) 年に新光開拓農業協同組合として入植がはじまり、昭和 31(1956) 年に判之木区と 4 つの常会が設立された後、平成 9(1997) 年に 5 常会が新設されました。村内では比較的新しい区で、住民の多くが開拓を経験された方やその家族です。公民館前の広場には、昭和 60(1985) 年に建立された開拓記念碑があります。

地区内には木立を抜けて原山さまにつながる道が通っており、心地よい散歩のできるエリアです。

住んでいる人口は令和 6 年時で 131 人と多くはありませんが、だからこそ人間関係が築きやすく、住民の地区に対する愛情を感じることができる地区です。

判之木地区の人口推計 (参考値)



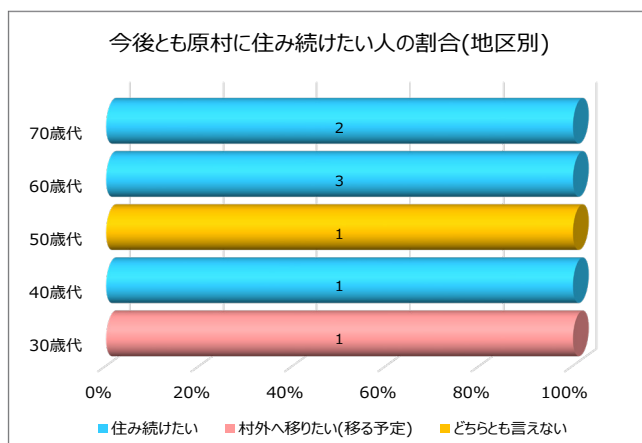
世帯数

H26	R元	R6
50	57	55

人口規模が大きくないために極端な傾向として表れていますが、将来人口推計は増加傾向で、特に 15 未満人口の増加が顕著です。これは令和 6 年現在の 40 歳未満人口が比較的多いのが主要要因と考えられます。

但し、移住等による移動がある場合は、推計値が大きく変化することがあります。

判之木地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 8 件 (標本数が少ないため、極端な傾向が表れています。)

住み続けたい理由の上位 3 つは、「自然環境や景観」「生活環境」「自然災害リスク」がそれぞれ 50.0%、次いで「治安」「医療・福祉」がそれぞれ 33.3% となっています。

逆に、村外に移りたい理由は、「通勤や通学」「その他」がそれぞれ 1 件です。

判之木地区の良いところと取り組みのアイデア

新しい住宅地としておすすめ

- 諏訪南インターチェンジに近いので、通勤などに便利
- 平坦な土地が多い

- ◇判之木地区の歴史を十分理解してくれる人に移住をすすめたい
- ◇地区内の土地を購入できるのは、区に加入する意思のある人に限定し、不動産業者にも協力してもらう

人間関係が築きやすい

- 人が少ないからこそ、人間関係が築きやすく、住民の地区への愛情を感じることができる

- ◇出払いや総会など、人が集まる機会を利用して、交流できる催しを実施し、若者が戻ってきたくするような人間関係を醸成したい
- ◇子どもと区民が共に関わる活動を実施したい

神様につながる地区

- 原山さまへつづく道があり、お祭りの時には神様がお通りになる

- ◇神様を運ぶ道として看板を立て、原山さまにつながる遊歩道として利用する

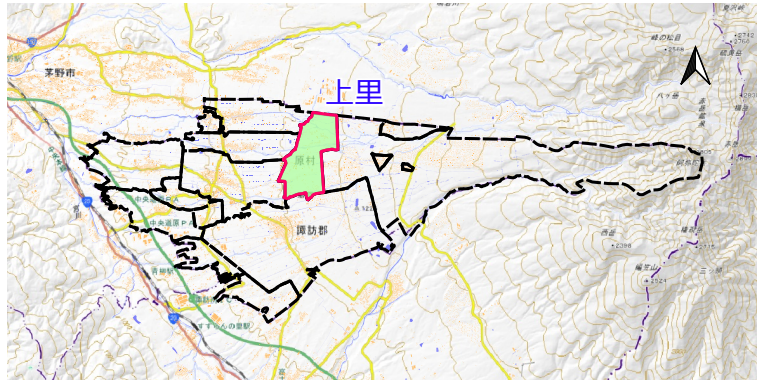


開拓碑

今後の課題

- 高齢化や跡取り不足で行事や自治活動の維持が難しくなっているため、活動のあり方や方法を考える必要があります。
- 移住を促進するためには、受け皿としての土地を準備することが必要で、住民の理解も必要です。
- 地区の情報を積極的に発信できる若い力が必要です。
- 移住希望者には区への加入を条件にするなど、人口を増やすだけでなく、自治活動の維持も考慮する必要があります。

上 里



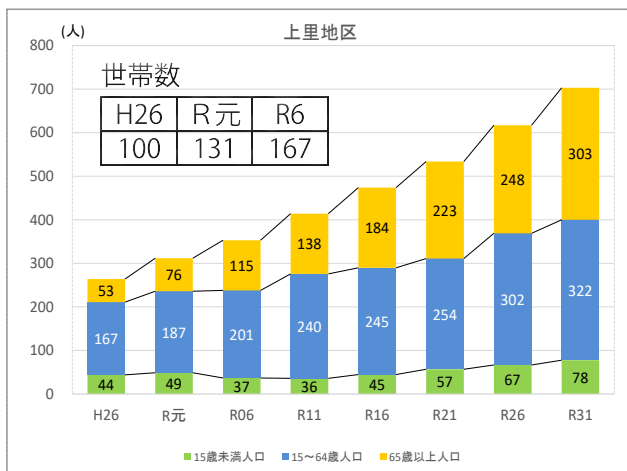
上里地区では、平成 31 年 1 月に集落行動計画を策定し、3つの地域づくりの理念とを掲げ、地域づくりに取り組んでいます。

【地域づくりの理念・目標】

1. 地域で支え合い、健康で安心して暮らせる地域づくり
2. 地域住民がお互いをよく知り、仲良く楽しく暮らせる地域づくり
3. 八ヶ岳山麓の美しい自然を大切にする地域づくり



上里地区の人口推計 (参考値)



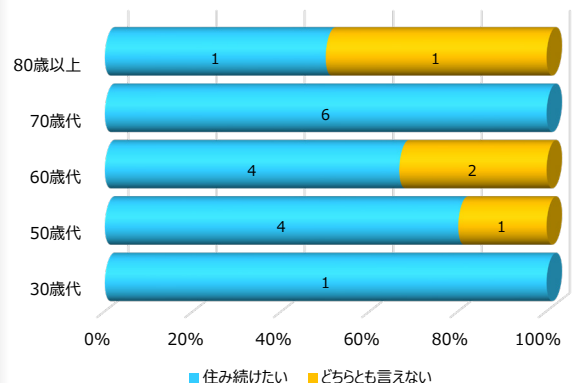
人口規模が大きくないために極端な傾向として表れていますが、将来人口推計は大きく増加傾向です。

但し、45～64歳が人口の3割強となっており、今後20年間で65歳以上人口が急激に増加する傾向となっています。

また、推計値には表れていませんが、移住等により人口規模が変化する可能性の高い地区でもあります。

上里地区に住み続けたい人の割合

今後とも原村に住み続けたい人の割合(地区別)



※サンプル数 20 件 (標本数が少ないため、極端な傾向が表れています。)

サンプル数が少ないため、顕著な傾向となっていますが、住み続けたい理由の上位3つは、「自然環境や景観 (68.1%)」「自然災害リスク (43.6%)」「生活環境 (31.7%)」となっています。

逆に、村外に移りたい理由は、「通勤や通学」「日常の買い物」「雇用・就労の場」「道路や公共交通の利便性」があげられています。

上里地区の良いところ

環境の良さ

- 自然環境や景観が良く、水や空気がきれい
- 鳥の声が聞こえる、星がきれい、山の近くの静かな環境など自然を五感で感じられる
- 自然災害のリスクも少なく、隣家との距離も程よく、プライバシーが守られる
- 治安が良い
- 畑がきれいに保たれている

ちょうどよい人間関係

- 移住者を含めたコミュニティが協力し合っている
- 丁度よい人間関係の構築ができる
- 地域の結びつきが強く、声を掛け合えるお付き合いがあり、地域の問題をシェアしやすい
- 新年会やどんど焼き、お祭り、厚生大会など行事の参加率が良い

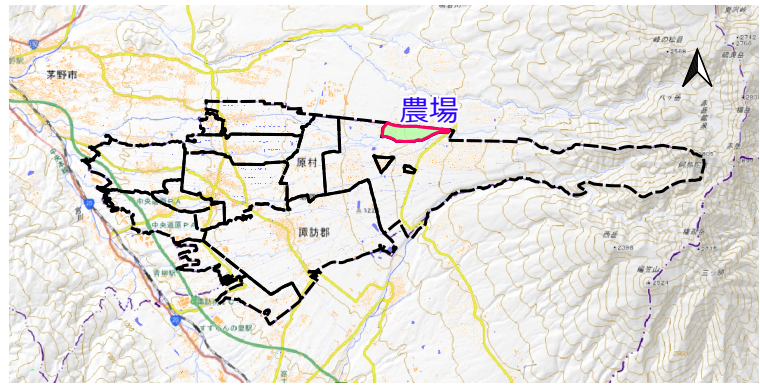
人材の多様性

- 地区の住民の生き方が多様性に富んでいる
- 働き者が多い

課題と取り組みのアイデア

項目	内容
環境の良さを守る	◇林野部の開発制限を検討し、開発業者に対して規制を徹底する ◇開発する際に、防災の視点からの検討を行う ◇現在の良い環境について、住民と村全体で共有できるよう発信する ◇自然に親しむイベントや、村の支援を得て外来種の駆除を行う ◇自然の手入れを、自ら実践できる地区でありたい ◇環境美化活動への取り組みとして、定期的な道路清掃、自宅付近のごみ回収、不法投棄防止の看板設置、役員による定期的な見回りと情報提供、緑化活動などを行う
防災・防犯体制の強化	◇防災予備活動や防災訓練を実施し、非常時の安否体制の確立を行う ◇上里地区独自の防災ハンドブックの作成 ◇支援が必要な家庭の把握と声掛けを行い、非常時の支援体制を確立する ◇交通危険個所の点検 ◇エコライン周辺は、夜間は大変暗い場所となっている。また、現状では悪意のある開発を抑制できない懸念があり、ウォーキングと区内の見回りをセットにした取り組みの実施など、防犯体制構築に向けた検討を行う
交流と区加入の促進	◇区の加入者と未加入者の認識を共有するため、イベント等を通じた交流や区加入の推進を行う ◇常会ごとの交流機会を増やす ◇地区のローカルルールを知るため、長くお住いの住民からお話を聞く
公民館の活用	◇定期的なサロンの開催 ◇女性向け行事の開催 ◇区内の知識・技術を持つ人を講師に、講習会やワークショップを実施 ◇花見会、映画界、カラオケ大会、フリーマーケットなどの開催 ◇区内にウォーキングコースを設置し、区民ハイキングやウォーキングの開催、ヨガ教室や健康教室などで健康増進を行う ◇上里老人会の設立
土地状況	◇売り地が多く、乱開発や地区にふさわしくない建物の建築などを制限することが現状では困難なため、不動産取引について情報収集を行い、事前に開発を防ぐよう地区で協力して取り組む

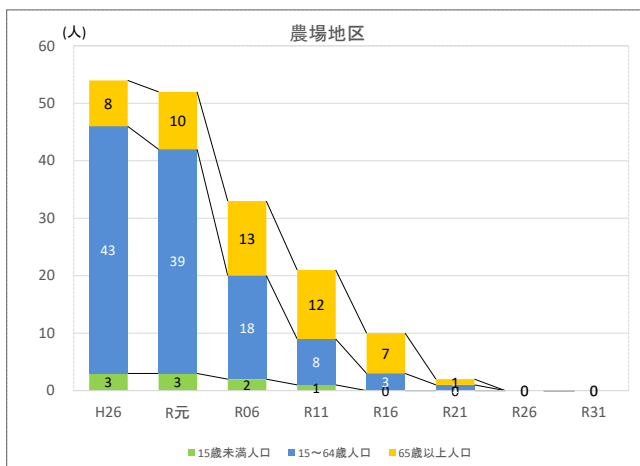
農場



農場地区は、八ヶ岳中央農業実践大学校を中心に形成された地区で、豊かな森の中に住宅が点在しています。

住民のほとんどが大学関係者と移住者であり、住民同士の関係が良く、環境整備は大学が中心となって住民が協力して実施している地区です。

農場地区の人口推計 (参考値)



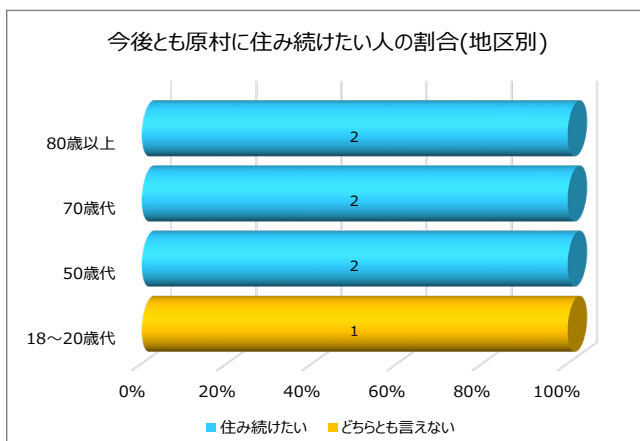
世帯数

H26	R元	R6
17	16	21

人口規模の小ささと地区の特性から、推計が極端になりすぎているので、参考としての数値となっています。

今後の人口移動等により、実際の人口と推計値は大きく変化します。

農場地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 7 件 (標本数が少ないため、極端な傾向が表れています。)

住み続けたい理由の上位 3 つは、「自然環境や景観 (100%)」「生活環境 (66.7%)」「図書館等の文化施設 (50.0%) となっています。

農場地区では、移転したい、移転する予定はゼロです。

農場地区の良いところ

環境の良さ

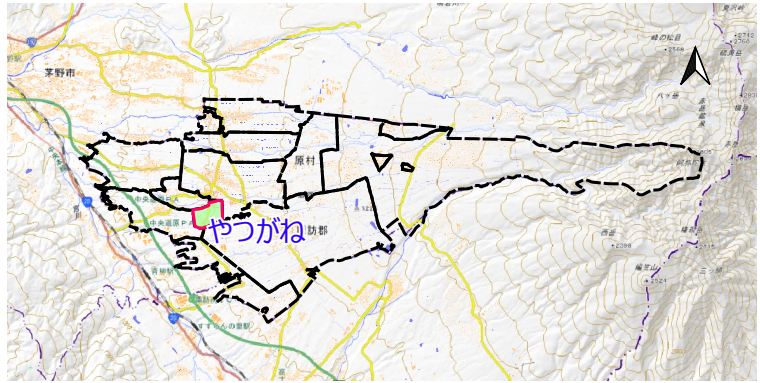
- 八ヶ岳中央農業実践大学校で直売所や農業体験等、集客力がある
- 御柱祭山出しのスタート地点



秋の八ヶ岳中央農業実践大学校

今後の課題

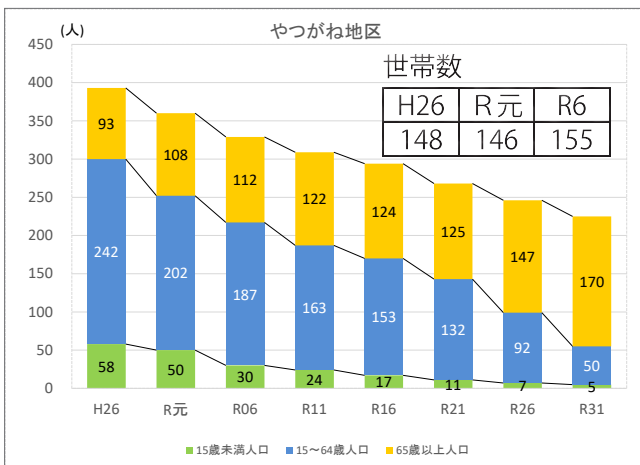
- 地区で住宅の建てられる土地の余裕はない状態のため、現在以上に移住が増える可能性はほぼありません。このため、今後の新陳代謝に向け、若い人が来なくなるブランド力を上げることが必要です。
- 大学は土砂災害警戒区域内にあり、地区内には避難場所がなく、村の中心部からの距離もあるため、有事の際に避難する場所がありません。今後は行政界を超えた避難なども含めた対応策が求められます。
- 農場地区の維持には、大学の活性化が欠かせないため、今後の大学の維持・発展に期待が寄せられています。



やつがね地区は、役場や学校などの公共施設やコンビニも近くにあるため、便利で住みやすく、自然が豊かで、自然災害の心配も少ない地区です。

地区の人口規模も程よく、人と人のつながりも実感でき、地区での話し合いも円滑に行われています。また、散歩している人や農地で作業している人が、子どもたちを見守ってくれているように感じられるため、安心して暮らすことのできる地区です。

やつがね地区の人口推計(参考値)

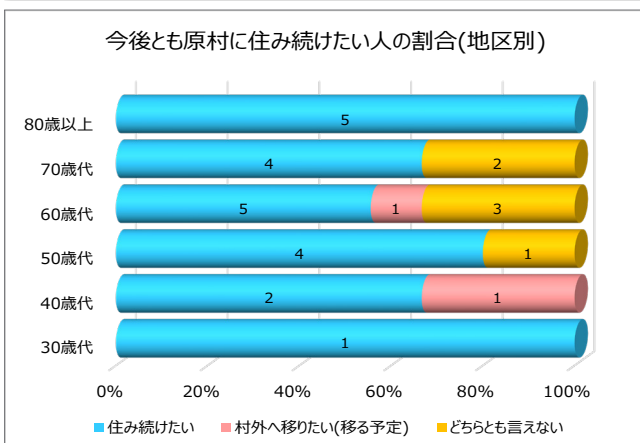


将来人口推計は減少傾向です。

15～64歳人口の減少が大きく、これに伴って65歳以上人口が増加するサイクルになっています。特に、令和6年の40歳以上の人口規模が72.6%あり、大きく推計に影響しています。

地区では、現在の人口が程よいことが住みやすい要素となっていますが、将来に向けた人口バランスの維持が必要です。

やつがね地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 29 件 (標本数が少ないため、極端な傾向が表れています。)

住み続けたい理由の上位 3 つは、「自然災害リスク (57.1%)」「自然環境や景観 (42.9%)」「人間関係 (38.1%) となっています。

逆に、村外に移りたい理由は、「雇用・就労の場」「道路や公共交通の利便性」があげられています。

やつがね地区の良いところと取り組みのアイデア

地区の活動が盛ん

- 夏祭りは、参加者が少なくなっているものの、区会の活動によって継続できている
- 公民館がいつもきれいに維持されている

- ◇祭など地区での交流機会を増やしたい
- ◇公民館をいろいろな人の居場所にできるよう、いつも誰かが居るような場所にしたい
- ◇公民館を「行けば何とかなる！何かある！」という場にできると良い

人のつながりが程よい

- 人数が程よく、つながりも濃い
- 散歩している人や色々な人が見守っているように感じる
- 地区での話し合いがスムーズ

- ◇近所づきあいやあいさつが気軽にできる、あたたかい区にしたい
- ◇高齢者の見守り隊ができると良い

自然が豊富で住みやすい

- 空気や水がおいしく、環境が静か
- 自然災害の心配が少なく、安心して住める

- ◇雪かきが大変なので、除雪機の使い方をみんなで学んで、誰でも使えるようにする
- ◇防災対策や訓練を継続する

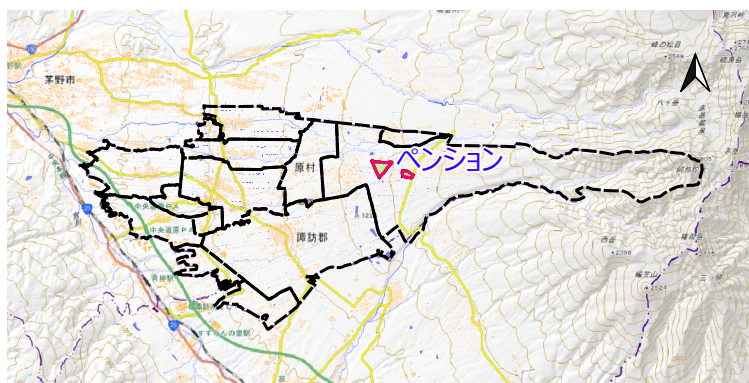


やつがね夏祭り

今後の課題

- 宅地内や歩道沿いの樹木が、大雨や強風によって倒れる被害が発生しているため、樹木の剪定など環境整備を推進することが必要です。また、例えば樹木の高さ制限を地区でルール化したり、伐採の目安を検討するなど、倒木への対策が課題です。
- のらぎあの利用方法の周知とともに、利便性が向上すれば、地区の利用度も上がると考えられます。
- 地区には住宅を新築する適当な土地がないのが現状で、若者会の高齢化や区費の透明性確保も課題です。

ペンション

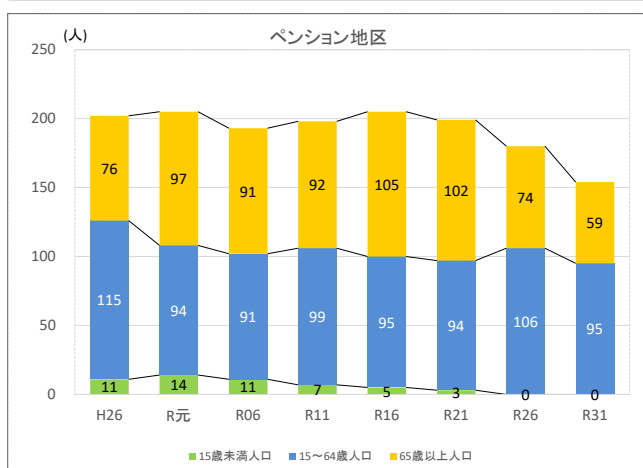


ペンション地区は、商業地区として誕生し、現在では約 60 軒の宿泊施設がある地区です。

八ヶ岳美術館に近い第 1 ペンションビレッジと、八ヶ岳自然文化園に近い第 2 ペンションビレッジの 2 つのエリアに多くの宿が集まっています。「星降る里」と呼ばれる原村の中でも、標高 1300m 以上に位置するペンション地区は絶好の星空スポットとなっています。

近年では、ペンションなどの商業施設だけでなく、住宅や別荘も増えています。

ペンション地区の人口推計 (参考値)



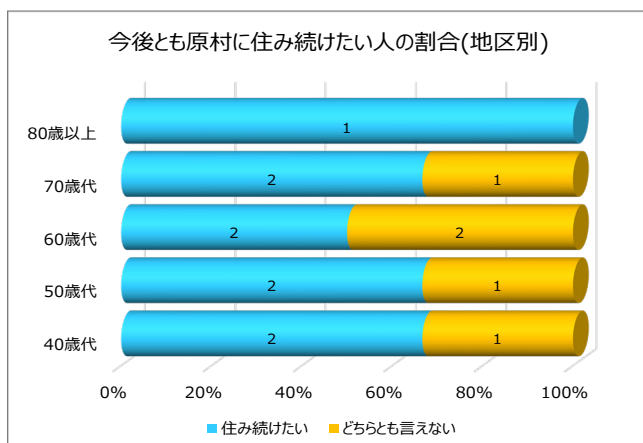
世帯数

H26	R元	R6
92	105	115

将来人口推計は令和 21 年度まで、ほぼ横ばいとなっています。

65 歳以上人口がわずかに増加傾向であることに對して、15 歳未満人口は減少傾向にあります、令和 26 年度には 0 人になる推計結果となっています。

ペンション地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 14 件 (標本数が少ないため、極端な傾向が表れています。)

住み続けたい理由の上位 3 つは、自然環境や景観 (88.9%)、生活環境 (55.6%)、自然災害リスク、医療・福祉等の費用負担 (同率 33.3%) となっています。

村外に移りたいとの回答はありませんでした。

ペンション地区の良いところ

環境の良さ

- 景観がきれい。環境美化・景観維持のため、年に6回の出払いが区民全員参加で実施されている。
- 地区の環境や景観を守るために、頑張って保全活動に取り組む住民がいる。

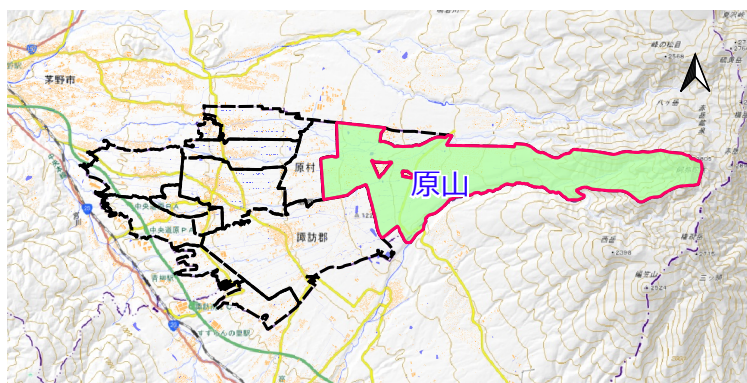


まるやち湖

地区の取り組みのアイデアと今後の課題

- 高齢化などの理由による、環境整備をはじめとした地域活動の担い手不足が課題です。解決のため、出払い回数の削減、ジョジョ部隊の設立などの取り組みが検討されています。
- ※ジョジョ部隊：除雪・除草・アナベル処理・落ち葉飛ばしなど、今まで出払いで実施してきたことを報酬制で行う部隊のこと。
- 御柱やどんど焼きなどのイベントの実施に際する負担感が大きくなってきており、どのような実施方法が良いか検討していく必要があります。

原 山



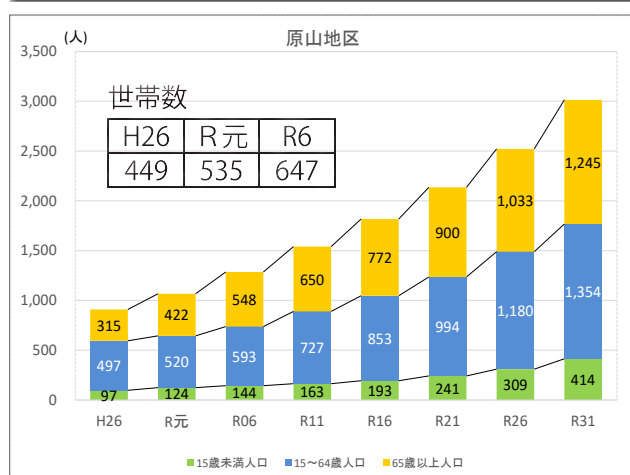
原山地区は、村の東に位置し、八ヶ岳のふもとに広がる標高約 1,150m から約 1,600m の丘陵地に住宅や別荘地が広がり、阿弥陀岳 (標高約 2,805m) に至る豊かな自然に囲まれ、村内で最も面積の大きな地区です。

地区には八ヶ岳自然文化園や八ヶ岳美術館などの文化施設があり、また八ヶ岳登山の入口として夏場を中心に多くの方が訪れています。

ここは豊かな自然を求めて移住されてきた方も多く、日本全国から多彩な人材が集まっているのも特色であり、地理的特徴も相まって、お住いの方々が程よい距離感のつながりを持って暮らしていると感じられています。

地区は、豊かな自然に囲まれている一方、村中心部から離れているため、自家用車がほぼ必須となっており、冬季は雪や凍結への対策も必要ですので、不便さや信州原村の寒さでさえも自然の一部として楽しめる地区です。

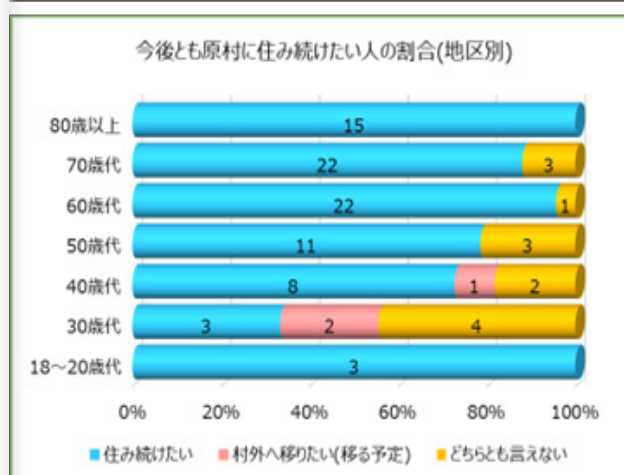
原山地区の人口推計(参考値)



地区の人口は、継続的に増加が続いており、今後もその傾向は続くと推測されます。

自然との共生や地区コミュニティの充実など、人口増加に対応することが必要です。

原山地区に住み続けたい人の割合



※サンプル数 100

30 歳代、40 歳代で村外への移住を考えられている方がいます。理由としては交通の不便さや積雪等による冬期の利便性低下などが考えられます。

原山地区の良いところと取り組みのアイデア

自然環境と景観の良さ

- 住民が愛し、地区の理解と協力で守られてきた豊かで美しい自然が身近に存在する
- おいしい水や美しい星空、静けさや多様な生態系などの自然の恵みを常に関じられる
- 季節ごとに表情を変える壮大な八ヶ岳の景観を日常的に堪能できる
- 家と家の距離や規模、住宅と自然のバランスが程よい
- 不便さも良さのひとつ

- ◇自然環境を守るため、樹木伐採や植栽のルールを考え、徹底する
- ◇新たな住宅等の開発について、村と協力して地区が納得するルールを考える
- ◇自然環境について、今後の影響を含め、地域で学ぶ
- ◇森林整備の方法を知る
- ◇生活の不便さを理解して暮らす

人の多様さ

- 移住してきた方も多く、日本全国からいろいろな経験や知識を持った人々が集まり、様々な方面で活躍される方が多い
- 人と人の距離が程よく、人に寄り添える雰囲気
- 住民一人ひとりが自立し、地区としての落ち着きがある

- ◇自治会活動のメリットをアピール
- ◇自治会役員の待遇を向上する
- ◇自ら動く「自治」の実践
- ◇イベント等での交流を行う
- ◇高齢者や子どもも参加しやすいコミュニティ活動を実践する
- ◇地域の核となり、人が自然と集まる広場やお店を作る

観光資源が豊富

- 登山をするのに地理的には最高
- ハイキングや登山など山を活用できる
- アウトドアフィールドへの入口

- ◇観光資源を大切にする
- ◇八ヶ岳自然文化園を活用する
- ◇もみの木荘を活用する



満天の星

今後の課題

- 移住を希望される方に、地区のルールや交通状況など、ネガティブな事柄を含めた情報提供を行うことが必要です。
- 隣の家との距離が遠いため、コミュニティの維持や充実が必要です。
- 高齢化に伴う空家増加への対応が必要です。
- 公共交通や、道路、下水道などのインフラの充実が必要です。

第3期 原村地域創生総合戦略

第1章 原村人口ビジョン

1. 人口ビジョン策定の趣旨

日本は、すでに人口減少の時代に入っており、本村においても2020年（令和2年）の7,680人をピークに、以降ゆるやかな人口減少が続く、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計では長期的にも6,903人程度まで減少すると見通されています。

人口減少により住民生活、地域経済の活力が低下し、行政の運営など色々な面で大きく影響をもたらす、持続可能な社会の維持が危ぶまれ、活力のある発展可能な社会の構築が求められています。

このような背景のもとにまち・ひと・しごと創生法に基づき、今後目指すべき将来人口の将来展望を明らかにする「原村人口ビジョン」を策定します。

2. 人口ビジョンの位置づけ

人口及びまち・ひと・しごとに関わる現状・特性・課題を見出し、将来の目標、基本的方向及び具体的施策を探り明らかにするべく「原村地域創生総合戦略」を策定し、総合戦略に基づく施策を講じることにより見通しされる人口の将来展望を明らかにします。

また、本「原村人口ビジョン」に基づき、原村総合計画の目標人口として位置づける将来の人口を設定します。

持続可能な社会の構築のため、行政、住民も含めた地域、事業者が人口減少問題に立ち向かうための視点と目指すべき将来の方向を指針として取りまとめます。

3. 人口ビジョンの目標期間

「原村人口ビジョン」策定に当たっては、総務省統計局「国勢調査」をベースに国・県が策定する長期ビジョンとの整合性を図る中で、2060年（令和42年）までの長期的な期間の人口に関わる将来展望を明らかにします。

4. 人口の推移と将来推計 ～人口減少における本村の特性・課題～

（1）総人口の推移と将来推計

本村の人口は、2020年（令和2年）の国勢調査では7,680人でした。

社人研の推計によると、2020年（令和2年）をピークに減少に転じ、2050年（令和32年）には6,903人まで減少するとしており、2020年（令和2年）からの30年間で777人減少（減少率10%）になると推計されています。（図4-1参照）

本村の年齢3区分別の人口は、年少人口と生産年齢人口は今後減少していくと推計されており、一方で老年人口は増加傾向にあります。1995年（平成7年）には老年人口が年少人口を上回り、少子高齢化が進展しています。また、2045年（令和27年）には生産年齢人口も上回り、2050年（令和32年）には生産年齢人口0.94人で1人の老年人口を支えることとなります。（図4-1参照）

老年人口の内訳を見ると、75歳以上人口が年々増加しており、2005年（平成17年）以降は老年人口の半数以上を75歳以上が占めています。（図4-2参照）

また、地区別の高齢化率を見ると、急激に高齢化が進行している地区があります。（図4-3参照）

1985 年（昭和 60 年）から 2020 年（令和 2 年）までの対前年人口増減を見ると、本村は全国や長野県と比べて増加率が高い状態を維持してきました。ただし、上述のとおり今後は人口減少に転じると推計されています。（図 4-4 参照）

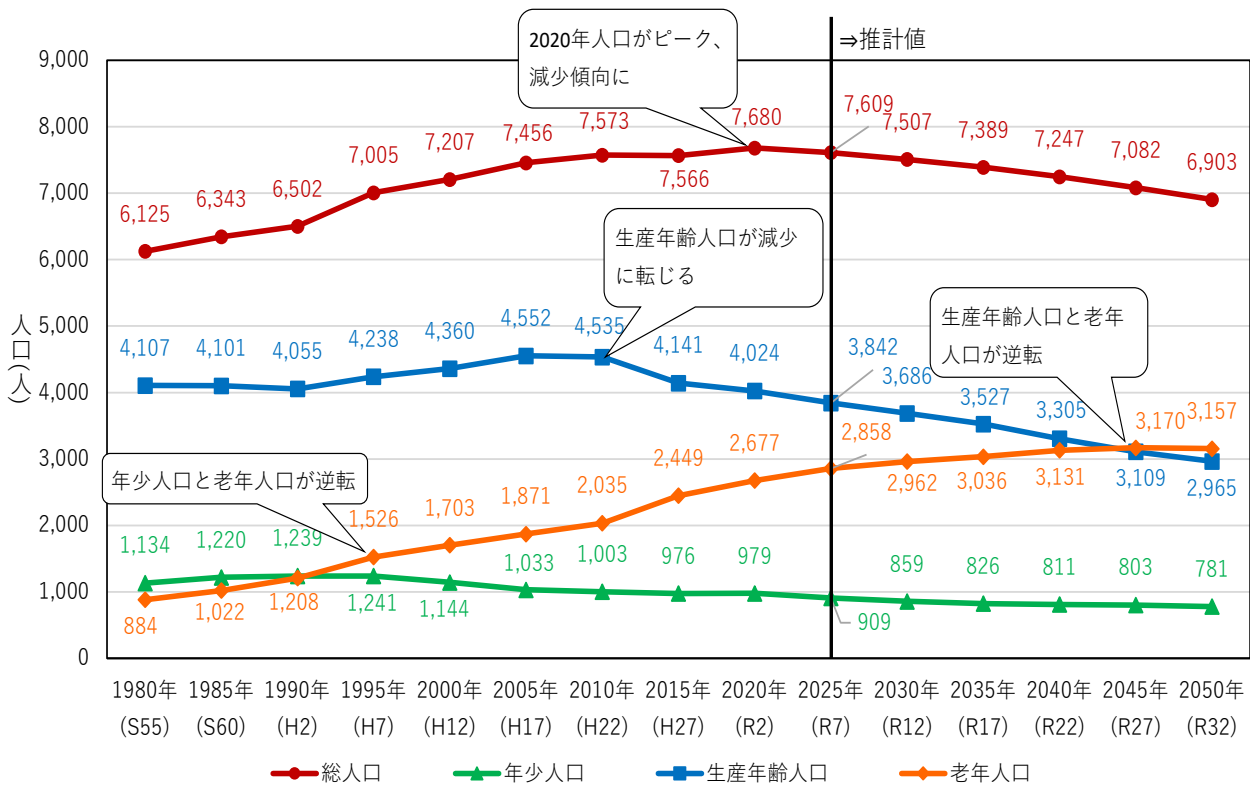


図 4-1 総人口と年齢 3 区分別人口の推移と将来推計

※ 2020 年までは国勢調査、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所（令和 5 年推計）より作成

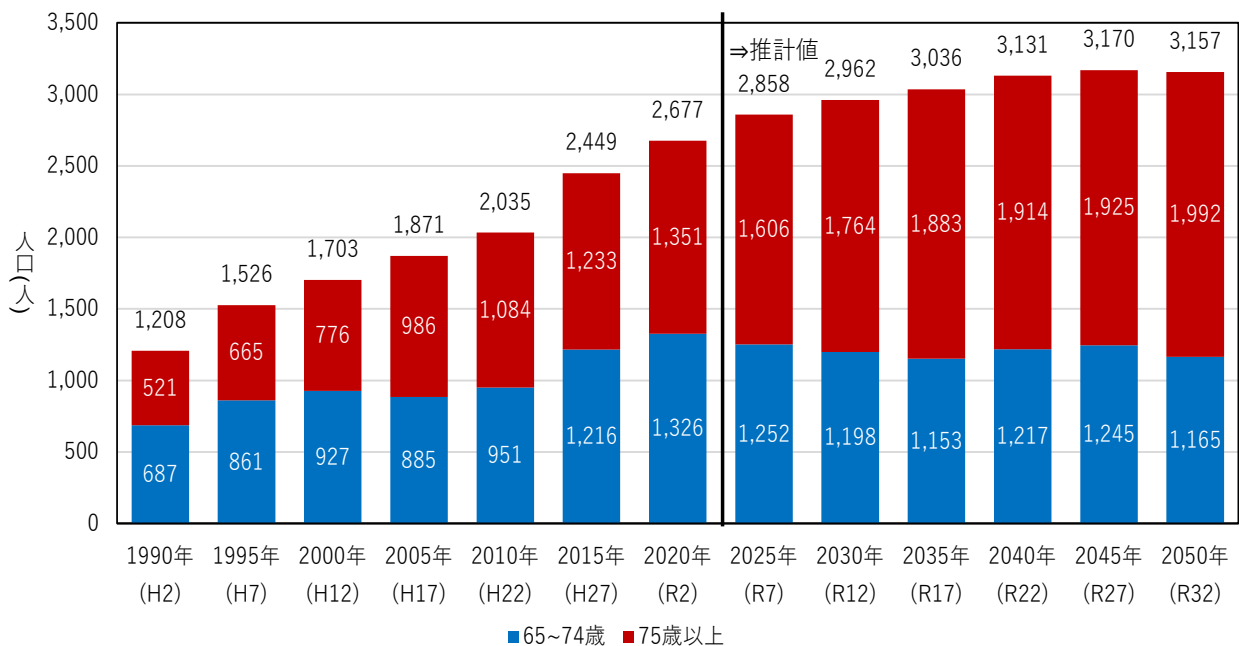


図 4-2 老年人口の推移

※ 2020 年までは国勢調査、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所（令和 5 年推計）より作成

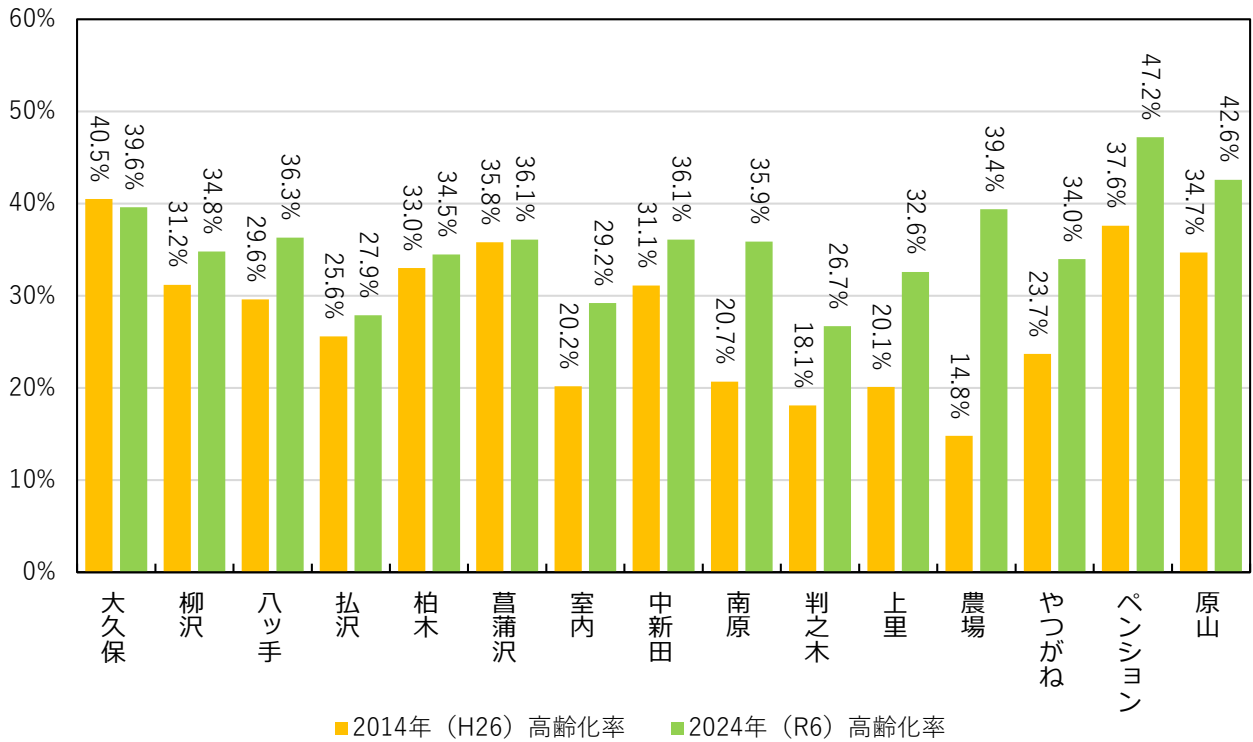


図 4-3 地区別高齢化率 ※住民基本台帳より作成

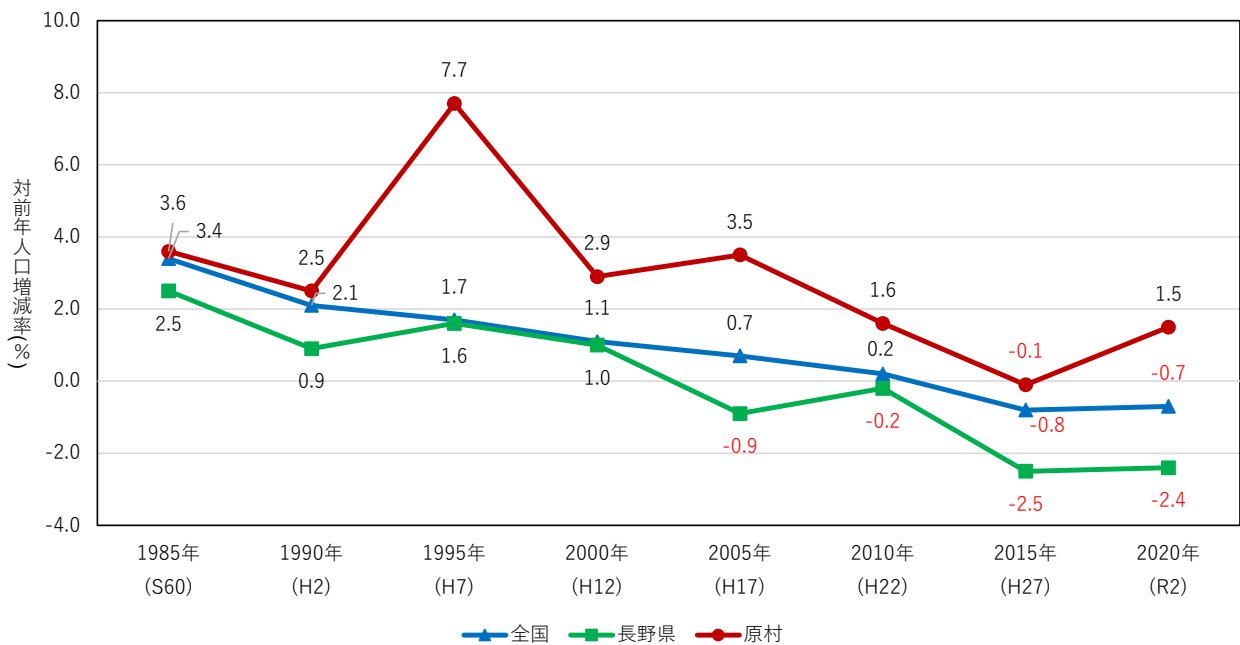


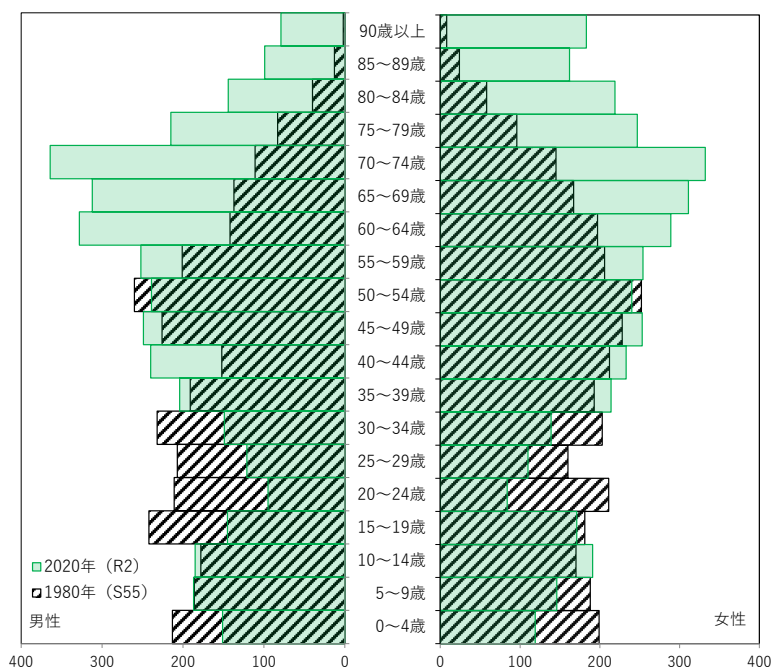
図 4-4 対前年人口増減率 ※国勢調査より作成

(2) 人口ピラミッドの変化

人口ピラミッドを過去(1980年(昭和55年))と現在(2020年(令和2年))で比較して見ると、男女ともに60歳以上の増加が激しく、釣鐘型からつぼ型へ変化してきています。

現在(2020年(令和2年))と将来(2050年(令和32年))を比較してみると、75歳以下が減少し、一方で75歳以上は増加することで、将来はより高齢化が進行する見込みです。

【1980年(昭和55年)／2020年(令和2年)】



【2020年(令和2年)／2050年(令和32年)】

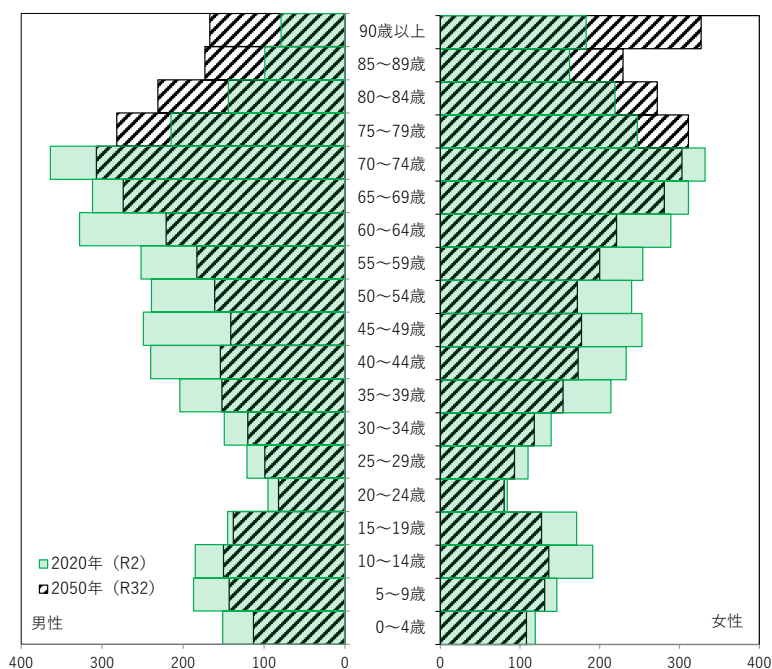


図 4-5 過去・現在・将来の人口ピラミッド比較

※ 2020年までは国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計)より作成

(3) 出生・死亡、転入・転出の推移

自然動態（出生数 - 死亡数）は2000年（平成12年）を境に死亡数が出生数を上回り「自然減」となりました。

社会動態（転入数 - 転出数）は本村の移住促進施策の効果から「社会増」が続いており、2020年（令和2年）には転入数が転出数を大きく上回っています。



図 4-6 出生・死亡、転入・転出の推移

※転入・転出数 / 出生・死亡数は長野県毎月人口異動調査より作成

※ 2020 年までの総人口は国勢調査、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所（令和 5 年推計）より作成

(4) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響を見てみると、2010年（平成22年）までは概ね自然減を社会増が上回り人口は増加していました。2011年（平成23年）から2013年（平成25年）は人口減となっていました。2014年（平成26年）からは再び人口増となっています。

自然増減は、1992年（平成4年）以降は減少傾向にあり、1996年（平成8年）以降は自然減が続いています。近年では、減少数も大きくなってきています。

社会増減は、1980年（昭和60年）以降は2013年（平成25年）を除き、増加数に変動はあるものの社会増が続いています。

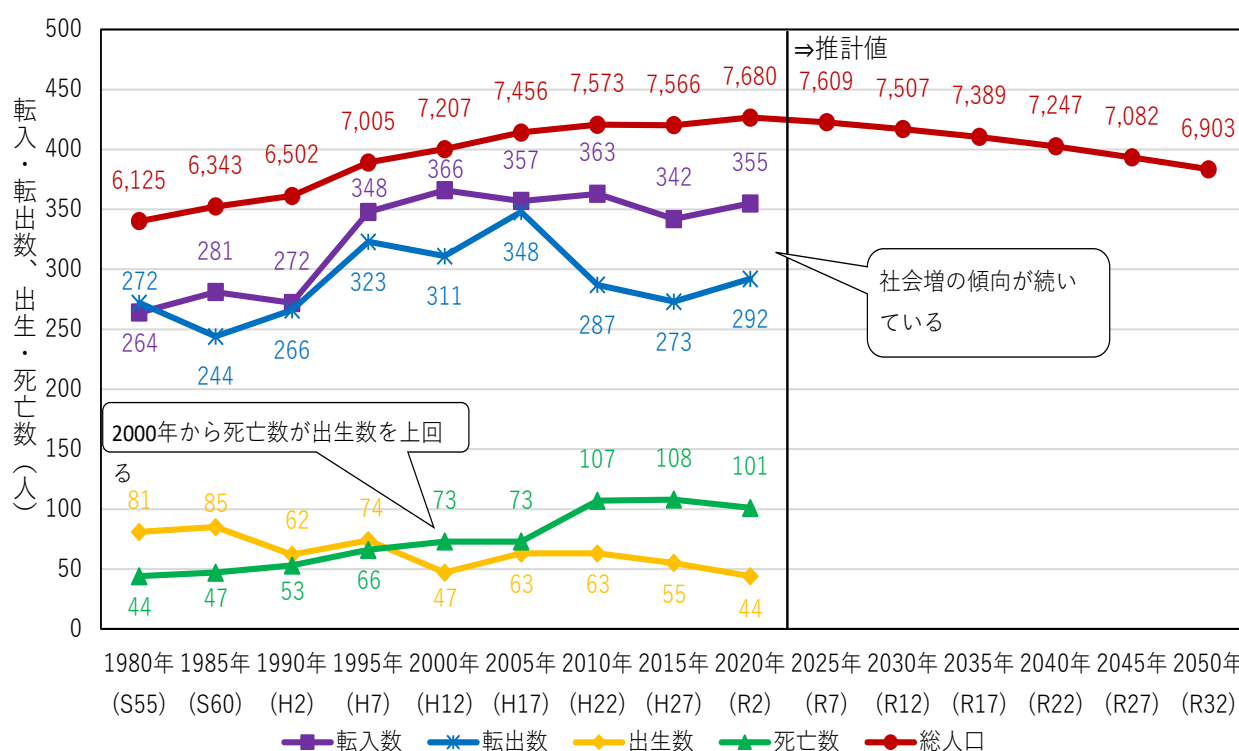


図 4-7 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

※長野県毎月人口異動調査より作成

5. 自然動態に関する分析

(1) 出生数と死亡数の推移

出生数と死亡数の推移を見ると、1996年（平成8年）以降死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。出生数は、1996年（平成8年）以降は40～60人前後で推移し大きな変化はありませんが、死亡数は高齢化によって上昇傾向であり、1980年（昭和55年）の44人から2020年（令和2年）には100人と、出生数と死亡数の差が拡大し自然減数が大きくなっています。

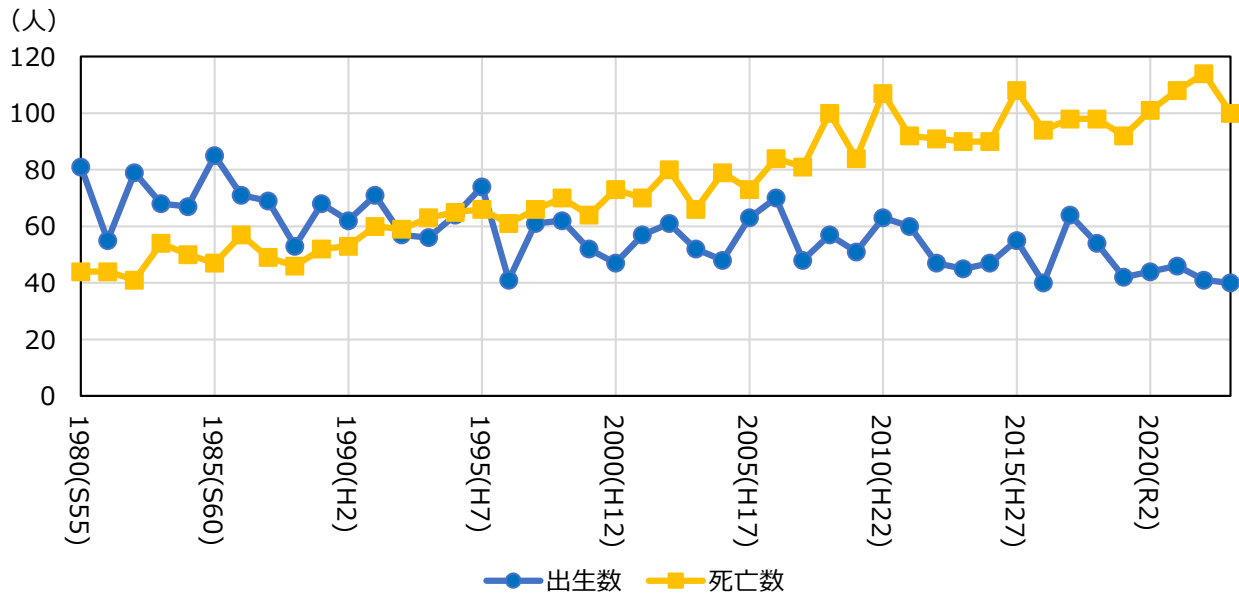


図 4-8 出生数と死亡数の推移
※長野県毎月人口異動調査より作成

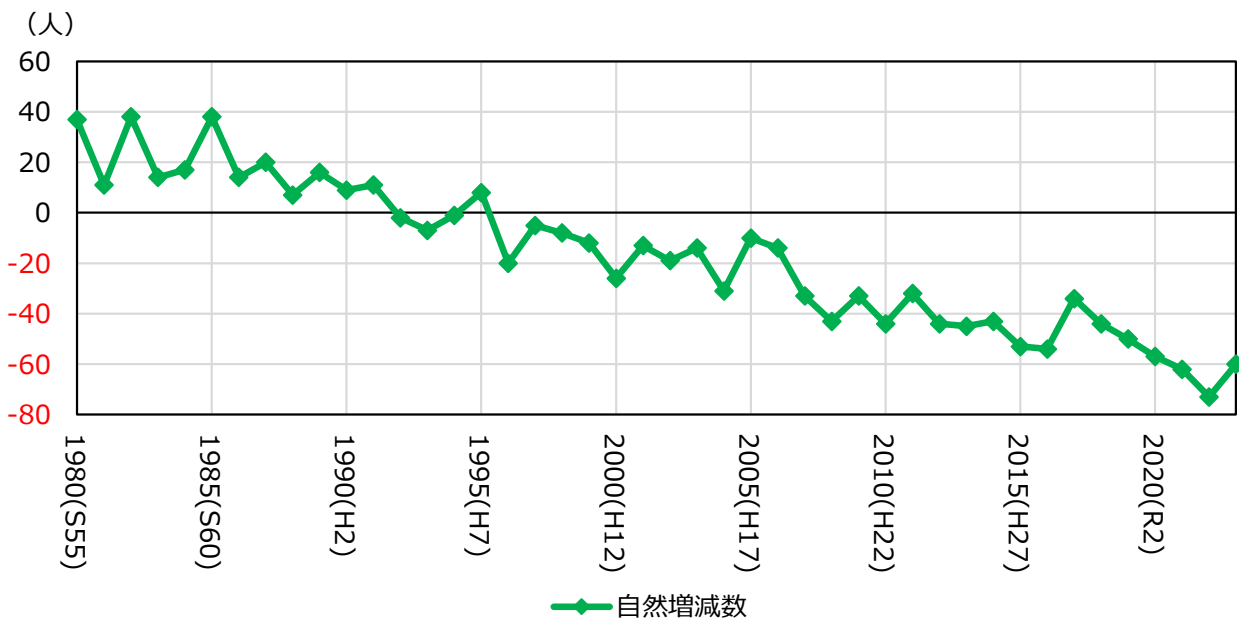


図 4-9 自然増減の推移
※長野県毎月人口異動調査より作成

(2) 合計特殊出生率と年齢別出生数の推移

本村の合計特殊出生率の推移を見ると、1988～1992年の1.79から年々減少し、2003～2007年の1.51まで減少しましたが、2018～2022年には若干回復し1.58となっています。

全国と長野県の出生率と比較すると、ほぼ同様に推移していますが、全国と長野県よりも高い出生率となっています。

年齢別出生数の推移を見ると、出生数の全数が少なく大きな変化は無いものの、近年ほど晩産化の傾向にあります。

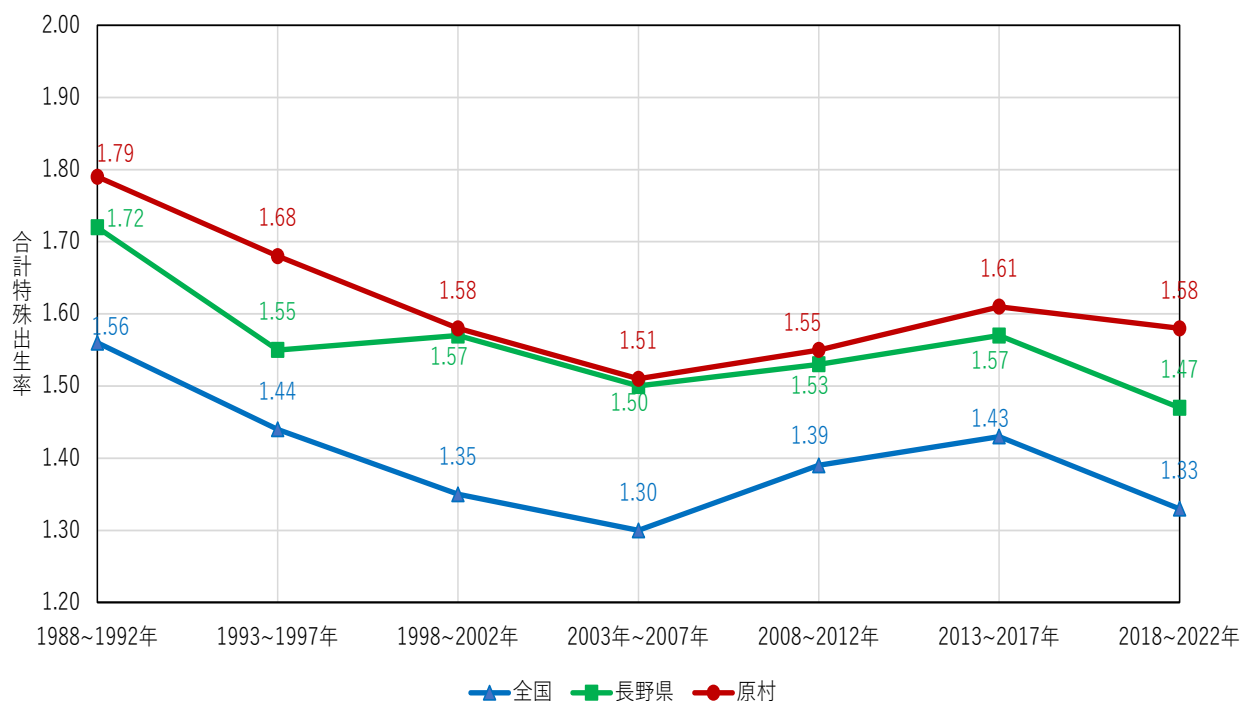


図 4-10 合計特殊出生率の推移の比較
※人口動態保健所・市町村別統計より作成

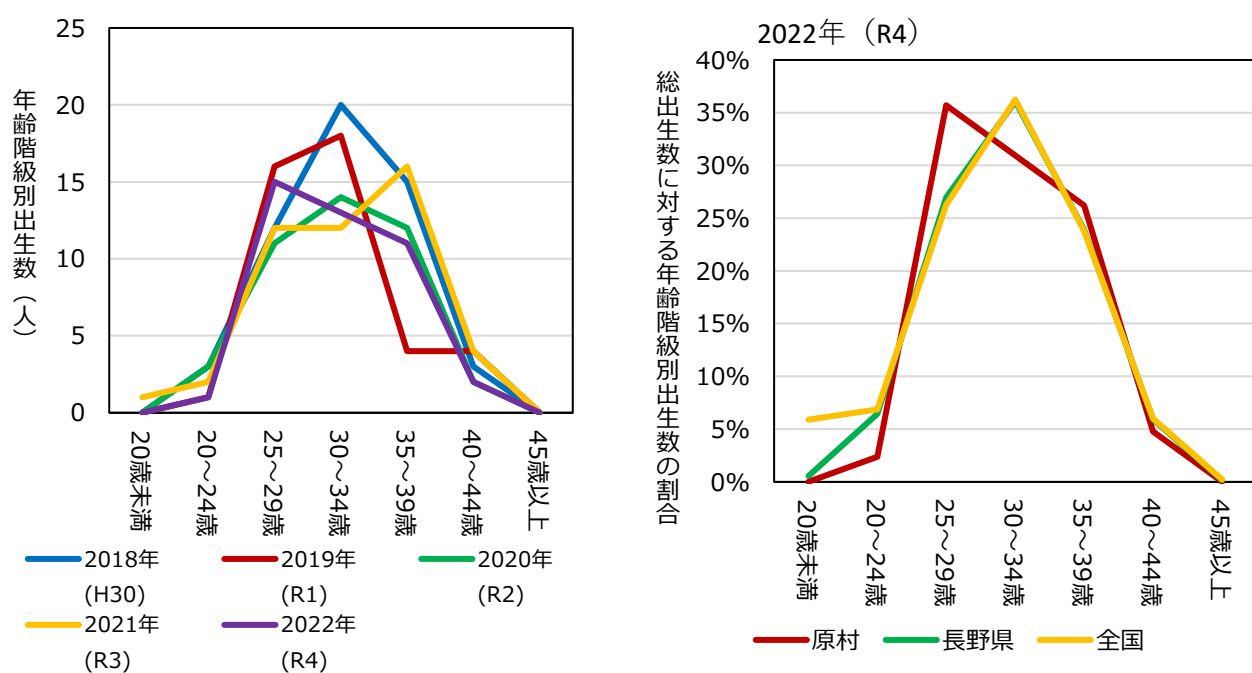


図 4-11 年齢階級別出生数の推移 ※人口動態統計より作成

(3) 未婚率の推移

未婚率の推移を男女別に見ると、男性では1985年（昭和60年）の1.8%から未婚率がかなりのペースで上昇しており、2020年（令和2年）には17.9ポイント上昇し19.7%となっています。一方、全国は2020年（令和2年）に28.3%となっており、本村は比較的未婚率は低い状況にあります。

女性でも、男性ほど急激にはではないものの未婚率は上昇傾向にあり、1985年（昭和60年）の0.9%から2020年（令和2年）には10.4ポイント上昇し11.3%となっています。全国でも同様に未婚率は上昇傾向にありますが、近年の上昇傾向は本村よりも高く、2020年（令和2年）の未婚率は17.8%となっています。

また、東京都では男女共に未婚率はかなり高く、本村は首都圏と比較して未婚率が低い状況が伺えます。

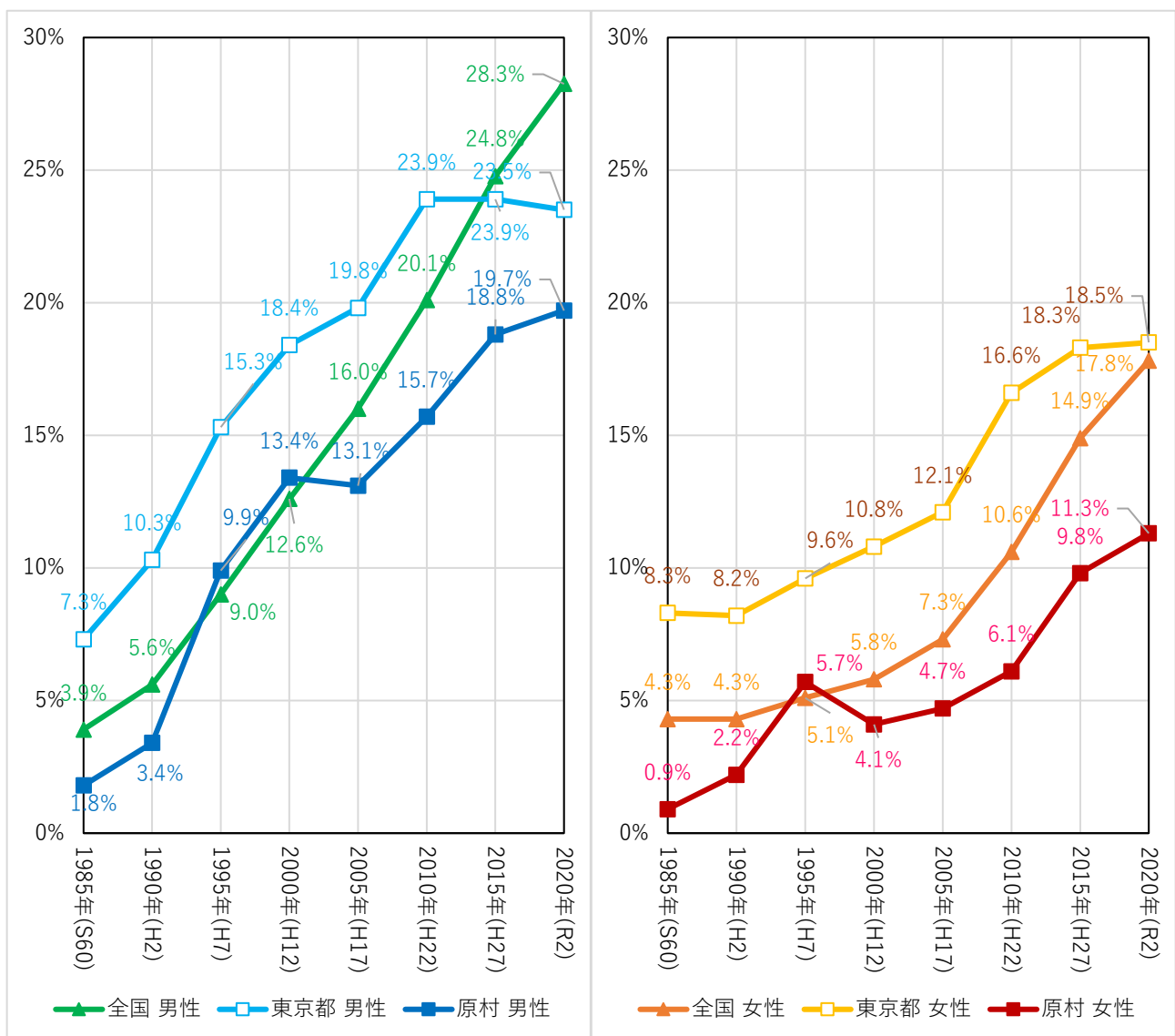


図 4-12 男女別生涯未婚率の推移の比較

※国勢調査より作成

※生涯未婚率は、50歳時の未婚率であり、45～49歳と50～54歳の未婚率の単純平均により算出

6. 社会動態の分析

(1) 転入数と転出数の推移

転入数と転出数の推移を見ると、1980年（昭和55年）では、転出が転入を上回る転出超過が8人であり、それ以後は移住促進策の効果から転入者の増加により転入超過が続き、2001年（平成13年）には121人、2008年（平成20年）には130人の転入超過となりました。

近年は転入数の減少、転出の増加により転入超過数が減少しており、2013年（平成25年）には11人の転出超過となりましたが、2014年（平成26年）には再び62人の転入超過となり、以後安定して転入超過が続いています。

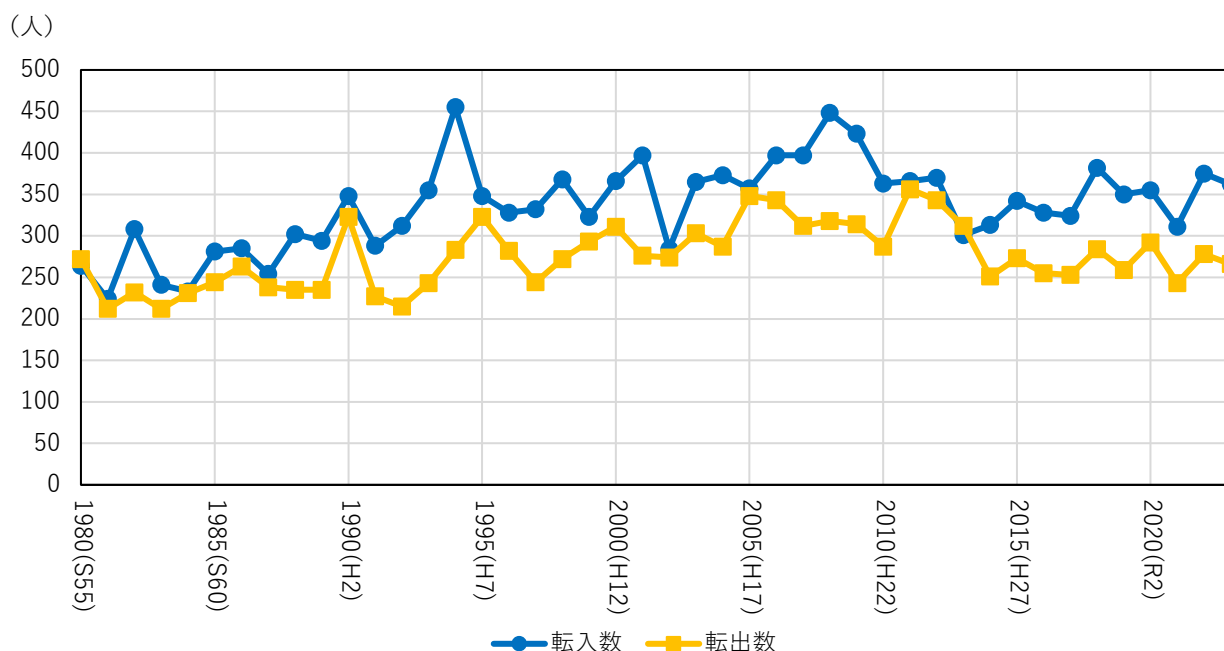


図 4-13 転入数と転出数の推移 ※長野県毎月人口異動データより作成

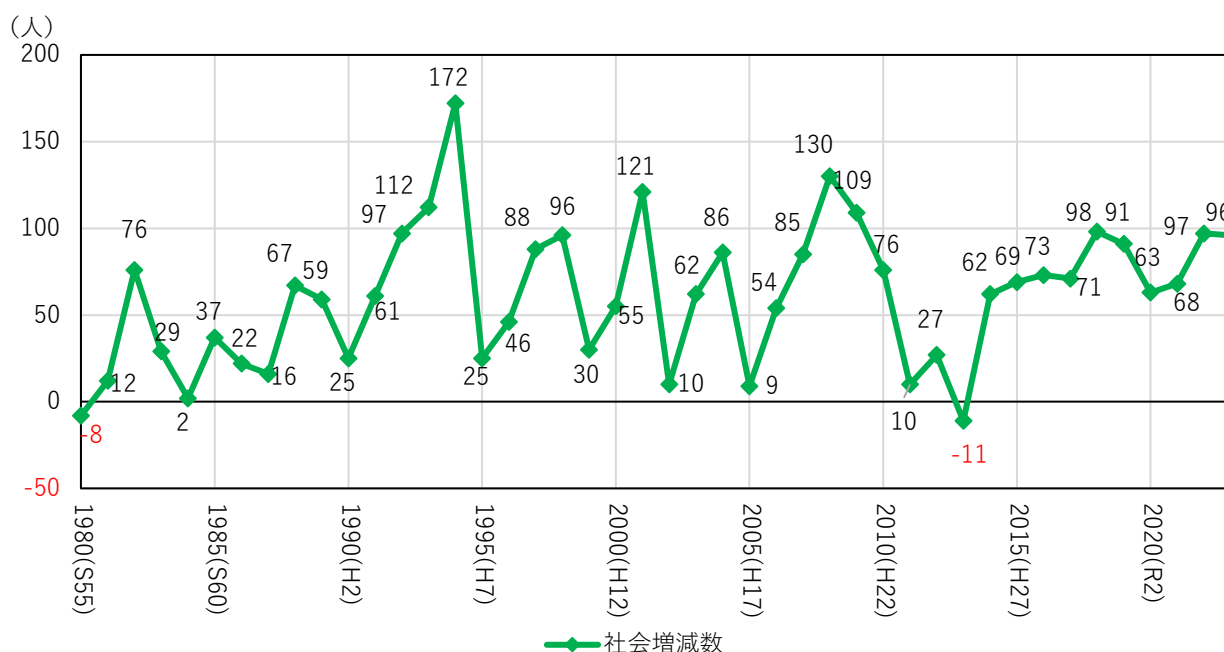


図 4-14 社会増減の推移 ※長野県毎月人口異動データより作成

(2) 性別・年齢階級別の人口移動の状況

男性では、10～14歳と、15～19歳、25～29歳、70～74歳が転出超過になっています。特に15～19歳は大幅転出超過にあります。それ以外の年代では転入超過となっており、特にシニア層が多く転入しています。また、30～34歳の現役世代も比較的多く転入しています。

女性では、男性とほぼ同様の傾向にあり、特に15～19歳が大幅に転出超過となっています。転入超過の傾向もほぼ男性と同様であり、30～34歳が多く転入しており、25～29歳の若い世代も多く転入しています。

本村の若い世代が流出しその後は本村に帰ってこない、転入者は村外出身者が多くを占めている、比較的高齢の世代が多く転入してきているという状況が伺えます。

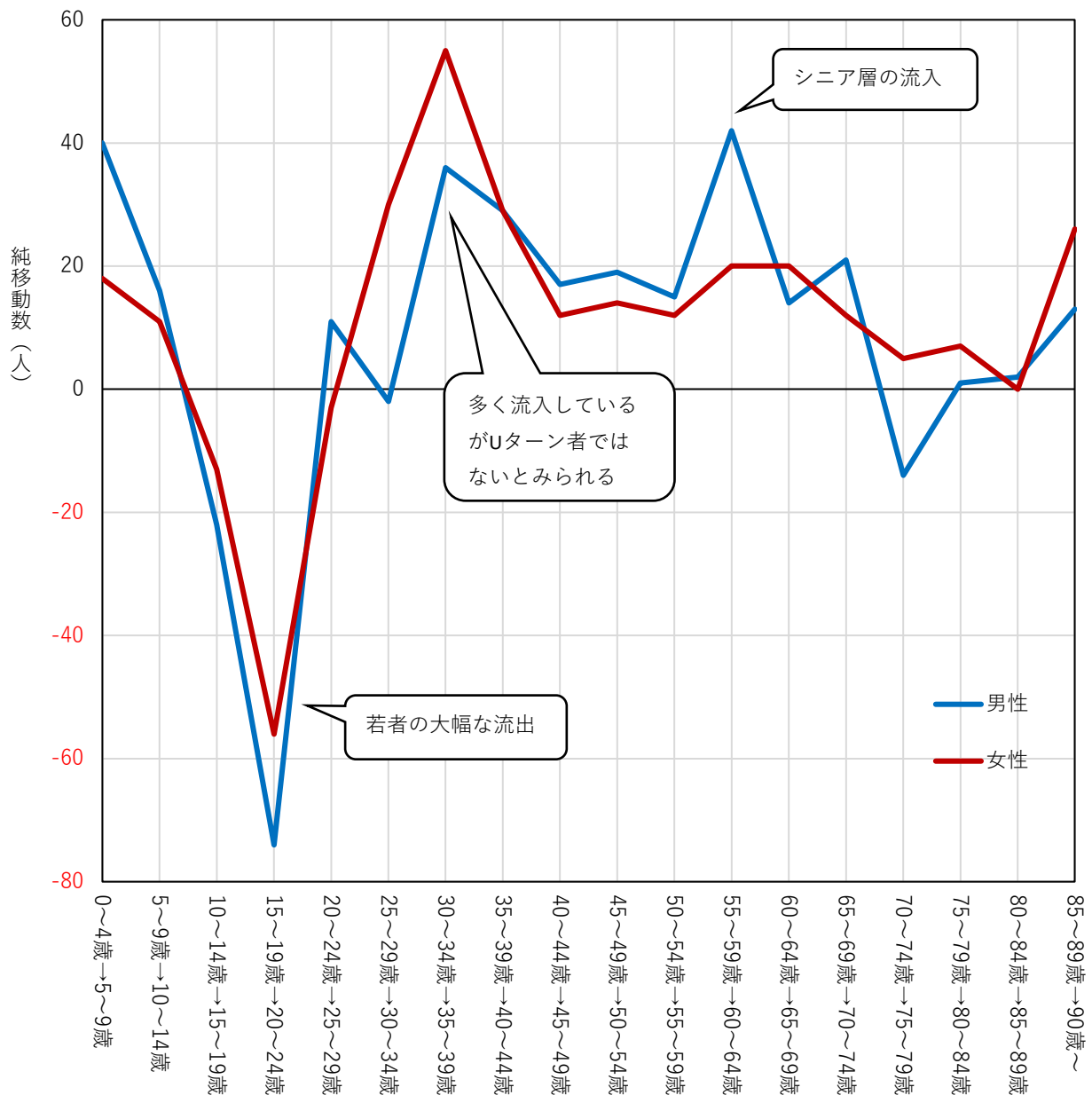


図 4-15 年齢階級別人口移動の推移

※「RESAS（地域経済分析システム）- 年齢階級別純移動数の時系列分析 -」より作成

(3) 性別・年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向

男性では、長期的動向はほぼ同様の傾向にあります。近年では15歳～19歳の転出超過の傾向が強まっています。一方で55～59歳の転入超過数が増加傾向にあります。

女性では、1995年以降15歳～19歳が転出超過の傾向が強まっています。その一方で、子育て施策への取り組みも一因となり、25～29歳の転入超過の傾向が高まっています。

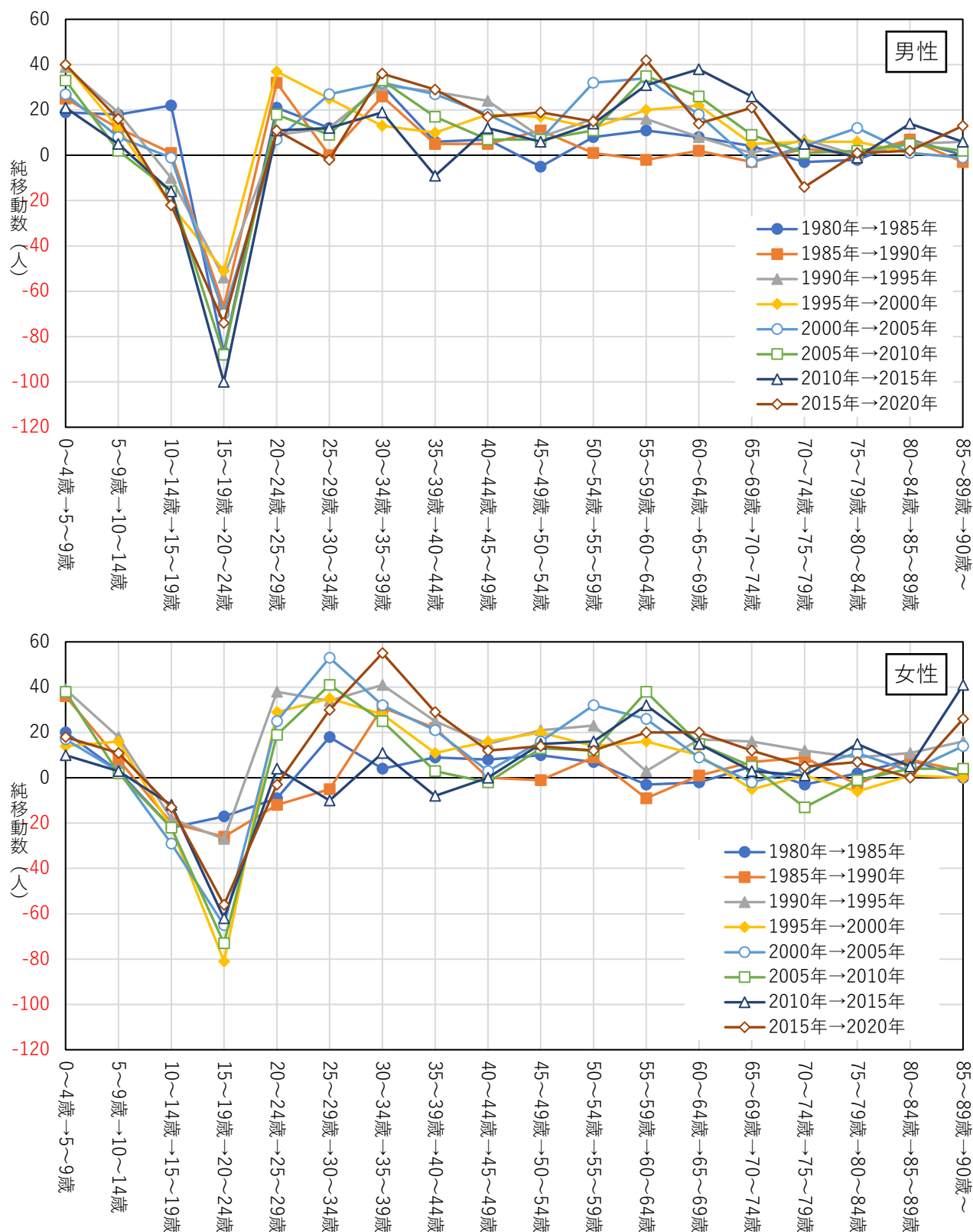


図 4-16 性別・年齢階級別の人口移動状況の長期的動向

※「RESAS (地域経済分析システム) - 年齢階級別純移動数の時系列分析 -」より作成

(4) 地域ブロック別の人口移動の状況

地域ブロック別の人口移動を見ると、県内での移動が全般的に多く、首都圏からの転入者も多くなっています。2022年(令和4年)と2023年(令和5年)には国外からの転入も多くなっています。

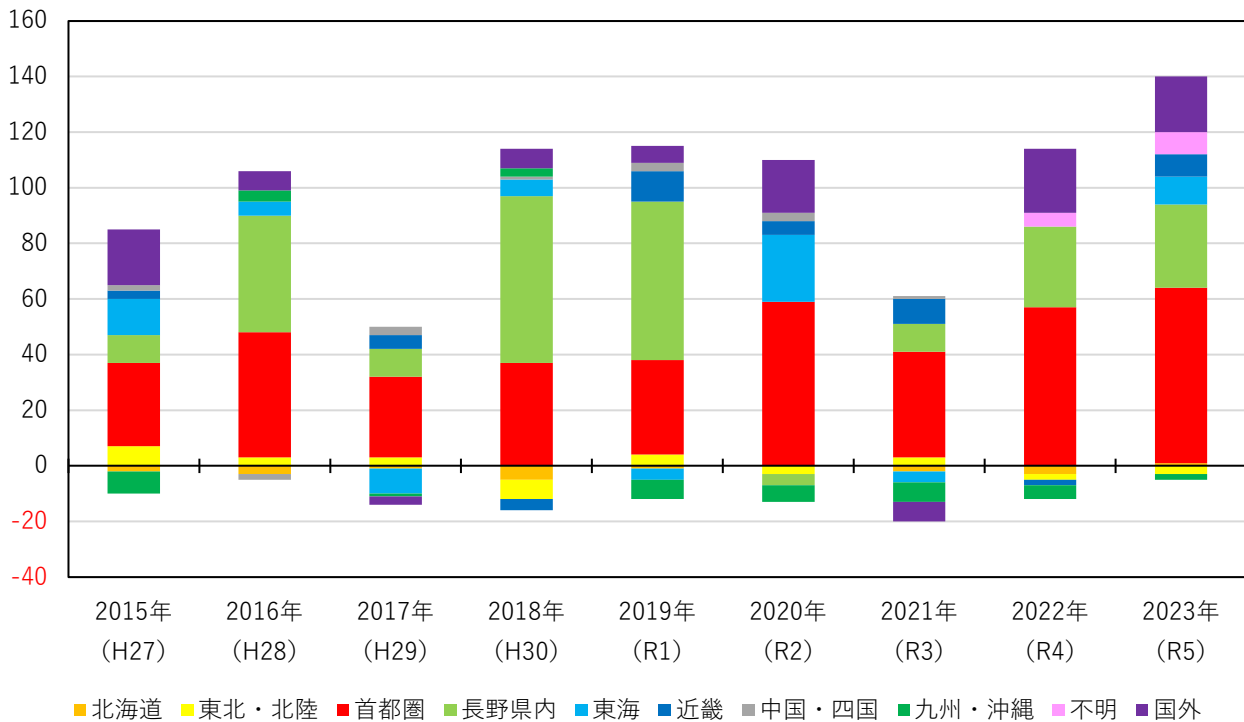


図 4-17 地域ブロック別の人口移動の状況

表 4-1 地域ブロック別の人口移動の状況 (人)

	2015 年 (H27)	2016 年 (H28)	2017 年 (H29)	2018 年 (H30)	2019 年 (R1)	2020 年 (R2)	2021 年 (R3)	2022 年 (R4)	2023 年 (R5)
北海道	-2	-3	-1	-5	-1	0	-2	-3	1
東北・北陸	7	3	3	-7	4	-3	3	-2	-3
首都圏	30	45	29	37	34	59	38	57	63
長野県内	10	42	10	60	57	-4	10	29	30
東海	13	5	-9	6	-4	24	-4	0	10
近畿	3	0	5	-4	11	5	9	-2	8
中国・四国	2	-2	3	1	3	3	1	0	0
九州・沖縄	-8	4	-1	3	-7	-6	-7	-5	-2
不明	0	0	0	0	0	0	0	5	8
国外	20	7	-3	7	6	19	-7	23	20
合計	75	101	36	98	103	97	41	102	135

※住民係提供データより作成

①県外からの転入者の転入元

県外からの転入者の転入元を地域ブロック別で見ると、首都圏が最も多く 155 人、次いで国外が 59 人、東海が 23 人となっており、県外からの転入者の大半を首都圏からの転入者が占めています。

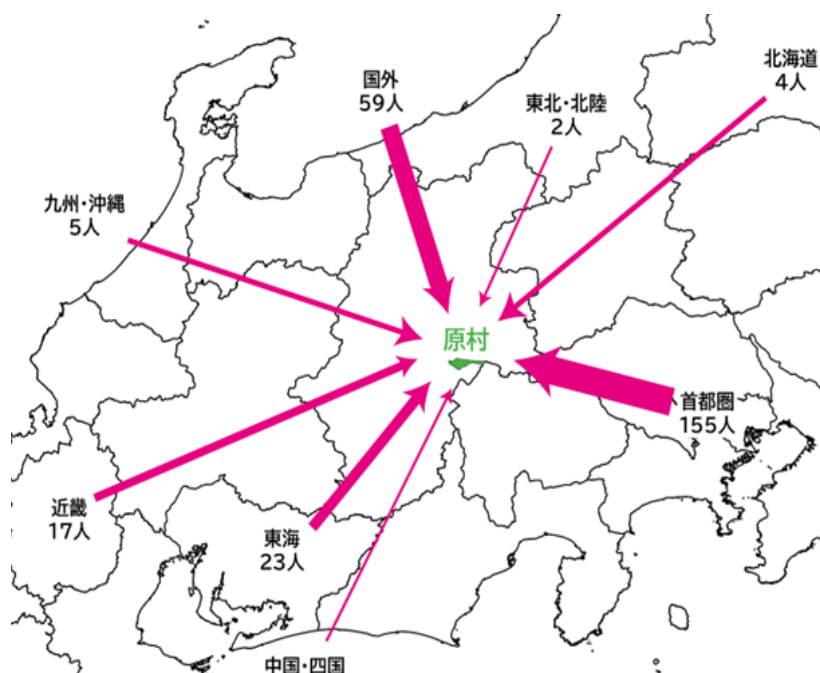


図 4-18 2023 年（R5）の県外地域ブロック別人口移動の状況（転入者の転入元）
※住民係提供データより作成

②県外への転出者の転出先

県外への転出者の転出先を地域ブロック別で見ると、転入と同様に首都圏が最も多く 92 人で、次いで国外が 39 人、東海が 13 人となっており、転出の大半を首都圏への転出者が占めています。

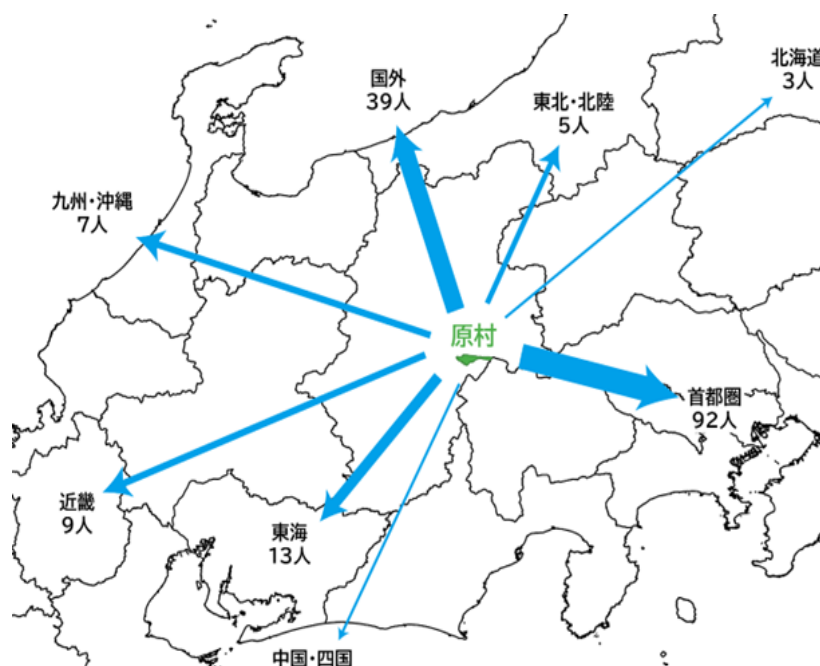


図 4-19 2023 年（R5）の県外地域ブロック別人口移動の状況（転出者の転出先）
※住民係提供データより作成

③県内からの転入者の転入元

転入者の転入元を県内市町村別に見ると、近隣の諏訪地域からの転入が主であり、茅野市が最も多い47人、次いで諏訪市と長野市が19人となっています。特に茅野市との結びつきが強い状況が伺えます。

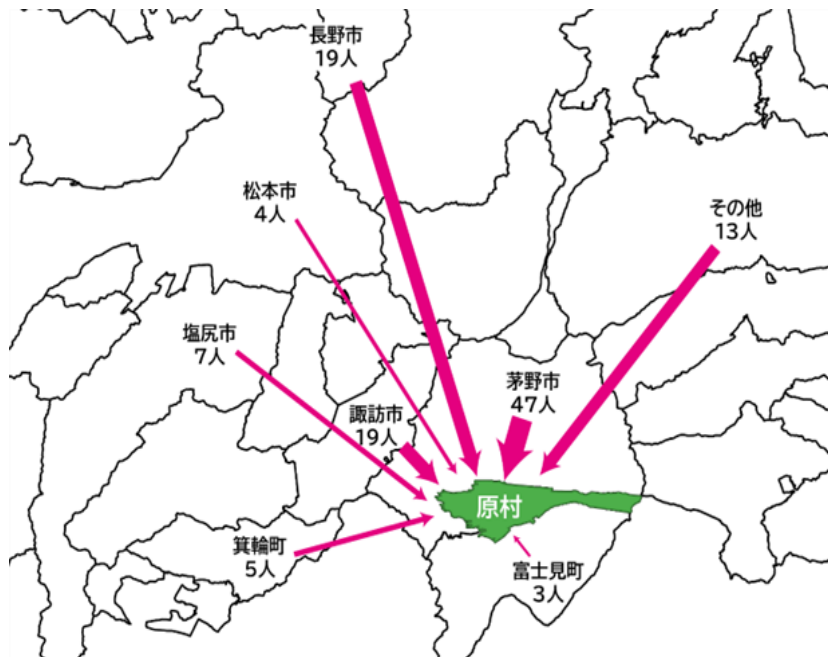


図 4-20 2020 年（R5）の県内市町村別人口移動の状況（転入者の転入元）
※住民係提供データより作成

④県内への転出者の転出先

転出者の転出先を県内市町村別に見ると、近隣の諏訪地域への転出が主であり、茅野市が最も多い24人、次いで諏訪市が12人、富士見町が10人となっています。転入と同様に、特に茅野市との結びつきが強い状況が伺えます。

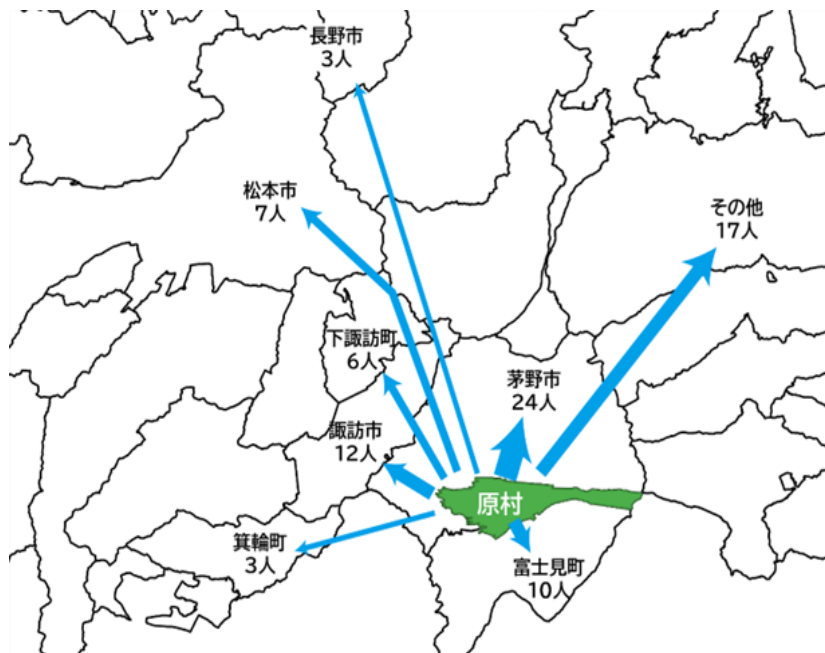


図 4-21 2020 年（R5）の県内市町村別人口移動の状況（転出者の転出先）
※住民係提供データより作成

第2章 総合戦略

1. 基本的な考え方

(1) 総合戦略の背景

我が国は、人口急減・超高齢化という直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指しています。

令和元年(2019)12月に閣議決定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、将来にわたって「活力ある日本社会」の実現と「東京圏一極集中」の是正を共に目指し、4つの基本目標と2つの横断的な目標を掲げ、施策を推進することとしています。2020年の春からの拡大した感染症の影響により、地方が抱える人口減少・少子高齢化、産業の衰退、財政難などの従来からの課題に、感染症に伴う新たな課題が加わり、地方が対処すべき課題はより複合的なものとなっています。地域経済は大きな打撃を受け、産業の基盤が脅かされるとともに、企業活動やイベントの自粛・縮小等により地域内外のひとの交流機会が減少し、交流人口も大きく落ち込んでいます。また、地方公共団体や企業等が地方創生に向ける余力が乏しくなり、地域において地方創生の取り組みを十分実施できない状況が生じています。一方、感染症の拡大により、東京圏等への人口集中のリスクが改めて浮き彫りになり、地方への移住や就業に対しての国民の関心が高まるとともに、テレワークが新しい働き方として広く認知される等、地方へのひと・しごとの流れにつながる萌芽もみられるようになっていきます。

(2) 地方創生の3つの視点

令和3年(2021年)6月に閣議決定された『まち・ひと・しごと創生基本方針2021』において、感染症の影響を踏まえた、今後の地方創生の在るべき姿として、各地域が地域の将来を「我が事」として捉え、自らの特色や状況を踏まえて自主的・主体的に取り組めるようになるとともに、国民の意識・行動変容を踏まえた新たなひとやしごとの流れを創出し、訪れたい、住み続けたいと思える魅力ある地域を目指すことが重要であるとし、新たに3つの視点を重点に据え、今後の取り組みを政府一丸となって総合的にすすめていくこととしています。

視点Ⅰ ヒューマン ～地方へのひとの流れの創出や人材支援に着目した施策～

地方創生を進めるためには、地方で、働きやすく、暮らしやすい環境を整え、地方移住への裾野を拡大することにより、東京圏から地方への移住の促進を図り、地方への力強いひとの流れを作り出すことが重要です。内閣府の調査によれば、地方移住を希望する人にとって、移住先でも仕事や収入が確保されているかが最大の懸念事項であり、地方において東京圏と同じように働けることが移住の大きなポイントとなっています。感染症拡大の影響により、東京23区で5割以上の人がテレワークを経験し、地方移住や副業・兼業、ワークライフバランスの充実への関心の高まりが見られる等、国民の意識・行動変容も見られます。

視点Ⅱ デジタル ～地域の課題解決や魅力向上に資する地方におけるDXに向けた施策～

地域におけるデジタル化を推進することで、様々な行政機能やサービスが効率化・高度化さ

れることにより、交通アクセスなどの地理的・時間的な制約要因に関係なく、いずれの地域でも同様のサービスを楽しむできるようになります。また、IoT化や企業改革が進展することで、企業の生産性向上や新商品・新サービスによる需要創出の発現時期が早まり、実質 GDP を押し上げる効果があるとの試算も示されています。

視点Ⅲ グリーン ～地方が牽引する脱炭素社会の実現に向けた施策～

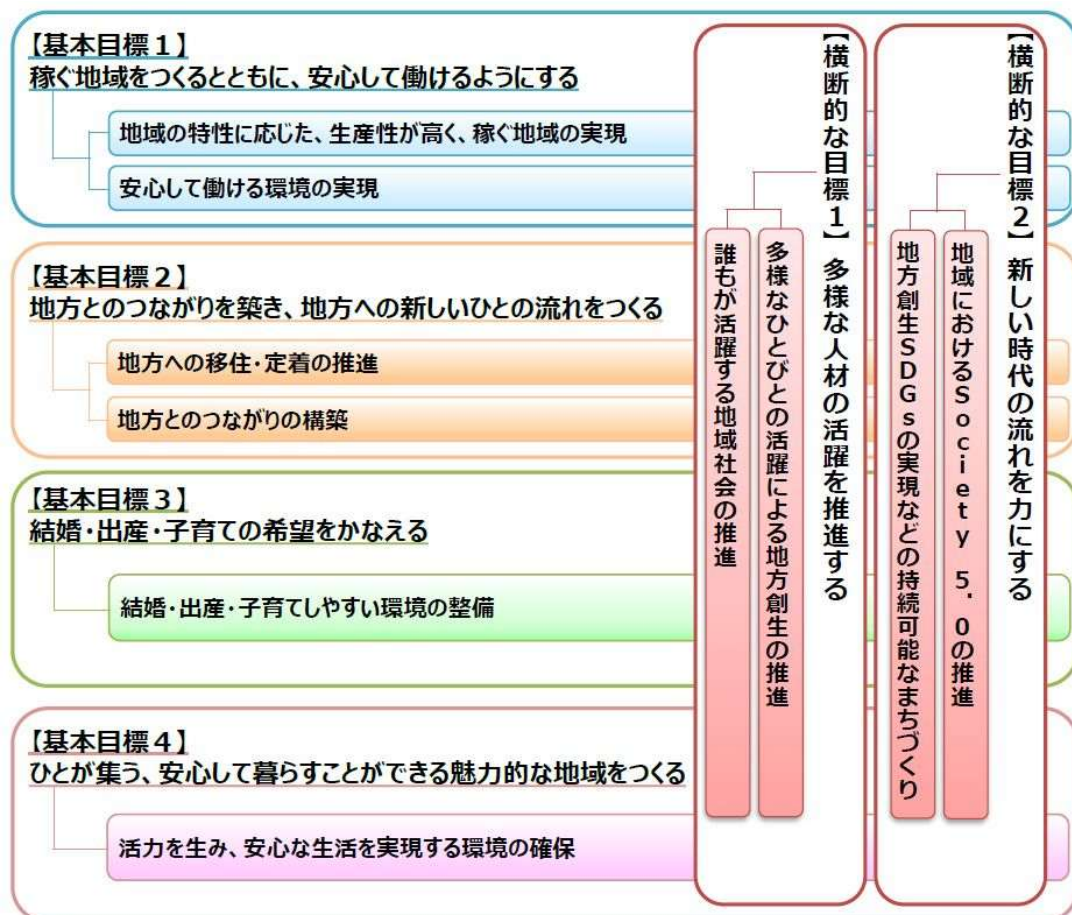
地域資源を有効活用して再生可能エネルギーを導入する等、脱炭素化の取り組みを地方において積極的に推進していくことにより、地域経済の活性化や地域課題の解決の実現につなげる、言わば「地方創生と脱炭素の好循環」を実現することが期待されます。

また、地域の再生可能エネルギーで作られた電気を地域内で使用する「エネルギーの地産地消」による自立的なシステムを構築することは、災害による広域停電が発生した際にも地域内に電力を供給し、防災拠点や中核病院の機能を維持する等、地域防災力の向上にも寄与します。

さらに、地域の社会・経済と密接に関係する農林水産業、公共交通、住宅・建築物などの個別分野においても、脱炭素化の取り組みを進めることにより、地域全体における持続性の確保と地域の魅力向上との両立を図ることができます。

2. 総合戦略の位置づけ

第3期原村地域創生総合戦略は、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020年改訂）と新たに追加された「地方創生の3つの視点」を踏まえ、第2期総合戦略を引継ぎつつ、村の将来像における総合戦略上の重点施策として位置づけます。



第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020年改訂）の目標

3. 基本目標

総合戦略に関する取り組みは、総合計画全般において分野横断的に取り組むことが必要です。その中から、総合戦略の基本目標ごとに、重点的に取り組むべき施策を整理します。

なお、ここに示す基本計画の番号 0-0 と 0-0-0 は総合計画の基本計画の番号です。

基本目標 1

稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

指標	観光地利用者数（人 / 延・年間）					
	現状値 (R5)	R7	R8	R9	R10	目標値 (R11)
	394,300	420,000	440,000	460,000	480,000	500,000
目標値の考え方：現状値の約 127% に増加						

4-1 村の特色を活かした農林業振興

4-1-1 農業の持続的な発展

4-2 産業と地域資源の連携

4-2-1 観光地域づくり推進体制の充実

4-3 時代のニーズに合わせた産業振興

4-3-1 工業振興

4-3-2 商業とサービス業の支援

4-3-3 優良企業の立地促進

4-4 起業支援と担い手育成

4-4-1 起業支援

4-4-3 雇用対策の充実

基本目標2 地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる

指標	社会増減数（人／年）					
	現状値 (R5)	R7	R8	R9	R10	目標値 (R11)
	96	96	96	96	96	96
	目標値の考え方：現状値を維持					

1-4 地区に合わせた移住・定住の促進

1-4-1 若い人の流れをつくる移住・定住促進

1-4-2 ライフスタイルと地区の特性に配慮した移住・定住促進

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

指標	出生数（人／年）					
	現状値 (R5)	R7	R8	R9	R10	目標値 (R11)
	40	40	40	40	40	40
	目標値の考え方：現状値を維持					

2-1 子どもの可能性を高める環境づくり

2-1-1 教育内容・方法の改善充実

2-1-2 幼保小連携・小中一貫教育の強化

2-1-3 子どもの居場所づくりの充実

2-2 多様性を理解する機会の充実

2-2-1 学校以外の教育機会の充実

2-2-2 生涯学習機会の提供と支援

3-2 子どもが幸せになる子育て支援

3-2-1 子ども・子育て支援

3-2-2 妊娠・出産・育児の切れ目のない子育て支援

基本目標 4

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

指標	特定検診受診率（％）					
	現状値 (R5)	R7	R8	R9	R10	目標値 (R11)
	39.3	43.5	47.6	51.8	55.9	60.0
目標値の考え方：現状の約 1.53 倍に増加						

1-3 特色を活かした土地利用とインフラ整備

1-3-1 地区の特色に合わせた土地利用

1-3-2 自然と調和した居住環境

1-3-4 公共交通の充実

2-3 人のつながりを活かした人づくり

2-3-2 村づくりを担う人材の育成

3-1 人のつながりを通じた心豊かな暮らしの実現

3-1-1 地域のつながりの促進

3-3 安心して安全に暮らすための環境づくり

3-3-1 困っている人に寄り添う仕組みづくり

3-3-3 在宅生活を継続するための支援

3-4 健やかに暮らせる環境づくり

3-4-1 健康づくりの推進

5-1 人と地域のつながりづくり

5-1-1 住民参加の推進

5-1-2 自治組織の支援

土地利用構想

第1章 土地利用の基本的な考え方

村における土地利用の基本的な考え方は、次のとおり、国土利用計画第3次原村計画の基本構想に沿うものとします。

1. 土地利用の基本方針

(1) 基本理念

村土は、現在及び将来における住民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共有の基盤であり、さらにその優れた自然や景観は住民にとって貴重な財産です。

村土の利用にあたっては、先人たちの努力によって築かれた輝かしい郷土であることを認識し、公共の福祉を優先させ、豊かな自然環境と美しい景観の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件などに配慮して、健康で文化的な住み良い生活環境・自然環境の確保と村土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。

(2) 村土利用の基本方向

土地が限られた資源であることを念頭に、住民の理解と協力のもと、その有効利用を図りながら利用目的に応じた区分（以下、「利用区分」と称す）ごとに土地需要の量的な調整を行い、土地利用について一層の質的向上を図ります。

① 土地需要の量的調整

森林や農地など自然的な土地利用については、担い手不足や管理不足などによる荒廃を予防し、八ヶ岳山麓を含む豊かな自然環境の保全を図りつつ、農業などの生産活動と調整を図ります。

既存集落の住宅や道路など都市的な土地利用については、人口減少及び少子高齢化、若者定住促進などに対応するため、空き家や空き地、低・未利用地の適正な利用と保全による調整を図ります。

特に、農地、森林、宅地などの利用区分相互の土地利用転換については、復元の困難性を考慮し、計画的かつ慎重に行うものとします。

② 土地利用の質的向上

【生活環境分野】

住民にゆとりとうるおいを感じられる生活の場を提供するためには、自然環境や景観の保全、歴史的風土の保存、公害の防止、村土の安全性などに考慮しながら、周囲の環境と調和した緑地や水辺空間などの配置を行い、質の高い生活環境の維持・保全を行います。

そのため、集落地においては道路や河川・水路、公園・緑地などの整備や保全に加えて、景観に配慮した快適でやすらぎのある住環境づくりを進めます。

森林や農地については、公益的・多面的機能の保持に努めるとともに、遊休農地など未利用地の有効活用を促進して村土の健全な発展を進めます。

また、総合的な治山・治水・砂防対策を進め、森林の持つ村土保全機能に配慮し、村土の安全性を総合的に高めます。

【産業振興分野】

私たちの暮らしは自然と共生する中で発展してきましたが、都市化が進みつつあるなかで、改めて自然との共生を大切にする機運が高まっています。

これまで、地勢的・歴史的に形成されてきた土地利用の実態に適合した「3つのゾーン区分」を堅持しながら、すばらしい環境といきいきとした産業が共生しつつ、村全体の発展を目指しています。

また、農業や観光を通して自然と人とのふれあいの場や自然の循環機能の確保などを図り、持続可能な村土利用を図ります。

2. 村土利用のゾーニング(地域類型別)

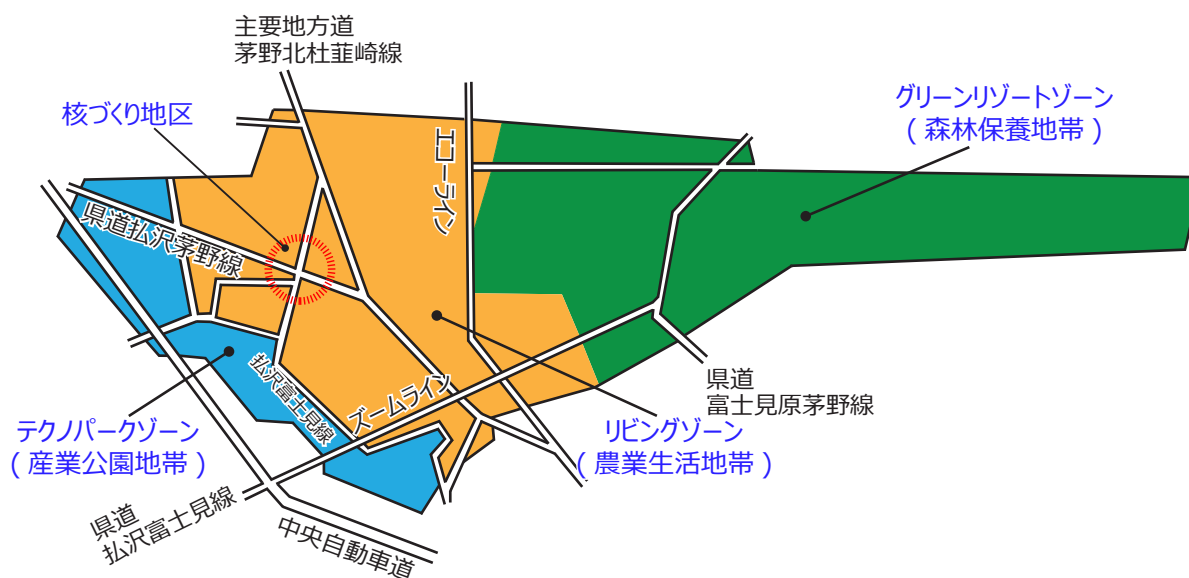
公共の福祉を優先させ、緑と光の織りなす豊かな自然環境と景観を守り、かつ、人と自然の調和の取れた発展を目指すため、村土を次の3つのゾーンに区分し、統一性のある総合的な村づくりを進め、誰もが求めているゆとりと癒しのある生活空間の形成を目指します。

- ・「グリーンリゾートゾーン（森林保養地帯）」
- ・「リビングゾーン（農業生活地帯）」
- ・「テクノパークゾーン（産業公園地帯）」

(1) グリーンリゾートゾーン（森林保養地帯）

八ヶ岳中信国定公園をはじめとする森林地域ですが、自然と共生したペンションや別荘などのほか、人々が自然の恵みを享受できるよう歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）、八ヶ岳自然文化園、もみの湯などの観光施設が配され、来訪者に本村の持つすばらしい自然と景観の中で快適に過ごすことができる空間を形成しています。

今後とも落ち着いた雰囲気のある保健休養地として、高原における自然とのふれあいを楽しむことができるよう、住民協働などにより森林の整備を行い、自然環境と調和したリゾート地を目指していきます。



村土利用のゾーニング図

(2) リビングゾーン（農業生活地帯）

農業地域と居住地域が混在し、生産と生活が一体となった土地利用が行われていることから、各地の生活環境の改善を図りながら、農用地区域内農地の維持・保全に努めます。

新たな住宅地については、集落周辺への配慮を行うとともに、計画的に整備します。

さらに集約型の村づくりとして、役場周辺を村の核づくり地区（中央拠点エリア）と位置づけ、住民の諸活動の中心地としての役割を果たし、利便性が向上するよう、公共施設の集積や商業の充実を促進します。

(3) テクノパークゾーン（産業公園地帯）

中央自動車道に隣接した村西部を工業やサービス業などの産業が集積する労働生産地帯と位置づけ、雇用の場を創出するとともに、周囲の豊かな自然環境との調和を保ちながら、産業が生きづくクリーンな環境を備えた産業公園地帯を目指します。

3. 利用区分別の村土地利用の基本方向

(1) 農 地

農業後継者の確保や人材育成、主要農産物の振興とともに高収益作物の導入や、他産業と連携しながら多様な消費ニーズに対応したやりがいと魅力ある農業を進め、農地の有効かつ適正な土地利用を図ります。

(2) 森 林

森林が持つ各種機能に着目しながら、その機能が十分発揮できるよう適切な維持・管理に努めるとともに総合的な整備・調整を図ります。

また、森林の開発にあたっては、村土保全などの公益的機能に留意しつつ極力抑制するとともに、止むを得ない場合については住民の合意を得ながら適正に実施するものとします。

(3) 宅 地

①住居用地

ア. 住宅地の確保（量的計画）

住宅地の需要と供給のバランスを見極めながら、住宅用地の確保や、空き家・空き店舗などを有効活用しながら、本村への転入希望者の受け入れや若者の住宅取得希望を叶えられる体制を整えます。

イ. 快適な居住環境の確保（質的計画）

新たに行われる大規模な宅地開発などにおいては、豊かな自然環境や田園風景と調和した生活環境の形成を図るため、建築協定[※]について検討します。

さらに、計画的な土地利用を進め、無秩序な開発を防止するための対策に取り組みます。

※建築協定：良好な景観や環境を保全するため、住民全員の合意により協定区域を定め、建築方法などに一定の制限を設ける協定。

②観光施設用地

老朽施設の計画的な更新など、施設機能の再編・再生を進め、自然との共生と交流を目的と

した住民主体の活動を盛り上げていきます。

さらに、観光施設の充実や適切な管理により、観光拠点の再生を図ります。

③別荘用地

今後の開発については、森林地域の保全に十分留意して行うこととします。

④工業用地

身近な雇用・就労の場として、周囲の自然環境や住宅環境に充分配慮するとともに、企業の移転などが生じた場合には、新たに企業誘致を図るなど適正な規模の維持に努めます。

⑤商業用地

事務所、店舗などの商業・業務用地については、周辺環境に配慮しながら効率的な配置に努めます。

さらに地域特産品などの開発、地産地消に結びつく直売所などの促進に努め、幹線道路沿いについては、観光要素を備えた商業地づくりを検討し、計画的な土地利用を図ります。

⑥その他の宅地

本村は、役場を中心に保育園、小学校、中学校など公共施設や、商業店舗などが集積するコンパクトなまちを形成しています。

教育・福祉施設などの公益施設用地については、環境の保全に配慮しつつ、基本構想に基づき住民参画と理解を得ながら必要な用地を計画的に確保し、老朽施設の計画的更新に努めます。

(4) 道 路

生活道路については、地震や火災などの防災対策、沿道の土地利用状況との調整などに留意しながら、歩行者を中心とした交通安全対策を図ります。

さらに、限られた財源の中で効率かつ計画的な道路の維持・管理が行えるよう道路の長寿命化を図ります。

(5) 河川・水面・水路

河川は、阿久川、弓振川、前沢川が一級河川に、大早川、小早川、矢の口川が砂防指定河川に指定されています。

危険箇所の把握と河川管理に努めながら、治山事業と河川改修を推進します。さらに、住民の生命と財産を守るため、土石流など土砂災害の恐れがある箇所については土砂災害警戒区域等の指定、ハザードマップ作成などを行い情報発信するとともに、適正な土地利用を促します。

なお、河川・水路の整備にあたっては、自然環境や景観に配慮した環境保全型工法※を取り入れることにより、魚や水生昆虫が生息できる環境に配慮し、住民などが水に親しむことができるうるおいのある水辺空間づくりに努めます。

※環境保全型工法： 自然石や間伐材を利用するなど、自然環境に配慮した工法。

(6) その他

公園緑地、交通施設などの公用・公共用施設については、住民生活を支える重要性及びニーズを踏まえ、環境及び景観に充分配慮し計画的に用地の確保を図ります。

さらに、人々が気軽に集い交流できる広場や公園・緑地については、既設の公園の長寿命化

に努めながら、身近なスペースを活用し、子育て支援につながる土地利用を図ります。

公共交通については、高齢者や子どもなど交通弱者も移動手段として利用できるよう、住民の参画を得ながら研究、対応します。

リニア中央新幹線は、東京・名古屋間で着工され 2034 年以降に開業を予定していますが、諏訪地域をはじめ中南信地域にとって最大の波及効果が得られるよう、リニア中央新幹線建設促進諏訪地区期成同盟会と連携を図りながら運動を進めていきます。

第 2 章 土地利用構想

1. ゾーン別の土地利用

(1)「グリーンリゾートゾーン（森林保養地帯）」

八ヶ岳中信高原国定公園、保健休養地及び森林地域であることから、自然環境の保全や森林の適正な管理を図り、無秩序な開発を防止して水資源の保護に努めます。

一方で、保健休養地を中心として保養やスポーツ・レクリエーション施設の再生・充実に努め、自然とのふれあいを楽しむことができる環境づくりを行います。

(2)「リビングゾーン（農業生活地帯）」

主として農地及び居住地として利用されている地域であり、生産と生活が一体となった土地利用が行なわれていることから、リビングゾーン（農業生活地帯）として、各集落の環境改善を図るとともに、優良農地の保全に努めます。

新たな住宅地については、集落周辺への配置を行い、計画的な宅地開発を図ります。

また、役場周辺一帯を村の拠点地区と位置づけ、住民の利便性向上や住民の諸活動の中心地として役割を果たすことができるよう、公共施設の集積や商業の充実に努め、村内外の交流拠点づくりに努めます。

(3)「テクノパークゾーン（産業公園地帯）」

中央自動車道諏訪南インターチェンジに近く、道路交通網及び周辺の開発動向などから、産業機能の集積に適しているため、工業、サービス業、研究開発機関などの産業が集積する地域と位置づけ、雇用の場を創出するとともに、周囲の豊かな自然環境と調和を保ちながら、クリーンな環境を備えたテクノパークゾーン（産業公園地帯）を形成します。

2. ゾーン別の整備の方向

(1)「グリーンリゾートゾーン（森林保養地帯）」

①自然環境保全エリア

八ヶ岳中信高原国定公園及びこれに接続する保安林地域を自然環境保全地域として開発を禁止し、村土の保全を図ります。

②別荘エリア

保健休養地内では原村環境保全条例により別荘の建築について厳しい規制を設け、自然保護の観点から、樹木の伐採は必要最小限とするよう指導しています。

また、止むを得ず別荘エリア内に専用住宅を建てる場合、地域保全に努めてもらうとともに

可能な限りの行政サービスの提供を行います。

③宿泊エリア

宿泊エリアの活性化を促すため、営業関係者との協議を行いながら、この重要なエリアの再生整備と活性化を図っていきます。

④保健休養エリア

上記①から③までのエリアを除いた保健休養地を保健休養エリアとします。このエリアは国定公園まで続く森林の中に、自然と調和した健全で特色のある観光拠点を形成しています。

森林については、その保全・育成と有効活用を図ります。

(2)「リビングゾーン（農業生活地帯）」・「テクノパークゾーン（産業公園地帯）」

①集落環境エリア

本エリア内では、快適で文化的な生活環境の形成を図るため、道路や公園・緑地、下水道などの整備と長寿命化を推進します。

新たな宅地の確保については、既存住宅地を中心に、空き家や低・未利用地の有効活用を図ります。

また、判之木地区、南原地区など、中央道諏訪南インターチェンジから核づくり地区につながるエリアを移住促進エリアとして位置づけられるか、インフラ整備等の実現性の調査等を行います。

②産業公園エリア

自然と調和した林間工業団地という理念により工業団地が造成された経緯を考慮し、今後も地域の生産拠点及び雇用の場として企業支援に取り組みつつ、企業の集積などを図り、このエリアの活性化を進めます。

③観光幹線エリア

中央自動車道諏訪南インターチェンジとリゾート地を結ぶ広域農道「エコーライン」と「ズームライン」沿線を「観光幹線エリア」とし、原村環境保全条例により対応し、沿線開発においては景観に十分配慮して保健休養地エリアに準じた緑地を配するとともに、必要に応じて関係各方面と協議・協力しながら景観保全を図ります。

④文化交流エリア

国史跡の阿久遺跡周辺を「文化交流エリア」と定め、阿久史跡の公園化を推進し、誰もが気軽に立ち寄ることのできる史跡公園としての活用を図ります。

⑤中央拠点エリア

役場を中心に、半径 300 m 以内に公共施設が配置されている一帯を「中央拠点エリア」とし、住民サービス、福祉、教育、文化、防災などの機能をコンパクトにまとめ、村の核づくり地区と位置づけ、住民生活の利便性向上と村内外の交流拠点の強化を図ります。

⑥農業・森林エリア

先の①から⑤エリア以外の農地や森林の地域とします。

農地は、農振農用地の保全・再生・活用に努めるとともに、周辺の土地利用との調整を図りながら極力保全していくこととします。特に遊休農地化や荒廃農地化を防止するため、魅力あ

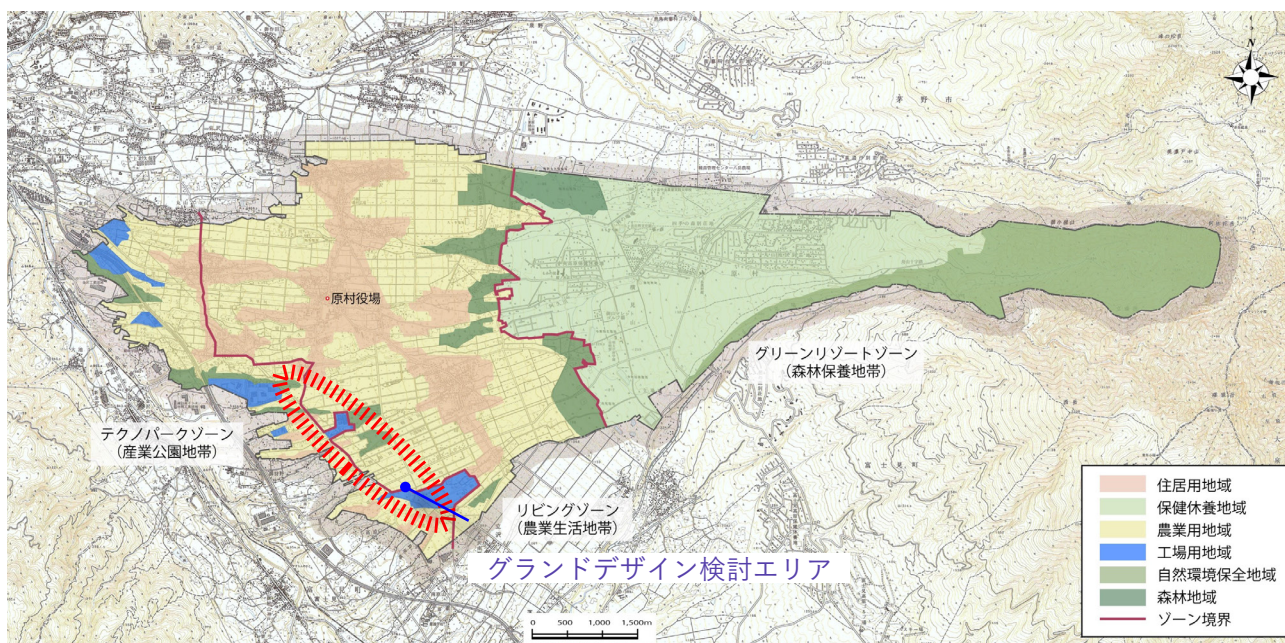
る農業を育てる施策を実施し、後継者の育成を図るとともに、付加価値性の高い農業生産を進めます。

森林については、平地林や里山が多く防風林など、生活や農業と密接なつながりのある機能を持った森林もあります。しかしながら、手入れが不十分なことから、森林の持つ多面的な機能が発揮されるよう住民協働による保全・再生・活用を促進します。

3. 移住・定住促進に向けたグランドデザインの検討

2034年以降に予定されているリニア中央新幹線（品川 - 名古屋間）の開通を見据え、人や仕事、まちづくりなど様々な分野での新しい関係づくりに向けたグランドデザインの検討を行います。

具体的には、中央自動車道諏訪南インターチェンジに近く、リビングゾーンとテクノパークゾーンが混在する判之木地区と南原地区を中心に、居住を誘導するエリアとして、インフラ整備等の実現性の調査を行い、実現可能と判断した場合は、そのエリアの将来像を描くグランドデザインの策定を進めます。



土地利用構想図



第 6 次原村総合計画

令和 7 年 4 月

発行：長野県原村

編集：原村役場 企画財政課 企画係

〒391-0192

長野県諏訪郡原村 6549 番地 1

TEL：0266-79-2111（代表）